

取扱注意

自治労資料2024第42号
2024年10月2日
ウェブ開催

2025年度県本部政治担当者会議

全日本自治団体労働組合

2025年度県本部政治担当者会議

日 程

●10月2日(水)

- 13:00 開 会
本部あいさつ 山 崎 幸 治 副中央執行委員長
- 13:10 学習講演「違反のない選挙をどう闘うか」
講師：五百蔵 洋 一 弁護士
質疑応答
- 休 憩
- 14:40 本部提起 佐 藤 久美子 政治局長
質疑応答、意見交換
- 15:25 ま と め 森 下 元 総合政治政策局長
- 15:30 終 了

違反のない選挙をどう闘うか（公選法レジメ）

—自治労県本部政治担当者会議—

2024年10月2日

（2024年7月改訂）

東京都港区西新橋1-12-8

西新橋中ビル2階

五百蔵洋一法律事務所

弁護士 ^{いおろい} 五百蔵 洋一

電話 03-5501-2151

FAX 03-5501-2150

E-mail ioroi@nekonet.ne.jp

目次

第1	公職選挙法のルーツと主な改正	2
第2	パズルのような公選法—設問と回答	4
第3	選挙運動の定義と主な公選法違反罪名	7
第4	政治活動と事前運動の区別は困難である	8
第5	運動員買収と連座	10
第6	警察は運動員買収事件の捜査に全力投球している。	11
第7	選挙期間中における金銭支出の合法・違法	15
第8	選挙の公示・告示前の金銭支出の合法・違法	18
第9	文書違反と内部連絡文書について	19
第10	デジタル選挙（ネット選挙）が重要になった	21
第11	何故デジタル選挙（ネット選挙）が進んだか	23
第12	デジタル時代（ネット時代）の情報発信のあり方（試案）	26
第13	アナログ選挙は今後も重要である	29
第14	地方公務員の選挙運動・政治活動の自由と一定の制限	29

第1 公職選挙法のルーツと主な改正

1. 公職選挙法のルーツは普選法（1925年,大正14年）である。

1889年（明治22年）、大日本帝国憲法（明治憲法）の下に衆議院議員選挙法が制定された。当初、選挙権は男子高額納税者に限られていた制限選挙であったが、普通選挙を求める運動が高まり、紆余曲折を経て1925年（大正14年）に25歳以上の男子全員に選挙権を与える改正衆議院議員選挙法（普選法もしくは普通選挙法）が成立した。

普選法は大規模な法改正をともなっており、現行の公職選挙法のルーツと言うべき法律である。その特徴は選挙権を拡大する代わりに当時の労働運動や農民運動を抑える目的で、買収罪をはじめ選挙で禁止される行為を幅広くあいまいに設定し、違反に厳しい刑事罰を課したことにある。

更に政府は同時期に反政府運動を弾圧する治安維持法まで成立させた。

2. 公職選挙法の成立（1950年）

本当は第二次世界大戦後の改革の中で抜本的改正を行うべきであったが、貴族院に代わって参議院ができたことから、1950年自治体議員選挙も含めて取り扱う公職選挙法と名を変えた。しかし女性に選挙権を与えた他は戦前の法制度を踏襲したまま現在に至っている（以上、1と2は柚正夫著、日本選挙制度史参照）。

3. 連座制の拡大（1994年）

(1) あいまいな法律という問題点が全く解消されないまま、1994年（平成6年）連座制の拡大という大改正がなされた。

以下の2点が特に重要である。

第1は、連座の対象者として組織的選挙運動管理者が新設されたことである。組織的選挙運動管理者は大変幅広く考えられており、選挙運動のトップリーダーだけでなく現場リーダーも組織的選挙運動管理者となる。

第2は、連座制の効果が大幅に強化されたことである。改正により当選者の当選無効の他、当選者も落選者も連座確定の日から5年間同一選挙・同一選挙区での立候補が禁止されることとなった。これは候補者にとっては死刑にも均しい重い処分である。

(2) 連座制の拡大という改正の趣旨は金権選挙の是正という高い理想に基づいているが、公選法の買収概念はあいまいなままであるため、思わぬこ

とで買収・連座という悲劇を生むこととなった。そして連座は金がらみの選挙違反であるため、文書違反や戸別訪問は連座の対象とならず、これ以降警察の捜査は金がらみの選挙違反に全面的にシフトして現在に至っている。詳細は「第5 運動員買収と連座」および「第6 警察は運動員買収事件の捜査に全力投球している」で述べる通りである。

4. ネット選挙（デジタル選挙）解禁（2013年）

2013年7月からネット選挙が公選法で規定された。従来、ネットは文書の種類として文書と同様厳しい規制が行われてきた。

しかしネット時代の到来でネット選挙運動は文書による選挙運動とは別の扱いとなった。選挙期間中のメールとショートメールのみ候補者と候補者政党以外禁止となっているが、ホームページ、Facebook、Twitter、LINE等を使う選挙運動は第三者でも自由に行うことができる。

文書による選挙運動が相変わらず厳重な制約があるのに対し、ネットを利用した選挙運動は自由に行うことができる。但し、事前運動の縛りはネットにも等しく適用される。従って公示・告示前の活動は文書同様事前運動にならないよう注意すべきである。詳細は「第10 デジタル選挙（ネット選挙）が重要になった」で述べるとおりである。

5. 18歳選挙権（2015年）

2015年6月、公職選挙法が改正されて18歳以上の国民に選挙権が与えられることになり、2016年7月の参議院選挙から実施された。

また18歳以上20歳未満の未成年者が選挙犯罪を行ったときは、連座の対象となる事件について原則として少年法上の保護処分ではなく、検察官に逆送して起訴することとなった。即ち、未成年の運動員が金がらみの選挙違反を犯したときも連座が成立するのである。

18歳以上を選挙運動員として使用できることになったが、全てボランティア運動員でなければならないことは成人とかわりがない。

そして、2022年4月1日から民法上18歳が成人となったが、18歳と19歳に少年法が適用されることは変わりがない。

第2 パズルのような公選法―設問と回答

公選法は何が違法か、何が合法か、よくわからない法律である。このことを理解していただくため、毎回の学習会で以下の設問に回答していただいている。

設 問

Q 1 私の事務所ではボランティア運動員の他、いつもアルバイトを雇って選挙運動をやってきました。そこで次の質問をします。

(1) アルバイトに投票依頼の電話掛けをさせることは合法ですか。

合法 違法 微妙

(2) アルバイトに投票依頼以外の電話、例えば出前の注文や、事務所にかかってくる電話の番をさせることは合法ですか。

合法 違法 微妙

(3) アルバイトに帳簿をつけさせたり、銀行に行って送金をさせたり、お金をおろしたりさせることは合法ですか。

合法 違法 微妙

(4) アルバイトに、候補者の周りで旗を持たせたり、ビラを配らせたり、手を振らせることは合法ですか。

合法 違法 微妙

Q 2 労働組合が組合員を動員して告示後すぐにポスター貼りを行いました。

(1) 組合は動員費として一人当たり3,000円を支払いました。これは合法ですか。

合法 違法 微妙

(2) 組合ではなく選対が3,000円を支払いました。これは合法ですか。

合法 違法 微妙

Q 3 私はある会社に勤めています。会社が推薦する候補の当選をめざして選挙運動を行います。自宅から選対事務所まで交通費が往復で800円かかります。また昼食代と夕食代で1,400円かかります。

(1) この実費を選対事務所で支払ってもらうことは合法ですか。

合法 違法 微妙

(2) 選対から3,000円先に受け取り、2,200円の実費を使いましたが、おつりの800円は選対に返しませんでした。これは合法でしょうか。

合法 違法 微妙

(3) 選対は貧乏なので、私の所属する会社から実費分を支払ってもらうことは合法でしょうか。

合法 違法 微妙

Q4 選挙告示の1週間前、候補者の個人演説会に私達後援会員10名が参加しました。責任者は私です。終わったあと皆で居酒屋に行き大いに盛り上がりました。代金は一人当たり3,500円、合計で35,000円になりました。

参加者から一人当たり2,000円ずつ合計20,000円集め、残りの15,000円をどうするかという話になりました。

(1) 候補者の後援会に負担してもらうことは合法ですか。

合法 違法 微妙

(2) 責任者の私が負担することは合法ですか。

合法 違法 微妙

回答とコメント（労働組合版）

以下のQ1からQ3までは無償（ボランティア）で行うときは全く合法的な選挙運動です。しかし、金の支払いがあるとたちまち違法か合法かのパズルの世界に迷い込みます。Q4は割り勘であれば合法です。しかし誰かがご馳走すればたちまち供応の世界に入ります。

私はいつも学習会の最初に設問を回答してもらい、公選法がパズル法であることを実感してもらってから話を始めます。なおQ1からQ4まで全て事例に基づいています。

Q1 (1) 違法 (2) 合法 (3) 合法 (4) 違法

(1) 典型的な違法例です。投票依頼の電話かけは声で有権者に働きかける選挙運動です。2003年の衆議院選挙の宮城1区と2区、2009年衆議院選挙の北海道5区はこれで連座当選無効になりました。

(2) 有権者に働きかけていないので合法です。登録した選挙運動事務員の典型的な仕事です。

(3) (2)と同じく合法です。

(4) 典型的な違法例です。単純な仕事でも有権者に働きかける行動は単純労務でなく選挙運動だというのが確立した最高裁判例です。2011年の長崎県議選はこれで連座当選無効になりました。

Q2 (1) 違法 (2) 合法もしくは微妙

- (1) 違法です。パズル法である公選法は、選挙運動の他に報酬を支払って良い単純労務という概念を採用しました。ポスター貼り・運転などがその一例です。従って選挙事務所（厳密に言えば候補者）は労務者への報酬を支払うことが出来ますが、労働組合は選挙費用を支払う権限が無いので支払いは違法です。
- (2) 合法です。ただし微妙も正解とします。
なぜ微妙も正解かをわかって頂くために私はいつも次のクイズを出します。

記

ポスター貼りが途中で有権者から頑張ってねと声を掛けられたとき、ポスター貼りの正しい態度は次のどれでしょうか？

- a ぼけっと立っている。 b はい頑張りますと答える。

正解はaです。bは有権者と応答しています。単純な仕事でも有権者に働きかける行動は単純労務でなく選挙運動であるというのが最高裁の確立した判例です。もちろんはい頑張りますという程度では違法とは言えないので合法または微妙も正解としています。

Q3 (1) 合法 (2) 違法 (3) 違法もしくは微妙

- (1) 合法です。選挙運動員には報酬の支払いは禁止ですが実費の支払いは合法です。
- (2) 実費は文字どおり、実際に使用した金額であり、受け取った3,000円と実際に使用した2,200円の差額800円は返還しなければなりません。返還しないときは800円の運動買収となります。参加者にガソリン代2,000円を前渡ししたときも実際に支払ったガソリン代の領収証と共に余った額を返還しなければなりません。
前渡しすると現実に余った額を返してもらうことは手間が煩雑すぎて困難です。先に自腹を切ってもらい、領収証や伝票と引き替えに後払いすることが安全かつ手間を省ける方法です。
- (3) 違法もしくは微妙を正解にします。会社は選挙運動にかかる費用を支払う権限が無いので違法です。但し最近まで報酬ではなく実費だけの支払いであれば摘発されませんでしたので微妙も正解にします。なお、徳洲会事件で裁判所は補填した給与の他札幌から鹿児島までの航空券実費も買収の対象と認定しました。報酬+実費の場合、全額を買収と判断したということになります。

Q4 (1) 違法 (2) 違法

- (1) も (2) も 供応になるので違法です。飲み屋には警官が沢山います。彼

らの目的は第一に情報収集です。そしてもし選挙関係者が領収証をもらったときは店から領収証のコピーを受け取り供応捜査の重要な証拠としています。

以上はいずれも実際の事件をモデルにしている。この法律は理屈や常識で考えると間違った答えになる。考えるのではなく覚えることが大事である。

第3 選挙運動の定義と主な公選法違反罪名

選挙運動の定義

公選法は選挙運動とは何かについて定義していない。そこで従来の判例や学説上①特定の選挙において、②特定の候補者の為に、③有権者に働きかける行為、が選挙運動の三要素と言われている。最高裁は例え単純な仕事であっても有権者に対して直接働きかける行為は単純労務ではなく選挙運動にあると判示している（最高裁判所昭和53年1月26日判決他多数）。従って「投票依頼の電話掛けは声で有権者に働きかける選挙運動であり「旗持ちやビラ配り」は視覚や文書で有権者に働きかける選挙運動ということになる。

1. 買収一連座制の適用あり

(1) 投票買収（法第221条1項1号）

有権者に対し投票依頼の為に金を支払うこと。

(2) 運動員買収（運動買収）（法第221条1項1号）

選挙運動に参加する人達に対して報酬を支払うこと。報酬といっても幅が広い。法律で支払ってよいと明記された金の支払以外は皆問題となりかねない。また選挙区外の者や選挙権を持たない者への支払あるいは上限を超える支払も運動員買収となる。

例) アルバイト代、動員費、渡し切り経費（前渡経費）、実費を超える交通費（差額買収）、ウグイスに1日3万円を支払う（上限1万5千円）

(3) 利害誘導（法第221条1項1号）

2003年総選挙の宮城1区、2区で有名となった。選対がアルバイトを直接雇うのが買収であるのに対し、選対が業者に有料で委託し、業者が

社員やアルバイトを使って選挙運動をさせ給料やアルバイト代を支払うのが利害誘導罪である（最高裁判決）。利害誘導は買収の一種である。

(4) 供応（法第221条1項1号）

選挙運動に参加した人達あるいは有権者に対してごちそうしたり、接待すること。割り勘以外はアウトである。また、公示・告示前のごちそうであっても事前運動に該当すれば供応罪になる。

2. 文書違反（法第142条等）

原則として逮捕せず任意捜査のみであり、殆どが責任者に対する罰金刑と公民権停止で終了する。連座制の適用はない。

しかし、違反者は公民権停止になるので候補者は文書違反をしてはいけない。

文書違反については後述第9で詳述する。

3. 戸別訪問（法第138条）

原則として逮捕せず任意捜査のみであり、殆どが責任者に対する罰金刑と公民権停止で終了する。連座制の適用はない。

違反者に対する公民権の停止はある。

4. 事前運動（法第129条）

選挙運動は公示・告示日からでなければ行うことが出来ない。公示・告示前の選挙運動を事前運動という。従って上記1乃至3の各行為を公示・告示日前に行うときは事前運動罪として処罰の対象となる。

そして、法律上事前運動は許されていないが政治活動は出来るという建前になっている。しかし事前運動と政治活動の境界線は区別できないと言わざるを得ない。天下の悪法の一例である（詳細は「第4 政治活動と事前運動の区別は困難である。」で述べる通りである。）

最近摘発された事件の多くは、公示・告示前の事前運動買収と公示・告示後の選挙運動買収の両方が違反とされている。事前段階で金銭を手渡すときは十分注意しよう。

第4 政治活動と事前運動の区別は困難である。

1. 立候補準備から公示・告示前日までの活動

選挙運動は公示・告示日から投票日前日までしかできない。しかし、そ

れでは誰も当選できないので公示・告示前日まで様々な活動を行っている。事前運動は禁止されているが政治活動は大いに出来る。これが公選法の建前である。

しかし事前運動と政治活動の区別はあいまいであり、公選法は何ら明確な区別の基準を示していない。示すことが出来ないのが真実である。両者の境界線上の行為は区別できない。この点も公選法が根本的に欠陥があることを示す具体例である。

2. 「すいか泥棒」の例え

運動に携わる者にとって両者の区別は「すいか泥棒」のたとえがわかり易い。すいかが丸まると太ったときに夜中にすいか畑に行けば、すいか泥棒と思われる。しかし種をまいて芽が出た頃にすいか畑に行っても誰もすいか泥棒に間違われぬ。選挙が近くなったら同じことをしてもすいか泥棒（事前運動）に間違えられることがあるから注意しよう。

3. 河井克行・案里議員のケース

2019年7月21日投票の参議院選挙・広島県選挙区、河井案里候補者の陣営において、夫の河井克行衆議院議員と案里候補者が広島県内の県議、市議、首長らに事前に配った金が運動員買収にあたるとして夫妻が逮捕起訴された。

検察は案里候補者が自民党公認となった2019年3月13日以降の金銭配布は運動員買収にあたるとして起訴し、これに対し河井夫妻は4月の統一地方選挙の当選祝いや地盤培養の政治活動に基づく現金供与であると主張した。

案里氏について、2020年1月21日東京地裁が、政治資金ではなく買収であると認定して懲役1年4月執行猶予5年の判決を言い渡し、案里氏は控訴せず辞職した。

一方克行氏は無罪を主張していたが公判の終盤になって突然方針を転換し買収を認め議員辞職もしたが、2021年6月26日東京地裁は選挙の公正を著しく害する極めて悪質な犯行だと非難し懲役3年の実刑判決を言い渡した。克行氏は即日控訴したが、10月控訴を取り下げ、実刑判決が確定した。

また、検察が起訴猶予（犯罪は成立するが起訴しないという処分）とした被買収議員らの多くが検察審査会で起訴相当と議決され、検察庁は一転彼らを起訴した。有罪となれば公民権停止・失職となる。

4. ボランティア活動が安全

選挙が近づいたら政治活動における各種活動は事前運動と誤解されないよう注意すべきであり、事前運動買収連座のリスクを避けるため可能な限りボランティアによる活動を徹底すべきである。

第5 運動員買収と連座

1. 「違反が恐くて選挙ができるか」はもはや死語である。

(1) 今も摘発が続く各種談合事件と構造がよく似ている。昔は当たり前のことが今や許されない時代となった（コンプライアンス）。

(2) 運動員買収はアウト

法律で定められた以外の金を選挙運動に参加する人達に支払うことはリスクが極めて大きいのでストップすべきである。事前運動においても運動員買収は成立する。

2. 連座の威力

(1) 連座とは

候補者は何も違反していなくても幹部運動員が金がらみの選挙違反をしたとき、候補者は折角当選しても当選無効となり、かつ当選者も落選者も連座確定の日から5年間同一選挙において同一選挙区での立候補が禁止される制度である。

例) 2003年11月の総選挙で支援の労働組合による有料電話掛けが摘発され、全くそのことを知らなかった宮城1区の今野東、2区の鎌田さゆり衆議院議員が共に当選無効、5年間衆議院の同一選挙区での立候補禁止となった。これ以降毎回の選挙で連座が発生している。

(2) 連座の対象者

総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者または立候補予定者の一定の親族、候補者または立候補予定者の秘書、あるいは組織的選挙運動管理者

(3) 当選無効の原因となる刑罰

総括主宰者、出納責任者、地域主宰者が罰金刑以上に処せられたとき、あるいは一定の親族、秘書、組織的選挙運動管理者が執行猶予付の禁錮刑以上に処せられたとき

(4) 連座対象者の解説

ア 総括主宰者・地域主宰者

例) 2005年9月11日の総選挙で高知1区の民主党五島正規衆議院議員の政策秘書が総括主宰者と認定されて有罪となり、五島議員は連座の対象となり辞職した。

イ 出納責任者

例) 2005年9月11日の総選挙で千葉7区の自民党松本和巳衆議院議員の出納責任者がアルバイトを雇ったことで有罪となり、松本和巳議員は連座の対象となり辞職した。

ウ 組織的選挙運動管理者

幅広く考えられており有給・無給を問わない。弁当や車の手配、電話掛け作戦のリーダー、後援会の活動家、町内会長、会社や組合の選挙担当者等が該当する。もともと、最近は以前より組織的選挙運動管理者の枠を狭める傾向にあると五百蔵は感じている。以下に述べる例1と違い例3は選対の中心メンバーではないが電話掛け作戦のリーダーであり、過去同種事件で組織的選挙運動管理者と判示されたケースは多く、裁判所が少し組織的選挙運動管理者の範囲を絞り込むようになったと判断している。

(例1) 2003年11月の総選挙の際、宮城1区、宮城2区で民主党候補者のために選対の中心的地位にあり、有料電話掛けを企画した労働組合役員について、最高裁は組織的選挙運動管理者にあたりと判断した。これを受けて、検察庁は連座訴訟を提起し宮城1区と2区の議員は当選したにも拘わらず連座失職した。

(例2) 2012年12月の総選挙の際の徳洲会ぐるみの選挙で、徳田毅議員の姉2人が組織的選挙運動管理者にあたりと判断されたことから徳田毅議員は連座裁判を待たずに辞任に追い込まれた。

(例3) 2014年12月の総選挙の際、青森1区で有料電話掛けを指揮した運動員が組織的選挙運動管理者にあたりとして起訴された。しかし、青森地裁は運動員を有罪としたが、選対で重要な地位にあったとは言えないと判断し組織的運動管理者にはあたらないと判示した。これを受けて検察庁は連座裁判を断念した。

第6 警察は運動員買収事件の捜査に全力投球している

1. 警察は金銭がらみの事件の摘発に全力投球し、一方では文書違反や戸別

訪問については以前と比べて捜査の意欲は減少したというのが捜査の実情である。金銭がらみの事件は連座があり、金銭にからまない文書違反や戸別訪問は連座が適用されないからである。

2. 何故警察は運動員買収の摘発に熱心なのか

将を射んとすれば馬を射よとのことわざのとおり、幹部運動員をつかまえることで候補者を連座制によって失格させることができるからである。

警察庁は、選挙の度に捜査対象を拡大し、捜査のレベルを飛躍的にアップさせてきた。検察庁特捜部による政治家の汚職摘発が検察庁の権威と権力の有力な基盤となっているのと同様に、警察庁は選挙違反の徹底摘発を自らの権威と権力の有力な基盤と考えており、そのために徹底捜査を行っているのである。

また最近では、検察庁も以前よりずっと熱心に捜査に取り組むようになってきた。徳洲会事件や河井克行・案里夫妻の買収事件は東京地検特捜部が捜査を主導した。

(朝日新聞2004年12月28日記事より)

「裏金」転じて長官賞

2004年12月裏金疑惑で北海道警は芦刈本部長をはじめ4人に1人の職員が大量処分された。しかし、その4日後道警は警察庁長官賞を受賞した。

裏金疑惑で道民の厳しい批判にさらされた道警は「起死回生」の一打を放つ好機として2004年夏の参議院議員選挙違反を徹底して取り締まり、民主党信田邦雄派をめぐる運動員買収事件の27人をはじめ合計32人を大量逮捕する全国屈指の好成績をあげたことが評価されたためである。

3. ハイテクを駆使した「組織犯罪捜査」の手法

- (1) 長期間の内偵捜査による膨大な情報と資料の収集
- (2) ターゲットに大量の人員を集中的に投入し、関係者を完全マーク。
- (3) 泳がせ捜査 (コントロールド・デリバリー)
- (4) 内部告発
- (5) ハイテク機器を駆使。

ア スマホ・携帯電話は歩くナビゲーター

スマホ・携帯電話は交信していない時でも電波を発信して中継基地局のコンピュータに記録されており、捜査当局は居場所を把握できる (合

法)。もちろん交信すれば誰と誰がいつ、どこで交信したか記録が残っている。さらにスマホのGPS機能を調べればピンポイントで居場所が特定できる。

イ PCは宝の山である。

徳洲会の徳田虎雄理事長は難病で体を動かさず目で合図して指示をPCに記録させ、部下の報告もPCに入力させて読んでいた。東京地検特捜部は2012年11月の総選挙における徳洲会ぐるみ選挙について2013年9月から一斉に捜査を開始し、徳田虎雄氏の指示と部下の報告が詰まっていた病室のPCを押収し、事件の全容を解明した。PCは捜査当局にとって宝の山である。またPCのデータを削除しても捜査当局は簡単に復元できる。

ウ メールやLINEなどは送信者・受信者の双方に残る。従って自分は消去しても相手に残っていれば動かぬ証拠となる。

エ 預貯金の入出金は警察が任意捜査で入手できる。

預貯金の原簿は銀行や郵便局のホストコンピュータの中にあり、通帳は原簿からダウンロードしたコピーに過ぎない。捜査当局が候補者本人だけでなく家族や関係者の預貯金の入出金を原簿で調べるのは今や常識である。

オ 防犯カメラ

カ Nシステムやカーナビ

Nシステム設置場所を通過した車両のナンバーは瞬時にチェック出来る。従って車両が移動する方向、ひいては今どこら辺にいるかを瞬時に把握できる。今や一般刑事事件の捜査の必須手段である。選挙の際も選挙事務所を訪れた車両は多くが把握されており、どのような移動をしたのかNシステムで把握可能である。カーナビも後からでも車両の走行場所を再現できる。

キ DNA

(6) デジタルフォレンジック (Digital Forensics)

上記のように、コンピュータ、スマートフォン、サーバーなどの電子機器に集積されたデータを収集し、分析し、鑑識にかけ、あるいは削除された情報を復元するなどして証拠化する捜査手法をデジタルフォレンジックという。

ア 2019年参議院選挙における河井案里候補者と夫の河井克行衆議院議員に対する捜査で検察庁がデジタルフォレンジック捜査を行ったことをマスコミは大きく報じている。私たちはデジタル機器なしに活動する

ことはできない。買収行為と疑われる行為は厳に慎むべきである。

(朝日新聞2020年6月20日記事より)

河井夫妻の携帯GPSで授受の日特定

案里議員の参院選への立候補表明後の昨年3月下旬、克行議員の訪問を受けた元広島市議は聴取時、「自分の事務所で克行議員から現金を受け取っただろう」とたずねられた。さらに「克行議員の携帯のGPS（全地球測位システム）を調べたから、20分余り事務所にいたとわかっている」とも言われたという。別の広島県議も「聴取時に『どこで会ったかすぐわかる』と言われた」と話す。

東京地検特捜部は、議員らの聴取の際、説明を客観的に裏づける目的で携帯電話の位置情報を活用。こうした議員らの供述を積み重ね、克行議員を94人に約2570万円を供与、案里議員は共謀の上、このうち5人に170万円を渡したとする疑いで逮捕した。夫妻は容疑を否認している。

イ 最近では企業や従業員の不正調査でもデジタルフォレンジック手法を使った調査が広く行われている。有名な例が東芝のケースである。2020年7月の株主総会前に東芝役員と経産省が海外投資家に対し強い圧力を掛けて会社提案に賛成させたという疑惑について、株主総会が選任した弁護士らが、デジタルフォレンジックの手法を駆使して、人工知能（AI）に70万通とも言われる電子メールなどを読み取らせ、不正が疑われるメールなどを絞り込み最後は弁護士が解析する手法で東芝と経産省が不当な圧力をかけた事実を証明した。2021年6月公表された弁護士らの報告書は大きな反響を呼び、その直後の7月の株主総会で当時の取締役会議長が再任を否決される結果となった。

ウ 私たちは従来のアナログ世界では考えられないデジタル世界に足を踏みいれており、選挙においては後から行動が把握される時代であることを肝に銘じて透明な運動をしなければならない。

第7 選挙期間中における金銭支出の合法・違法

1. 合法的に報酬を支払って良い人達は誰か

公選法は選挙運動員に対して、旅費・交通費・宿泊料・弁当料・茶菓料の実費弁償のみ認め（金額の上限あり）、報酬の支払を禁じている。

一方公選法は労務者、登録した選挙運動事務員、登録した車上運動員（ウグイス）と手話通訳者には実費弁償の他一定額の報酬を認めている。

(1) ウグイスと手話通訳。但し1日15,000円以内（超過勤務手当は支払えず、支払えば違法となる）。

(例) 2013年7月参議院選挙の比例代表広野允士派で元公設秘書がウグイスに1日3万円支払って逮捕・有罪となり、広野允士候補は参議院選比例代表5年間立候補禁止の連座となった。また、2019年7月参議院広島選挙区の河井案里候補者の陣営がウグイスに1日3万円支払った事件で議員秘書らが逮捕起訴され、この事件を端緒として夫の河井克行衆議院議員と案里参議院議員夫妻が広島県の県議や市議ら多数を買収したとして逮捕起訴された事件に発展した。

(2) 運転手、ポスター張り等の労務者としての行為。但し1日10,000円が基本日額で超過勤務しても15,000円以内。

(3) 登録した選挙運動事務員 但し、1日10,000円以内（超過勤務手当は支払えない）

誤解されやすいが有給の選挙運動事務員は選挙運動事務はできるが、選挙運動はできない。従って封筒の宛名書きや事務所の電話番はできても、選挙ビラ配布や投票依頼の電話掛けはできない。登録した選挙運動事務員のできることは少ない。

(4) 上記(1)から(3)は公示・告示後の選挙運動費用としては支払えるが、公示・告示前の活動については政治活動であれば支払ってよいが、事前運動と認定されたら支払は公選法違反となることに注意。

以上をまとめたものが次の表である。

選挙従事者への報酬支給・実費弁償・弁当提供についての制限

対象	報酬の支給	実費弁償	弁当の提供
労務者 【有権者への働きかけ不可】	可（届出不要） 1日 10,000円以内 （弁当実費との合計） 超勤手当 1日 5,000円以内 期間・人数の制限なし ※1	旅費・交通費実費 宿泊料 1泊 10,000円以内 食事代・弁当料・茶菓料は自腹 立候補準備期間含む 人数制限なし ※3	労務者のみ弁当代は自腹。
選挙事務員 【有権者への働きかけ不可】	可（事前届出必要） 1日 10,000円以内 超勤手当不可 氏名等届出日から投票日前日まで 1日 50人以内（期間中 250人まで異なる者を届け出て支給できる） ※2	選挙事務員と車上事務員は法 197条の2②で実費弁償+報酬可となっている。 旅費・交通費実費 宿泊料 1泊 12,000円（2食分含む場合）以内	選挙事務所で渡すものに限る （政党の選挙事務所では不可） 立候補届出後から投票日前日まで 1食 1,000円 1日 3,000円以内（選管が告示） 期間計で 45食×日数（衆 12、参 17）以内 （事務所 1個所増につき+18食×日数） ＊弁当以外は通常の湯茶・菓子のみ
車上等運動員 手話通訳者 【車上以外での運動不可】	可（事前届出必要） 1日 15,000円以内 超勤手当不可 期間・人数は同上 （人数制限は事務員との合計数） ※2	旅費・交通費実費 宿泊料 1泊 1,000円 1日 3,000円以内 弁当料 1食 1,000円 1日 3,000円以内 （700円の弁当代を支払って 1000円受け取れば差額買取）	
上記以外の選挙運動員	不可	茶菓料 1日 500円以内 期間・人数は同上 ※3	

※1 金額は基準（選管が決定・告示）。政党に係るものは制限適用なし（社会通念上妥当な額）。

※2 候補者に係るものの金額は基準（選管が決定・告示）。人数は地方選では異なる。参院選の比例名簿届出政党は不可。衆院選の政党に係るものはこの金額（届出不要、期間・人数制限なし）。

※3 候補者に係るものの金額は基準（選管が決定・告示）。政党に係るものは制限適用なし（社会通念上妥当な額）。

2. 前ページの表以外の支払は全て問題が出てくる。

(1) 労働組合の動員費

日常の組合活動で支払うことは当然合法であるが、組合活動であると同時に選挙運動と認定されるときは運動買収となる。

(2) 渡し切り経費（前渡経費）は極めて危険。

逮捕されると「票の取りまとめ資金」と報道される。この種の事件は沢山ある。

例えば選挙運動員が事前に5万円を受け取ったケースを考えてみよう。運動員は選挙運動中に食事をするし、電車代も支払うし、車を使えばガソリンを消費する。選挙のための電話もかける。選挙運動員は報酬をもらうことは禁止されているが実費弁償は合法である。従って領収証や伝票をきちんと揃えて5万円以上使用していれば合法である。しかし領収証や伝票を用意できなければ買収となってしまう。また4万5千円分の領収証や伝票を用意したときは差額の5千円が買収となってしまう。

2010年4月の統一地方選挙の群馬県議選挙戦で食事代2千円を先渡しした責任者が逮捕され略式罰金となった実例がある。

従って選挙運動員は先に自腹を切って経費を支払い、後で領収証や伝票と引き替えに実費弁償してもらい、即ち後払いが自分の為にも、候補者の為にも安全な方法である。

(3) 名目を変えてもアウト

例) 2004年7月の北見農連事件の「農政対策費」は、実質は運動員に対する報酬であるとして有罪となった。

(4) 候補者の周りで旗を持っていたり、ビラを配ったり、手を振る行為は選挙運動となるので報酬を支払うと運動員買収となる。

最高裁判決は例え単純な仕事であっても有権者に対して直接働きかける行為は単純労務ではなく選挙運動にあたるかと判示している（最高裁判所昭和53年1月26日判決他多数）

(5) ○○候補をよろしくと述べる投票依頼の電話掛けは声で有権者に働きかけるので選挙運動となり、報酬を支払うと運動買収となる。

(6) アルバイトが演説会場に先乗りして会場の机・椅子の設置や横断幕の設置などをしたあと、演説が始まってもその場にとどまって演説を聴くなどしていた。そして終わった後は会場の片付けをした。

このケースは演説会場の準備や片付けは労務者としての行為であるが、アルバイトが演説会場で演説を聴く行為はいわゆるサクラにあたるので運

動員買収となるとの判決が出ている。

3. 運動員（無給）に対する実費支払は原則として合法である。

(1) 選対が支払うこと

選対が旅費・交通費・宿泊料・弁当料・茶菓料という実費を支払うことは合法である（金額の上限あり）。但し、1回毎の精算は面倒だから先に1万円渡してこれで使ってくれという渡し切り経費（前渡経費）方式は絶対にやめること。

(2) 会社、宗教団体、労働組合等が選挙運動に参加した人達に実費を支払うことは要注意。2012年の徳洲会選挙では、報酬（給料の後払）の他、航空券代等の実費を徳洲会が支払ったことも買収と判断された。

万一立て替えたというときは選対にきちんと請求すること。

(3) 電話会社に支払う電話料金の組合負担は合法である。

運動員に支払うものでないから合法である。組合が電話代を支払ったことを選対が知らない時は選対は選挙運動費用に入れなくて良い。なお言うまでもないが、金が運動員の懐に入るときは違法である。

第8 選挙の公示・告示前の金銭支出の合法・違法

1. 政治活動の対価であれば合法で、事前運動の対価であれば事前運動買収になる。しかし何度も言っている通り、政治活動と事前運動の境界線はともあいまいである。すいか泥棒の例えのとおりである。

選挙期間中であれば、ウグイス、選挙運動事務員、運転手等に対し合法的に金を支払うことができるが、公示・告示前には政治活動と判断されたら合法であるが、事前運動に該当すると判断されたら全て違法支払となる。

2. **教訓**

(1) いつも言っていることだが、選挙が近くなったら、名目の如何を問わず100%説明ができない限り、金を渡したり接待することは全て禁止すべきである。

選挙近くなって、活動に参加する学生や支持者に報酬や行動費を支払ったり、あるいは食事や酒を提供するときは、事前運動か政治活動かによって違法か合法かが分かれる。

しかしその境界線は非常に曖昧である。支払がいつまで大丈夫か、いつから危険なのかの明確な基準は存在しない。

(2) 組織内議員の決起集会に参加した組合員に動員費を支払うケースを考えて頂きたい。決起集会が政治活動であれば動員費は合法である。しかし決起集会という名称を考えると事前運動っぽいと考えられる。ボランティア参加であれば事前運動であっても買収や連座にならないが、動員費を支払ってれば事前運動買収となり連座になる可能性がある。選挙が近くなって決起集会に参加するときは安全の為動員費の支払は禁止すべきである。

(3) 選挙近くなったら、定期大会時の懇親会や毎年行っている定例の忘年会・新年会・旗開きのように、開催理由を明確に説明できるものは主催者がごちそうして良いが、臨時大会時の懇親会や臨時の忘年会・新年会等は要注意である。安全のため臨時大会時等の懇親会は割り勘に徹するか懇親会をやめて頂きたい。労働組合の執行委員会で選挙期間中の組合員の動員について打合をした機会に夕食を提供したことが供応に問われたケースがあることを肝に銘じて頂きたい。

(4) 公選法がパズルのような法律であることはくり返し述べてきたが、公選法が改正されない以上、組織は金のリスクを犯すべきではない。選挙が近くなったら、候補者、後援会、支援者、労組あるいは会社は、ボランティア活動に徹すべきである。

第9 文書違反と内部連絡文書について

1 (1) 文書違反や戸別訪問は金銭支払が無い限り連座制の適用はない。

近年は逃亡や証拠隠滅が無い限り文書違反や戸別訪問は逮捕せず任意捜査のみで捜査を終了する。刑も責任者だけが罰金プラス公民権停止となるケースが殆どである。

(2) しかし、違反者は公民権停止となるので、議員や候補者は文書違反に関わってはいけない。最近、現職議員が文書違反で起訴されたケースが目立っている。

ア 2021年11月15日投票の栃木県知事選で福田知事(現職)は対立候補に倍の差をつけて圧勝したが、陣営の宇都宮市議会議長と福田知事の次男の宇都宮市議が「告示前に福田知事の母校の野球部OBに対して、知事への投票を呼びかける趣旨の文書を郵送した」件で起訴され、議長は罰金30万円公民権停止3年、次男は罰金20万円公民権停止2年の有罪判決を受けた。

イ 2021年10月31日投票の総選挙において、立憲民主党鳥取2区の湯原俊二候補（比例当選）の選対本部長であった県議が後援会員に対し、「支援の輪を広げていただきたい」などの言葉を記載した文書を配布した件で起訴され、現在公判中である。

ウ 同じく、2021年10月31日投票の総選挙において、日本維新の会から奈良1区で立候補し比例当選した前川清成候補が、「選挙区は前川きよしげ、比例区は維新とお書きください」などと記載した文書を添えて選挙はがき用紙を母校の卒業生2000名あまりに郵送した件で、事前運動・文書違反にあたるとして起訴された。前川議員は、支援が期待できる人たちに選挙はがきの宛名書きをしてもらう目的で送ったもので合法的な立候補準備行為であると主張した。

奈良地裁は2023年1月18日、支援が期待できる特定の人たちに絞って送ったものではなく、不特定多数の人に投票を呼び掛ける目的で郵送したと認定し、事前運動・文書違反罪で罰金30万円と5年間の公民権停止判決を言い渡した。前川議員は大阪高裁に控訴したが同年7月29日控訴棄却となり、更に最高裁は同年11月18日上告を棄却した。これで、罰金30万円、公民権停止5年の刑が確定した。

2 内部連絡文書か否かの判断

選挙期間中は公選法で定められた証紙を貼ったビラや選挙葉書等に限って配布することができる。しかし、各陣営、後援会、応援団と言うべき会社や労働組合等は選挙期間中、事務連絡などの内部連絡文書を出す必要がある。

合法的な内部連絡文書と脱法的な文書の違いは一律に定めることはできないが、後援会員や組合員に対して、投票依頼文言を含まず、選挙運動への動員、参加を呼びかける程度であれば内部連絡にすぎないとして合法となるケースが大半である。

他方、一般後援会員や一般組合員に配布する文書に「当選のためあと一歩なので全力を尽くしてください」等と記載することは、投票依頼目的と判断される危険がある。さらに、「〇〇候補に投票してください。」など投票を依頼する文書は内部連絡文書ではない。違反文書である。

そして、後述第10以下で述べる通り、メール以外のSNSを使えば、内部文書に該当するかどうかあるいは投票依頼に当たるかどうか悩む必要が全く無く、選挙期間中、全ての後援会員や組合員に対して「〇〇候補に投票してください」と合法的に発信することができる。

3. 選挙の公示・告示前は、投票依頼など選挙運動とみなされる内容であれば事前運動文書違反となるが、投票依頼文言を含まない文書の自由度は選挙期間中に比べるとはるかに高い。

4. 限界的な事例

(1) 候補者が、会社、業界団体、労働組合等から推薦決定を受けたとき、候補者陣営が、推薦を受けた会社の従業員、推薦を受けた団体の会員、推薦を受けた組合の組合員に推薦御礼の文書を出すことは文書違反となり、有罪となった判例は多い。ちなみに会社、業界団体、労働組合が会報等通常の方法で候補者名を挙げて推薦決定したことを知らせることは合法である。

(2) 後援会事務所開設・移転の通知

公示・告示後選挙事務所となる事務所を公示・告示前に後援会事務所として開設するケースは多い。この場合関係者に通知を出すことは問題ないが、後援会の名簿に載っているだけで実際は後援会の会員と言えるかどうか疑問のある人への通知、あるいは近隣住民への通知等は限界事例ということになる。

第10 デジタル選挙（ネット選挙）が重要になった。

1. 最近になって重要性がはっきりしてきた

2013年4月公選法が改正され、ネット選挙が解禁となったが、最近までネット選挙は期待された効果が現れず低調であった。

しかし、2019年7月の参議院選挙はネット選挙の効果がはっきり出した初めての選挙であった。その代表例が「れいわ新選組」の躍進

(228万票、その内山本太郎票が992,267票)と山田太郎候補(自民比例区 539,566票)の当選である。また、NHK党が99万票集め立花孝志が当選した。

そして、2022年7月の参議院選挙では、れいわ新撰組が228万票(水道橋博士ら2名当選)、参政党が177万票(神谷宗幣が当選)、NHK党が前回以上の125万票(ガーシーが当選)を集めた。

もちろん、今後も街頭演説、ビラ配布、ポスター貼り、集会、電話掛け等のアナログ選挙運動は重要であり、それにプラスしてネット選挙運動も大事な時代と考えるべきである。

人は1年ごとに年齢が上がる。デジタルネイティブ世代が社会の中心になる時代が近づいているからである。

2 デジタル（ネット）選挙運動

(1) できる行為とできない行為は以下のとおりである。

		政党	候補者	第三者（有権者個人、団体など）
ウェブ サイト	ホームページ ブログなど	○	○	○
	SNS	○	○	○
	動画のネット配信	○	○	○
電子 メールと ショート メール	選挙運動用メール の送信	○	○	× ※政党・候補者から のメール転送も不可
	選挙運動用ビラ・ ポスターを添付し たメールの送信	○	○	× ※政党・候補者から のメール転送も不可
	候補者のビラ・ポ スター・マニフェ ストなどのPDF を印刷し配布	×	×	×
ネット 広告	有料ネット広告 (バナー広告等)	○	×	×

(○できる ×できない)

(2) 公示日・告示日以降、電子メールとショートメール以外のSNSは制限や制約は殆ど無い。候補者はもちろん、有権者個人も労働組合等の支援団体もSNSを使えば投票依頼が自由に出来る。「○○候補に1票入れてください」と発信することができるのである。

(3) 何故か電子メールとショートメールを使った選挙運動は候補者および政党以外の第三者（有権者個人や団体など）はできない。

3 デジタル（ネット）政治活動

公示日・告示日以前はSNSやインターネットも特例が無いので、アナ

ログ政治活動と同じ制約を受ける。即ち、公示日・告示日以前は「〇〇候補者に投票して下さい」とのSNSは事前運動となって違法である。

但し、文書違反の項目で述べたように萎縮する必要は無い。大いに活用すべきである。

SNS機能（アプリ）の代表例はGoogle、Facebook、Twitter、LINE、YouTube、Instagram、TikTok等多岐にわたっている。mailと並んで活用すべきである。ホームページやブログも合法である。

第11 何故デジタル選挙（ネット選挙）が進んだか

1 デジタルネイティブ (Digital native)

統一的な定義はないが、幼少期の頃からIT (Information Technology) に親しんでいる世代である。概ね1980年以降に生まれた世代であり、最年長者で43歳前後である。彼らは幼少期からITが日常生活に深く浸透し、情報をPCやスマホを使って大量かつ容易に受け取る世代である。皮肉だが、本や新聞を読まず、紙や鉛筆を使うのが下手な世代である。

デジタルネイティブ世代は2025年7月の参議院選挙時には年長者が45歳前後の年齢となり、仕事でも家庭でも組合でも実働部隊の中核となる。

五百歳の試算では2025年7月には有権者の40%から50%の人口をデジタルネイティブ世代および若手のデジタル移民世代（バイリンガル世代）が占める。デジタル選挙がアナログ選挙より上位となる可能性がある。

2 デジタル移民 (Digital Immigrant)

幼少期を本と紙と鉛筆で育ち、途中でデジタル国に移住した世代をデジタル移民 (Digital Immigrant) という。彼らは働き盛りの世代である。

私は、2023年7月までのレジメでは、デジタル移民をアナログ族に近い世代と記載していたが、2023年8月のレジメ以降では下記のように考えを改めるに至った。

デジタル移民世代は、仕事でパソコン、slack、Zoomなどのデジタル機器を活用し、私生活では情報をスマホで収集し、通販をパソコンやスマホで注文し、友人や家族との連絡はLINEを利用している。今や40代後半から50代前半の若手移民世代はバイリンガル (Bilingual) と言うべきである。

選挙においても選挙ビラや投票依頼の電話で候補者を知る世代というより、各種SNSで候補者情報を収集し投票する世代である。

3 アナログ族

スマホやパソコンを使えない、世代である。65歳以上の高齢者がコロナワクチン接種をウェブ予約できず、電話予約が殺到してコールセンターがパンクしたことを私たちは目撃している。テレビ通販をスマホでなく電話で申し込む世代でもある。

4 デジタルネイティブの50%から60%は読書時間ゼロ世代

新聞の購読率は毎年低下している。特に若年層の低下は顕著であり、今や子育て世代の3分の2は新聞を定期購読していないと言われる。

更にショックな調査がある。全国大学生協は、2018年2月26日、「大学生の53%が1日の読書時間ゼロ」との調査結果を発表した（日経新聞2018年2月26日記事）。また、文部科学省は「21世紀出生児縦断調査」で21歳の若者の6割は全く本を読まないと発表した（朝日新聞2023年10月14日）

日本人の知的能力の低下という問題はさておき、若者の50%から60%が本を全く読まないという現実がある。2020年以降のコロナ禍で多くの大学がONLINE授業を行っており、活字離れは一層進む。

5 デジタルネイティブ世代に対して紙や電話で働きかけても効果が無い。

たとえ話で恐縮だが、若者は英語をしゃべる民族であり、高齢者は日本語をしゃべる民族である。紙と電話（日本語）で若者に語りかけても若者は日本語を理解しないから通じない。若者にはデジタル（英語）で語りかけるべきである。

6 今やアナログとデジタルの総合戦の時代である。

一騎打ちの衆議院選挙、1人区の参議院選挙や首長選挙は1位だけが当選する。自分の支持者だけ固めても当選できない。アナログ選挙とデジタル選挙の両方を活用できなければ当選できない時代である。

ア 見事な活用例として2023年4月の東京都世田谷区長選挙を紹介する。

同選挙は67歳の無所属現職・保坂展人氏と自民党と維新が推薦する29歳の前財務官僚・内藤勇耶氏との一騎打ちであった。世田谷区は人口94万人、有権者数79万人の巨大都市であり、古くから住んでいる高齢者も多く、他方ワンルームマンションに居住する若者も多い、あらゆる世代が有権者である巨大な選挙区である。結果は保坂氏が18万6

553票（55, 9%）、内藤氏が14万7361票（44, 1%）の得票であった。

保坂氏は自分の選挙を客観的に分析した優れたレポート（保坂のぶとの活動レポート139号）を書いているので、ご本人の許可を得て以下のとおり要所を引用する。

激しい空中戦と地道な政策の訴え

選挙期間中はポスティングや街頭で手渡す候補者チラシ等の折り作業や証紙貼りに多くのボランティアの皆さんの協力をいただきました。日数も少ない中で、個人演説会の呼びかけも進めてもらいました。

また、期間中にインターネット・SNS対策が必要との声があがり、街頭演説から集会や演説会の動画を収録し、2分20秒のツイッター動画に埋め込む作業をスピーディーに行って政策内容を伝える重要なツールとなりました。

ネット選挙が話題となって久しいですが、今回は本格的に「ネットで票が動く」選挙になったと感じます。街頭演説と同等か、それ以上に重視する必要があると感じています。従来の選挙のやり方は大きな変更を迫られています。

世田谷区長選挙出口調査結果（NHK）

（保坂候補がアナログ選挙と同等にデジタル選挙に力を入れた結果、）

若い世代の有権者が挑戦者に流れ、高齢者層が現職に多く止まることを予想していましたが、違っていました。若い世代からの得票も半数を超えて、もっとも支持が厚かったのは50代であり、70歳以上の高齢者層は若い世代と同様の傾向だったということです。

10代、20代のおよそ50%、30代の50%あまり、40代のおよそ50%、50代のおよそ60%、60代の50%あまり、70歳以上の50%半ばが保坂に投票しています

世田谷区長選挙以外でも、以下の二つの選挙結果は注目に値する。

イ 2023年2月5日投票の北九州市長選挙

無所属で自民党麻生派の支持を受けた武内和久候補（51歳）が、自民・公明・立憲・国民の共同推薦を受けた津森洋介候補（47歳）を破った。武内候補はリアル選挙を闘う運動員数の劣勢をSNSでカバーして当選した。

武内候補は、「早い時期から対話集会を400回以上、街頭演説を700回以上

実施した。そして、このリアル選挙（アナログ選挙）に加えて、20代の若者が候補者本人やスタッフの活動を含めて5種類のSNSを作成して選挙前の広報と選挙中のデジタル選挙活動に駆使した。選挙中は候補者にGPSをつけて候補者がどこにいるか知らせる活動も行った（RKB 毎日放送 on line 参照）

一方、津森候補はSNS作戦が全く不十分であった。自民党森山選対委員長（当時）は「多くの政党が支持した候補者がなぜ当選できなかったのか、いろいろ敗因は考えられるが、SNSを使った広報活動がいまひとつ足りなかったのではないか。」（2月5日NHK ウェブニュース）と分析している。

ウ 2023年4月23日投票の芦屋市長選挙

高島峻輔候補（26歳）が現職の伊藤舞候補（53歳）を破って当選した。高島新市長は「SNSとリアルをどのようにつなげていくかが大事だと思っていて、全ての集会所で対話集会を行いました。そこにSNSで見たよと来てくださる方も徐々に増えてきましたので、SNSとリアルをうまく融合させることができたのではないかと思います。」（ABEMA ニュース5月4日）と述べている。

第12 デジタル時代（ネット時代）の情報発信のあり方（試案）

1 アメリカファースト、アベノミクス、マイナカード保険証

良くも悪くも力強い短いキャッチフレーズが普通の人を引きつける。繰り返しわかりやすい情報が伝えられてはじめて普通の人が詳しいレベルの話を理解するようになる。

2 デジタル時代（ネット時代）の表現のポイント □

デジタル媒体だけでなく、紙の文書でも同じ課題があることに注意。

ア 演説やパンフレット・リーフレット・ビラは、結論やポイントを最初に述べ、有権者に印象づける工夫が必要である。

イ 候補者の名前と写真とキャッチフレーズで有権者に訴えることが最も大事なポイント。

ウ 長い文章は有害。象形文字である日本語の文字は文字ではなくデザインに見えてしまう。文字で埋まったパンフレットを誰が読むだろうか。

朝日新聞が面白い記事を掲載しているので紹介する。

やめよお役所チラシ キャッチーに

文字だらけ、専門用語、ありきたりな言葉。読まれない文書の典型とも言われる役所の広報やポスターを東京都足立区は10年かけて改革してきた。今春配った子供向け歯磨き推進冊子の表紙は「鬼滅の刃」にあやかって「きんめつ（菌滅）の歯みがき」という言葉と、ばい菌と戦う子供のイラストを掲載した。チラシ作りのポイントは、「高齢女性」といった抽象的な属性ではなく、うちのばあちゃんはイベントに応募してくれるかなと具体的な相手を想像することだという。

（朝日新聞 2021年8月26日記事）

足立区は「住民の心をつかむ自治体チラシ 仰天！ビフォーアフター」（学陽書房）を出版しており、参考になる。

エ 上から目線は嫌われる。ネットは発信者と受信者が対等の立場で情報をやりとりする特性を持っている。これを双方向性という。発信者と受信者は対等の立場であり、受信者は一方的な受け手でなく発信者に対して自分の見解を述べる事が出来るのである。この双方向性が従来のマスメディアと決定的に違っている。

オ SNS名簿を作ろう

アナログ名簿は氏名と住所と電話番号からできている。そして候補者、後援会、労働組合などの応援団もメール配信のためのメールアドレスを作成しているところが多いと思う。

これに加えてSNS名簿も必要な時代である。

YouTube、LINE、Twitter、Facebook、Instagram、TikTok等のSNSは選挙期間中、候補者も後援会も労働組合など応援団も自由に発信できる。候補者も応援団も有権者に対して「〇〇候補に1票入れて下さい」とか、「期日前投票して下さい」などときめ細かい連絡が容易にできる。「期日前投

票してきました」という返信を受けることも合法である。

議員や候補者は乗り遅れてはいけない。

投票依頼の電話掛けをしても電話に出てもらえないとか、コロナ禍で有権者と直接あうことが難しい現在、SNSはとても有効な手段である。ぜひデジタルネイティブに実務を任せて実行に移して頂きたい。

カ 以上の記述は労働組合の日常活動や選挙運動の変革にもそっくり当てはまる。

労働組合がLINE名簿を作成し、組合員に配布するビラや機関誌をLINEで発信することを提案したい。LINEはお友達登録した組合員だけの閉ざされた名簿であり、紙のビラを読まずに捨てる若い組合員対策でもある。

選挙期間中は、内部文書か否かの判断に悩む必要なく「〇〇候補者に1票入れてください」と合法的に指示でき、「投票してきました」との返信を受けることも合法である。

LINEは、皆さんが普段使っているLINEをそのまま使う方法の他、少しステップアップしてLINE公式というサービスを使い、単組のアカウントを作成する方法もある。必要な場合は連合政治センターに相談してアドバイスを受けることをお勧めする。

キ 議員や候補者は、名刺やチラシにQRコードを記載してホームページなどに誘導することを工夫すべきである。

ク 以上の記述は組合やNPO団体など応援団の情報発信のあり方にも当てはまる。従来とは大きく変化すべきであろう。若い会員にはネットで、中高年会員には紙で、という工夫も必要である。

ケ 最後に私自身の経験を申し上げます。

ネット技術が低い私や多くの高齢者はアプリを自力でダウンロードして必要事項を入力することが難しい。デジタルに対して食わず嫌いの高齢者が相当数存在する。若手がアプリ入力を手伝えればその後スムーズにネットでの情報交換が可能になる。

2021年6月からの新型コロナワクチン接種予約にあたり、多くの高齢者がパソコンやスマホで予約できず、電話予約が集中して各自治体のコールセンターがパンクしたことはその典型である。若い家族がいる高齢者だけがネット予約できたことが報道された。

第13 アナログ選挙は今後も重要である

- 1 五百蔵の主張はアナログからネットに移行せよではない。デジタルネイティブ世代にはネットで、デジタル移民には紙とネットで、純粋アナログ族に対しては従来の紙中心で良いという主張である。
- 2 日本の人口構成からもアナログ選挙が重要であることは揺るがない。
総務省統計局の月例人口推計（2023年6月1日現在）によれば、一番人口が多いのは団塊ジュニアと呼ばれる50歳から54歳までの957万人と45歳から49歳までの923万人であり、次に多いのが70歳から74歳までの団塊世代897万人である。30歳から34歳までは639万人、20歳から24歳までは628万人、0歳から4歳は415万人しかいない。少子高齢化は深刻且つ顕著である。
- 3 純粋アナログ世代は多い。新聞、テレビ、本になじんでいる世代である。アナログ選挙の重要性はこれからも続く。

第14 地方公務員の選挙運動・政治活動の自由と一定の制限

- 1 地方公務員については民間人と違い、選挙運動・政治活動を行うにあたり一定の制限がある。しかし、あくまで一定の制限であって過大に心配することは誤りである。
- 2 徴税吏員に対する制限
徴税吏員は公職選挙法136条7号で選挙運動をすることができないと規定されている。違反は罰金などの刑事罰があり、戒告処分を受けることがある。また、現に税務の仕事をしていなくても徴税吏員の辞令を受けている人はこの規制の対象となる。従って、選挙の公示・告示後に選挙事務所に出入りするなどの選挙運動は控えるべきである。他方選挙公示・告示前の政治活動は他の一般職地方公務員同様に行うことができる。
- 3 選挙管理委員会の委員と職員
徴税吏員同様選挙運動できないと定めている（136条1号）。違反者は罰金などの刑事罰がある。

4 現業職員

地方公務員法 57 条および地方公営企業労働関係法附則第 5 項の規定により、地方公務員法 36 条の適用が排除されているので、政治活動や選挙運動は自由に行える。民間人と同じである。

例) 守衛、電話交換手、自動車運転手、学校給食従事者

5 地方公営企業の職員

地方公営企業法 39 条 2 項の規定により地方公務員法 36 条の適用が排除されているので、政治活動や選挙運動は自由に行える。民間人と同じである。

6 一般職の地方公務員

(1) 一般職地方公務員は地方公務員法 36 条による一定の制限があるが、国家公務員と異なり、違反をしても刑事罰はない。戒告などの懲戒処分に留まる。

(2) 地方公務員法 36 条 2 項 1 号

「公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動すること」ができないと規定している。

勧誘運動という言葉は大変抽象的で具体的に何を指しているか良くわからない。

途方もない昔の昭和 26 年の通知は、「不特定または多数の者を対象として組織的、計画的に投票させるあるいはさせない行為」と言っている。

この通知以降、沢山の選挙があった。自治労は様々な選挙運動を展開してきた。しかし、勧誘運動違反と指摘されたケースは自治労中央本部も見当たらないと言っている。裁判例もないようである。

従って、現在まで組合が実際に行ってきた様々な政治活動や選挙運動は地公法 36 条 2 項 1 号に違反していないとすることができる。今後、仮に問題になるとしても、それは中央本部や県本部の指導者（リーダー）の問題であり、組合方針を執行している下部組織の執行部や一般組合員の問題ではない。

なお、言うまでもないが、公務員の投票権は憲法 15 条が定める当然の権利である。

(3) 地公法 36 条 2 項 2 号

「署名運動を企画し、又は主宰するなどこれに積極的に関与すること」

ができないと規定している。

企画者・主宰者だけが対象であることは明白である。そして、勧誘運動同様これまで問題となったケースは見当たらない。

(4) 地公法 36 条 2 項 3 号

「寄付金その他の金品の募集に関与すること」ができないと規定している。

これも問題になったケースは見当たらない。

(5) 地公法 36 条 2 項 4 号

「文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設などに掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること」ができないと規定している。しかし組合事務所に候補者のポスターを掲示するのは組合が行う活動であり、個々の公務員の活動を規制する地公法 36 条違反にはならない。

(6) 地公法 36 条 2 項 5 号

「前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為」を条例で定めることができると規定している。

昭和 26 年制定の福岡市条例や平成 24 年の大阪市条例などの例があるが、適用されたケースは見当たらない。

(7) なお、上記 1 号から 3 号まで及び 5 号は当該職員の属する地方公共団体の区域内のみの制限である。A 市の職員は B 市で政治活動・選挙運動を行う時は制限が無い。県庁の支庁に属する職員や指定都市の区に勤務する職員は支庁外、区外では制限が無いが、多少複雑なので個々に確かめる必要がある。

(8) 以上のとおり、地方公務員法 36 条は規定が曖昧である上、適用されたケースが見当たらない。判例集に掲載された判例も見当たらない。

7 消防職員

消防組織法 14 条の 4 第 1 項で地公法 36 条の適用を規定している。

なお非常勤の消防団員は特別職の公務員であり（地方公務員法 3 条 3 項 5 号）、地公法 36 条の適用はない。

8 地位利用の禁止

- (1) 公職選挙法第136条の2は公務員の地位利用を禁止しており、刑事罰がある。地位利用とは、公務員が職務上有している許認可権や補助金の交付権限を利用したり、上司が部下に対する職務命令権や人事権を利用して、選挙運動を行ったり行わせることを言う。

特殊な例としては、官公庁の窓口で市民と接する公務員がこの機会を利用して選挙運動を行うことは地位利用となることがある。

しかし、一般には高い地位の公務員の話であって組合員レベルで心配する必要はない。副市長が部課長に対して特定の候補者を支持するよう求めたり、支持を広めるよう命令することなどが地位利用の典型例である。なお、働きかけを受けた部下の公務員は違反にはならない。但し、自分も更に部下に支持を求めるなどの働き方をすれば、自らが地位利用したとして処罰の対象になる。

(2) 最近の地位利用の実例

ア 徳島県美馬市で、2022年7月の参議院選挙にあたり藤田市長（当時）が、自民党候補のパンフレットを市職員に手渡ししたりして投票を依頼した行為が地位利用にあたるとして略式起訴され、罰金30万円・公民権停止5年の刑を受けて辞職した。ちなみに辞職しなくても刑の確定と同時に公民権停止となるので、市長は失職することになる。

イ 大分県佐伯市では、2021年4月11日の市長選挙にあたり、副市長二人が課長級以上の管理職に対し現職市長の支持者を募る協力者カードを手渡すなどの行為を行った。この行為が地位利用にあたるとして、選挙後二人の副市長が逮捕・略式起訴され、一人が罰金50万円・公民権停止5年、もう一人が罰金30万円・公民権停止5年の有罪となり副市長を辞任した。

ウ 2021年10月31日の衆議院選挙で、所一重千葉県多胡町長が、幹部職員に対しLINEで自民党候補への投票を呼びかける投稿を行ったとして逮捕・略式起訴され、罰金30万円・公民権停止5年の有罪となり辞職した。

エ 山口県小松一彦副知事と部下の管理職2名の合計3人が、2021年10月31日の衆議院選挙前に、林芳正外務大臣の後援会入会申込書やリーフレットを幹部職員に手渡し、後援会加入を呼びかけるなどして略

式起訴され、罰金30万円・公民権停止5年の有罪となり辞職した。

(3) 自治労が投票や後援会加入を呼びかけることは合法である。

公務員が副市長など高い公務員としての地位を利用して働きかける行為は違法であるが、組合は公務員としての地位を利用していないので、言うまでもなく合法である。

比例区得票数等（朝日新聞デジタルの数字に基づき五百蔵が作成した）

	2016年 (改選数48)	2019年 (改選数48→50)	2022年 (改選数50)
自民党	20,114,788票 (35.91%) 19名当選	17,711,862票 (35.37%) 19名当選(2名は特定枠) 山田太郎539,566票	18,256,244票 (34.43%) 18名当選(2名は特定枠) 赤松健528,053票
公明党	7,572,960票 (13.52%) 7名当選	6,536,336票 (13.05%) 7名当選	6,181,431票 (11.66%) 6名当選
維新	5,153,584票 (9.20%) 4名当選	4,907,844票 (9.80%) 5名当選	7,845,995票 (14.80%) 8名当選
民進党 (旧民主系)	11,750,965票 (20.98%) 11名当選	(合計)11,398,772票 (22.76%) 11名当選	(合計)9,931,570票 (18.73%) 10名当選
立憲	—	7,917,719票 (15.81%) 8名当選	6,771,913票 (12.77%) 7名当選 辻元清美428,859票
国民	—	3,481,053票 (6.95%) 3名当選	3,159,657票 (5.96%) 3名当選
共産党	6,016,195票 (10.74%) 5名当選	4,483,411票 (8.95%) 4名当選	3,618,342票 (6.82%) 3名当選
社民党	1,536,238票 (2.74%) 1名当選 福島瑞穂254,956票	1,046,011票 (2.09%) 1名当選 吉田忠智149,287票	1,258,501票 (2.37%) 1名当選 福島瑞穂216,984票
れいわ	—	2,280,764票 (4.55%) 2名当選(2名共特定枠) 山本太郎992,267票(落選)	2,319,156票 (4.37%) 2名当選(1名は特定枠) 水道橋博士117,794票
NHK党	—	987,885票(1.97%) 1名当選 立花孝志130,233票	1,253,872票 (2.36%) 1名当選 ガーシー287,714票
参政党	—	—	1,768,385票 (3.33%) 1名当選 神谷宗幣159,433票

2022年参院選 主な産別候補者の得票(番号は順位)

立憲民主党(7名当選 6,771,913票 12.77%)

2 鬼木誠 171,619票 (自洽労)

3 古賀千景 144,344票 (日教組)

4 柴慎一 127,382票 (JP労組)

7 石橋通宏 111,703票 (情報労連)

5 村田享子 125,340票 (基幹労連・当選)

以上当選

国民民主党(3名当選 3,159,657票 5.96%)

3 河合孝典 211,783票 (UAゼンセン)

2 浜口誠 234,744票 (自動車総連)

1 竹詰仁 238,956票 (電力総連)

以上当選

4 矢田稚子 159,929票 (電機連合、落選)

基幹労連・JAM(2022年は立憲)

5 村田享子 125,340票 (基幹労連・当選)

2019年同(番号は順位)

立憲民主党(8名当選 7,917,719票 15.81%)

1 岸真紀子 157,849票 (自洽労)

2 水岡俊一 148,309票 (日教組)

3 小澤雅仁 144,751票 (JP労組)

4 吉川沙織 143,472票 (情報労連)

5 森屋隆 104,339票 (私鉄総連)

以上当選

国民民主党(3名当選 3,481,053票 6.95%)

1 田村麻美 260,324票 (UAゼンセン)

2 磯崎哲史 258,507票 (自動車総連)

3 浜野喜史 256,935票 (電力総連)

以上当選

4 石上俊雄 192,586票 (電機連合、落選)

(2019年は国民)

5 田中久弥 143,492票 (JAM、落選)

2016年同(番号は順位)

民進党(11名当選 11,780,965票 20.98%)

7 江崎孝 184,187票 (自洽労)

8 那谷屋正義 176,683票 (日教組)

6 難波奨二 191,823票 (JP労組)

9 石橋通宏 171,486票 (情報労連)

以上当選

15 森屋隆 102,208票 (私鉄総連、落選)

6 川合孝典 196,023票 (UAゼンセン)

2 浜口誠 266,623票 (自動車総連)

1 小林正夫 270,285票 (電力総連)

3 矢田稚子 215,823票 (電機連合)

以上当選

12 田城郁 113,571票 (JR総連、落選)

13 藤川慎一 112,995票 (JAM、落選)

14 轟木利治 108,522票 (基幹労連、落選)

保坂のぶと

の活動レポート



発行・保坂展人と元気印の会
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-26-15
つるやビル201
Tel: 03-6379-2107 / Fax: 03-6379-2108
E-mail: hosakanobuto@tenor.ocn.ne.jp
URL: http://www.hosaka.g.r.jp

カンパの
お願い

特定の企業・団体などに依存しない
保坂展人の政治活動は、
みなさんの会費やカンパに支えられています。

▼カンパ(寄付)・会費の送り先は
郵便振替口座 00140-1-728383

保坂展人と元気印の会

保坂展人
ツイッター
つぶやき中
!

<https://twitter.com/hosakanobuto>

保坂のぶとのツイッター | 検索

2023年5月28日発行



選挙戦最終日の打ち上げ演説で支持者の応援に応える(経堂駅)

世田谷区長に4選！ 「いのちの政治」を前へ進めます

保坂展人

4月23日午後11時過ぎに、世田谷区選挙管理委員会の開票率9割の発表で、私の当選が確実となりました。NHKの当選確実を待たずに、「当選の弁」を語りマイクを手に話し出した瞬間、テレビでも「当選確実」が出て、世田谷区の選挙事務所からの中継画像に切り替わりました。

「厳しい選挙戦だったが、コロナ対応などを地道に行ってきたことが区民に伝わった」とコメントを入れました。その後、事務所では大歓声がわいて恒例の「せたがやYES! 保坂YES!」のかけ声が響きわたりました。

2011年4月の世田谷区長選挙以来、4選のハードルを越えることが出来たのも、変わらぬご支援をいただいた皆様のおかげです。また、今回も「カンパとボランティア」に支えられた選挙を展開することが出来ました。

声があ束となつて、92万都市の巨大選挙を駆け抜けました。心からの感謝をこめて、今回の選挙戦を振り返ってみたいと思います。

まずは、選挙結果を見ましよう。今回の得票は18万6553票で、相手候補の14万7361票とは、3万9192票差でした。(11・8ポイント差)で前回18万9640票より、3000票ほど減りましたが、投票率が46・1%で前回より3%上昇して、相手候補は票を積み増しました。投票者総数は34万5574人で、過去4回の区長選挙の中で、これまでになく挑戦者の攻勢を受け止める激しい防衛戦となりました。

世田谷区長選挙・選挙結果

令和5年4月23日執行

候補者名	得票数
保坂のぶと	186,553 (55.9%)
内藤ゆうや	147,361 (44.1%)
前回(2019年)	
保坂のぶと	189,640 (61.1%)
三井みほこ	120,898 (38.9%)



支持政党別 (%)	保坂	内藤
民 30		
自 13		
立 9		
維 4		
公 5		
共 3		
産 2		
民 1		
れ 1		
社 2		
政 1		
参 2		
部 1		
民 28		
特になし		

「世田谷区長選挙 出口調査結果」(NHK) <https://www.3.nhk.or.jp/shutoken-news/20230423/1000091787.html>

私の方針は、過去2回に続いて「政党推薦を求めない」というもので、自主的な応援や支援をしてもらいました。マスコミは「自民・維新連合対りべラル野党」という構図で記事を書きましたが、その構図は間違いだと言いました。

私の第一声や打ち上げにも、笹川たかし元自民党総務会長・国務大臣が「区政は政党・会派の争いではない。人物を決めるのだ。大いに私は保坂さんを応援している」と迫力ある演説をしてくれました。

この12年間、政党内派にとらわれることなく公平・平等に区政運営に努めてきたつもりです。以下のNHKの出口調査結果をよく見ていきたいと思えます。

「世田谷区長選挙 出口調査結果」(NHK)

このグラフから見ると、私の得票の大きな特徴は自民党支持層と無党派層というふたつの大きな勢力から50%以上を獲得していることで、10万票を超える土台となつていくことがわかります。公明・維新からも得票した上で、国政野党である立憲や共産支持層からも積み足しています。過去3回、一騎討ちを制することが出来たのは、この構図があったからです。

次に若い世代が挑戦者に流れ、高齢者層が現職に多く止まること

を予想していましたが、違ってしまいました。若い世代からの得票も半数を超えて、もつとも支持が厚かったのは50代であり、70歳以上の高齢者層は若い世代と同様の傾向だったということでした。

10代、20代のおよそ50%、30代の50%余り、40代のおよそ50%、50代のおよそ60%、60代の50%余り、70歳以上の50%半ばが(保坂に)投票しています。

私自身が驚いたのは、「保坂区長の区政運営について」という設問に対しては、「大いに評価する」9%、「ある程度評価する」69%で、合わせると78%の評価となったことでした。

一方で「まったく評価せず」5%、「あまり評価せず」17%で合わせても22%に過ぎません。挑戦者側は、ここに基盤を置いてネガティブキャンペーンを繰り返してましたが、「評価する78%の人たち」からさらに22%を獲得し、44%の得票となりました。「世代交代論」も影響したのかもしれませんが。

下北沢「餃子の王将」前で、12年ぶりの第一声

4月16日の世田谷区長選挙の告示日の第一声は、下北沢の「餃子の王将」前の三叉路で行いました。2011年の初挑戦の第一声がこの場で、作家の小中陽太郎さん

と民主党政権で金融・郵政担当大臣を努めた亀井静香代議士の応援を受けて「短期決戦」の旗揚げをした記憶がよみがえってきたからです。3期12年を終えて、ふたたび原点に帰るといふ気持ちでこの場を選びました。

第一声の応援のマイクを握ったのは、笹川たかし元国務大臣、手塚よしお衆議院議員、落合貴之衆議院議員、山口拓都議会議員、風間ゆたか都議会議員、福島りえこ都議会議員という幅広いメンバーでした。

告示の日、立候補手続きの直後に、個人演説会の会場を申請しました。92万都市で1週間という選挙期間の短さに加えて、初日にならないと演説会の会場を確定出来ないというのが、準備のしにくいところですが、過去3回同様に世田谷区内の5地域で「保坂のぶと個人演説会」を開催しました。

初日となる北沢地域では、4月18日19時より北沢タウンホール会議室で、岸本聡子杉並区長、齋藤幸平(経済思想家)、中島岳志(政治家者)、ジョー横溝(ラジオDJ)諸氏というメンバーで、シモキタらしいエッジの効いたトークライブとなりました。

翌4月19日は、烏山地域と砧地域の2カ所です。時間差による連続開催となりました。18時より烏山区民会館ホール、19時から成城



「せたがやYES!大集会」(4月7日北沢タウンホール)
12年間の実績と未来に向けての政策を熱く語った

大きな組織の後ろ
楯もなく、永田町に数
多い世襲などの看板
もなく、まして資金も
ない「市民派候補」が
カンパとボランティア
だけでたたかいた
ことは、本当に細く小
さな針の穴を通り抜

けるような奇跡の道を歩ませても
らったと思います。今回の世田谷
区長選挙でも、全国から多くの志
をいただいたことにも感謝いたし
ます。
市民派選挙には人々が集まれる
場が必須です。今回は、2月中旬に
世田谷中央病院脇に保坂のぶと後
援会事務所を確保することが出来
ました。世田谷線世田谷駅から徒
歩5分、事務所は20人から30人の
会合が可能な広さでした。市民意
見交換会を中心に企画や予定、準
備の議論が進んでいきます。
3月10日には事務所開きを行
い、3月上旬に建人会集、3月
下旬には労組応援団集、4月2
日には、JC主催の相手候補との
公開討論会に参加し、4月7日
「保坂のぶと せたがやYES!大
集会」(北沢タウンホール)へとつな
げていきました。また、区議会議員
や予定候補の政策報告会などにも
積極的に参加していきました。
一方で、昨年の12月に立ち上げ
た東京の首長・自治体議員が連携
する「ローカルユニシアティブ・ネッ
トワーク」は、3月11日に北沢タウ
ンホールで集会を開き、会場とオ
ンラインあわせて500名が参加
するなど盛況ぶりが報道されてい
ます。3月26日には、北欧の「選挙
小屋」をイメージして開催された
若者協議会主催の「民主主義ユー
スフェスティバル」(下北線路街空

き地)にも参加しました。
激しい空中戦と地道な政策の訴え
今回の選挙は、29歳の挑戦者が
繰り広げる大量のチラシ配布、世
論調査を騙るオートコール、
SNSやYouTubeを駆使
した動画と、本格的な「情報戦」の
様相を呈しました。もともと、ツ
イッターには12万人のフォロワー
がいて、YouTubeでも政策
動画を次々と登録していたことも
あって、多様な手段を使って政策
を届ける選挙として戦うことが出
来ました。
選挙期間中の遊説は、朝の場所
取りで先行してくれた連携してい
る区議会議員候補者と連動してす
べて予定通りに実施出来ました。
協力してくれた皆さんに感謝いた
します。おおむね、前夜にツイッ
ター等で遊説日程を公表し、各所
でボランティアの皆さんが合流し
てくれました。駅頭スポットや団
地、住宅地のスポット演説を重視
して、随行カーも常に多くの方に
乗ってもらいました。
期日前の出足は早く、18日には
「もう入れてきたよ」と声がかかり
はじめました。期日前投票は、10万
1470票(約13%で前回より
3%増)で、この増加分が投票率を
押し上げました。8000枚送れ
る選挙ハガキは16日に多くの枚数

ホール集会室の2カ所を、前川喜
平(元文部科学事務次官)、荻原博
子(経済ジャーナリスト)、阿部裕
行多摩市長、小林節(憲法学者)、
落合貴之衆議院議員の諸氏にハシ
ゴ弁士をしてもらいました。
4月20日の玉川地域は、玉川区民
会館・せせらぎホール集会室で19
時より、小林正美明治大学教授、
猪熊弘子(ジャーナリスト)、塩村
あやか参議院議員、SUGIZO
(ミュージシャン)諸氏が登壇。
SUGIZOさんと私は、いのち
の政治と社会的養護・里親の拡充
を中心に対論しました。

個人演説会の企画は、1カ月ほど
前から準備、人選を進め、それぞれ
都合がつく日に出席をしていただ
きました。また、少数精鋭のボラン
ティア担当者が当日の準備に奔走
してくれて、企画を進めてもらいま
した。
街頭での遊説が「拡散」だとすれ
ば、個人演説会は「集中」の場で、
短時間ながら問題意識を共有す
る一体感をつくり出し、支持の輪
を広げる役割を果たしました。
**10回目の
「カンパとボランティアの選挙」**
1996年10月に衆議院選挙に
初当選して以降、衆議院選挙3回
(2000年当選、2003年落
選)参議院選挙1回(2010年
落選)と国政選挙を6回、201

1年からの世田谷区
長選挙で4回と合わ
せると、計10回の選挙
をたたかってきました。
大きな組織の後ろ
楯もなく、永田町に数
多い世襲などの看板
もなく、まして資金も
ない「市民派候補」が
カンパとボランティア
だけでたたかいた
ことは、本当に細く小
さな針の穴を通り抜

けるような奇跡の道を歩ませても
らったと思います。今回の世田谷
区長選挙でも、全国から多くの志
をいただいたことにも感謝いたし
ます。
市民派選挙には人々が集まれる
場が必須です。今回は、2月中旬に
世田谷中央病院脇に保坂のぶと後
援会事務所を確保することが出来
ました。世田谷線世田谷駅から徒
歩5分、事務所は20人から30人の
会合が可能な広さでした。市民意
見交換会を中心に企画や予定、準
備の議論が進んでいきます。
3月10日には事務所開きを行
い、3月上旬に建人会集、3月
下旬には労組応援団集、4月2
日には、JC主催の相手候補との
公開討論会に参加し、4月7日
「保坂のぶと せたがやYES!大
集会」(北沢タウンホール)へとつな
げていきました。また、区議会議員
や予定候補の政策報告会などにも
積極的に参加していきました。
一方で、昨年の12月に立ち上げ
た東京の首長・自治体議員が連携
する「ローカルユニシアティブ・ネッ
トワーク」は、3月11日に北沢タウ
ンホールで集会を開き、会場とオ
ンラインあわせて500名が参加
するなど盛況ぶりが報道されてい
ます。3月26日には、北欧の「選挙
小屋」をイメージして開催された
若者協議会主催の「民主主義ユー
スフェスティバル」(下北線路街空



4月2日に行なわれた公開政策討論会は今もYouTubeで公開中
https://www.youtube.com/watch?v=pqFJ4iwi_tc

を郵便局に持ちこみました。
 選挙期間中はポスティングや街頭で手渡す候補者チラシ等の折り作業や、証紙貼りに多くのボランティアの皆さんの協力をいただきました。日数もない中で、個人演説会の呼びかけも進めてもらいました。

また、期間中にインターネット・SNS対策の強化が必要との声があり、街頭演説から集会や演説会の動画を収録し、2分20秒のツイッター動画に埋め込む作業をスピーディーに行つて政策内容を伝える重要なツールとなりました。

政策コンテンツは16種類で、3分30秒前後の動画を準備していましたが、ツイッター埋め込み動画に比べると視聴数が伸びませんでした。一方で、相手方のYouTube広告等の情報量によって、「400

億か0か」の単純なスローガンが拡大したことも否めません。
 ネット選挙が話題となつて久しいですが、今回は本格的に「ネットで票が動く」選挙になつたと感じます。街頭遊説と同等か、それ以上に重視する必要があると感じています。草の根資金を財源としている以上、テレビやYouTube広告を大量投入することは出来ませんが、従来の選挙のやり方は大きな変更を迫られています。

「世田谷YES!」の3連勝の後

現職首長にとつて、選挙は終えようとしている「4年間の任期」の総合評価となります。今回は、任期の7割近い期間続いてきた「新型コロナウイルス感染症」との向き合い方、とりわけ「世田谷モデル」とも呼ばれた「検査」「診断」「治療」のサイクルを合理的にまわす世田谷区の独自策についての区民の評価が大きな要素を占めていたのではないかと思います。

選挙演説を終えた後で、立ち止まって聞いてくれた方々から、「区長が一生懸命取り組んでくれたので安心出来た」「よく頑張ってくれたので、世田谷に住んで良かった」「等の声を受け止めることが出来ました。

今回は、2回目の選挙から使っ

てきた「せたがやYES!」に加えて、「いのちの政治」を前へ」というキャッチフレーズを選挙ポスター等で強く打ち出しました。
 「いのちの政治」とは、政治学者の中島岳志さんとの対話から使うようになった言葉ですが、生物学的な「生命」に止まらない、すでに旅立った死者や先達の切り拓いた道筋を辿りながら、まだ生まれていない次の世代にもつなげていけるようなニューアンスを込めています。

候補者と共に陣営の多くのメンバーも年齢を重ねています。今回の激戦をたまたかた仲間たちの多くは選歴を超えています。保坂展人政治スクールを受講してくれた30〜40代の人たちもボランティアに汗を流してくれました。私自身の「政治家」としての残り時間も、無限ではありません。今後、政治スクールを再開していくと共に、昨年末に立ち上げた「ローカルニシアティブ・ネットワーク」を育てていきたいと思っています。

6月27日、なかのZERO小ホールにて、「ローカルニシアティブ・ネットワーク」の4回目となる集会を開きます。同封のチラシにもあるように「政治は変わる! 地域主権とコモンをめぐり」と題して、統一自治体選挙結果を受けた議論をします。

第一部で、「政治は変わる! 自治

につながる希望 杉並・女性・若者」をテーマに、内田聖子さんの進行により杉並区で岸本聡子区長と連携して立候補し当選した新人女性議員に登壇してもらい選挙戦を振り返ります。

続けて、能條桃子さん(FIF, TYS PROJECT)に全国で、若い世代の20代、30代の新人議員を応援する新たな動きを担った新人候補として当選した人たちと語っていただきます。

第二部では、「政治は変わる! 希望と危機のわかれ道」と銘打つて、今回の選挙結果が示す光と影を相互に照らし合わせながら私と岸本杉並区長と中島岳志さんの3人で議論を深めます。

野党の分裂と弱体化に助けられて、岸田文雄首相は夏から秋にかけての解散・総選挙のタイミングを見計らっていると言われています。自治体の現場に軸足を置きながら、「政治の液化化と危機」についても本気で心配となるような状況です。4年に一度の選挙をくぐつたばかりですが、今後は次世代にいくつもの「いのちの政治」のバトンを渡していけるように、チャンスをつくり続けようと思います。

9月1日には、京王プラザホテルでの例年の区政報告会も開催予定です。今回のハードルを超えるために、皆さんの励ましとカンパをいただきました。さらに活動が継続出来るように、これまでと変わらぬご支援をお願いします。

アナログとデジタル両方を活用できない候補者は落選する

－ 2025年参議院比例選挙を考える－

(連合擁立構成組織政治担当者会議)

2023年12月15日

東京都港区西新橋1-12-8

西新橋中ビル2階

五百蔵洋一法律事務所

弁護士 ^{いおろい}五百蔵 洋一

電話 03-5501-2151

FAX 03-5501-2150

E-mail ioroi@nekonet.ne.jp

はじめに

若い組合員の支持を得るためには、以下の3点が必要である。

- ① 若者が支持する政策を打ち出す
- ② デジタル選挙運動を駆使しなければ若者に届かないことを理解する
- ③ 効果的なデジタル手段を実際に運用する

本日の学習会は、②を五百蔵が講演し、③を高畑様が講演し、①・②・③を候補者と本日の参加者が実行するための学習会である。

第1 2023年4月の統一地方選挙はデジタル選挙が大きく進展した選挙であった

1 衆議院選挙、一人区の参議院選挙区選挙あるいは首長の当選者は1名である。一人区は50.1%の得票を獲得しなければ当選できない。

2 世田谷区長選挙

一騎打ちの首長選挙はアナログ選挙とデジタル選挙の両方を活用できなければ当選できない時代である。

見事な活用例として2023年4月の東京都世田谷区長選挙を紹介する。

同選挙は、無所属現職・保坂展人氏（67歳）と自民党と維新が推薦する前財務官僚・内藤勇耶氏（29歳）との一騎打ちであった。世田谷区は人口94万人、有権者数79万人の巨大自治体であり、古くから住んでいる高齢者も多く、他方ワンルームマンションに居住する若者も多い、あらゆる世代が有権者である巨大な選挙区である。結果は保坂氏が18万6553票（55.9%）、内藤氏が14万7361票（44.1%）の得票であった。

保坂氏は自分の選挙を客観的に分析した優れたレポート（保坂のぶとの活動レポート139号）を書いているので、ご本人の許可を得て以下のとおりポイント部分を引用し、かつ資料として提供する。

記

ア ネット選挙が話題となって久しいですが、今回は本格的に「ネットで票が動く」選挙になったと感じます。街頭演説と同等か、それ以上に重視する必要があると感じています。従来の選挙のやり方は大きく変更を迫られています。

イ 期間中にインターネット・SNS 対策が必要との声があがり、街頭演説から集会や演説会の動画を収録し、2分20秒のツイッター動画に埋め込む作業をスピーディーに行って政策内容を伝える重要なツールとなりました。

ウ 若い世代の有権者が挑戦者に流れ、高齢者層が現職に多く止まることを予想していましたが、NHKの世田谷区長選挙出口調査結果は違っていました。若い世代からの得票も保坂が半数を超えていました。

10代、20代のおよそ50%、30代の50%あまり、40代のおよそ50%、50代のおよそ60%、60代の50%あまり、70歳以上の50%半ばが保坂に投票しています。

3 世田谷区長選挙以外でも、以下の二つの選挙結果は注目に値する。

(1) 北九州市長選挙

2023年2月5日投票の北九州市長選挙（人口94万人、有権者78万人）において、無所属で自民党麻生派の支持を受けた武内和久候補（51歳）が、自民・公明・立憲・国民の共同推薦を受けた津森洋介候補（47歳）を破った（武内126,839票、津森112,614票）。二人とも元官僚で同世代だが、武内候補が運動員数の劣勢をSNSでカバーして当選した。

以下、PKB毎日放送やNHKの報道などを基に勝因を考える。

武内氏は、4年前の2019年の福岡県知事選で自民党の推薦を受けて組織選を展開したが惨敗した（武内候補345,085票、現職の小川洋候補1,293,648票）。武内氏は

「選挙は団体組織を頼れば勝てると思っていた自分と決別する選挙であると言い、早い時期から対話集会を400回以上、街頭演説を700回以上実施した。そして、このリアル選挙（アナログ選挙）に加えて、20代の若者が候補者本人やスタッフの活動を含めて5種類のSNSを作成して選挙前の広報と選挙中のデジタル選挙活動に駆使した。選挙中は候補者にGPSを付けて候補者がどこにいるか知らせる活動も行った」（RKB毎日放送online参照）。津森候補はSNS作戦が全く不十分であった。自民党森山選対委員長は「多くの政党が支持した候補者がなぜ当選できなかったのか、いろいろ敗因は考えられるが、SNSを使った広報活動がいまひとつ足りなかったのではないかと語っている（2月5日NHKウェブニュース）。

（2）芦屋市長選挙

2023年4月23日投票の芦屋市長選挙では高島峻輔候補（26歳、1997年2月4日生）が現職の伊藤舞候補（53歳）を破って当選した（高島19,779票、伊藤11,981票）。芦屋市も高齢化が進んでおり、デジタル選挙一本で勝つことはできない。高島新市長は「SNSとリアルをどのようにつなげていくかが大事だと思っていて、全ての集会所で対話集会を行いました。そこにSNSで見たよと来てくださる方も徐々に増えてきましたので、SNSとリアルをうまく融合させることができたのではないかと考えています。」（ABEMAニュース5月4日）と述べている。

4 世田谷区長選挙は67歳の現職がデジタル選挙運動においても29歳の新人と互角以上の戦いを行い、北九州市長選挙は51歳と47歳という中年候補の闘いでSNSを駆使した候補が勝利した。また26歳という若いデジタルネイティブ世代の高島峻輔候補がデジタル選挙とリアル選挙の双方を効果的に融合させて勝利した。

2023年の注目された自治体首長選挙をみれば、もはやアナログとデジタル両方を駆使することができない候補者は当選できない時代となったと断言する。

2025年の参議院選挙比例区は一人区ではないが、激戦であり、ネット軽視、アナログ選挙のみ重視の候補者は当選できない。

第2 何故デジタル選挙（ネット選挙）が進んだか

1 デジタルネイティブ (Digital native)

統一的な定義はないが、幼少期からIT (Information Technology) に親しんでいる世代である。概ね1980年以降に生まれた世代であり、2023年現在の最年長者は43歳前後である。彼らは幼少期からITが日常生活に深く浸透し、情報をPCやスマホを使って大量かつ容易に受け取る世代である。皮肉だが、本や新聞を読まず、紙や鉛筆を使うのが下手な世代である。

2025年7月の参議院選挙において、デジタルネイティブの最年長者は45歳位に

なり、仕事でも家庭でも組合でも実働部隊の中核となる。デジタル選挙がアナログ選挙より上位となる可能性がある。

* Z世代 1990年代後半から2012年ころまでに生まれた世代であり、デジタルネイティブの中でも若手世代である。

2 デジタル移民 (Digital Immigrant)

幼少期を本と紙と鉛筆で育ち、途中でデジタル国に移住した世代をデジタル移民 (Digital Immigrant) という。彼らはデジタルネイティブから見ると、なまりが強い人たちと言われる。

私は、2023年7月までのレジメでは、デジタル移民をアナログ族に近い世代と記載していたが、2023年8月のレジメ以降では下記のように考えを改めるに至った。

デジタル移民世代は、仕事でパソコン、LINE、slack、Zoom、teamsなどのデジタル機器を活用し、私生活では情報をスマホで収集し、通販を電話でなくパソコンやスマホで注文し、友人や家族との連絡はLINEを利用している。少なくとも若手のデジタル移民はアナログとデジタルのバイリンガル (Bilingual) と言うべきである。

選挙においても選挙ビラや投票依頼の電話で候補者を知る世代というより、各種SNSで候補者情報を収集し投票する世代であると考えべきである。

3 アナログ族

スマホやパソコンを使えない世代である。紙と電話を使って情報通信を行っている。65歳以上の高齢者がコロナワクチン接種をウェブ予約できず、電話予約が殺到してコールセンターがパンクしたことを私たちは目撃している。

4 デジタルネイティブは新聞や本などを読む機会が大幅に減っている。

新聞の購読率は毎年低下している。特に若年層の低下は顕著であり、今や子育て世代の3分の2は新聞を定期購読していないと言われる。

更にショックな調査がある。全国大学生協は、「大学生の53%が1日の読書時間ゼロ」との調査結果を発表した。(日経新聞2018年2月26日記事)

また、文部科学省は「21世紀出生児縦断調査」で21歳の若者の6割は全く本を読まないと発表した(朝日新聞2023年10月14日記事)。

日本人の知的能力の低下という深刻な問題はさておき、若者の5割ないし6割が全く本を読まないという現実がある。2020年のコロナ禍で多くの大学がONLINE授業を行っており、若者の活字離れは一層進む。

5 デジタルネイティブ世代に対し、紙や電話で働きかけても効果が無い。

たとえば話で恐縮だが、若者は英語民族であり、高齢者は日本語民族である。紙と電話(日

本語)で若者に語り掛けても若者は日本語を理解しないから通じない。若者にはデジタル(英語)で語り掛けるべきである。

第3 テジタルネイティブ世代が有権者の4割から5割を占める時代

1 既に1980年以降に生まれたデジタルネイティブ世代は2025年には最年長で45歳に達する。会社でも組合でも第一線の指揮官世代である。

総務省統計局は毎月5歳ごとに区分した人口推計(概算値と確定値)を発表している。

2022年7月1日付けの15歳から19歳の若者は2025年7月1日で18歳から22歳となるので、ここでの議論の基礎として2022年7月1日の人口推計を使用する。

2022年(令和4年)7月1日付 人口推計表		2025年(令和7年) にスライドさせた表		注 釈
年 齢	確定値	年 齢	確定値	
15歳～19歳	555万人	18歳～22歳	555万人	
20歳～24歳	628万人	23歳～27歳	628万人	
25歳～29歳	640万人	28歳～32歳	640万人	
30歳～34歳	647万人	33歳～37歳	647万人	
35歳～39歳	727万人	38歳～42歳	727万人	
40歳～44歳	800万人	43歳～47歳	800万人	
45歳～49歳	954万人	48歳～52歳	954万人	
50歳～54歳	938万人	53歳～57歳	938万人	
55歳～59歳	799万人	58歳～62歳	799万人	
60歳～64歳	741万人	63歳～67歳	741万人	
65歳～69歳	761万人	68歳～72歳	761万人	
70歳～74歳	948万人	73歳～77歳	948万人	
75歳～79歳	689万人	78歳～82歳	689万人	
80歳～84歳	571万人	83歳～87歳	571万人	

18歳から82歳 までの合計	9,827万人	
18歳から87歳 までの合計	10,398万人	

2 有権者の年代別の人数

(1) 2025年7月の参議院選挙を考えると、18歳から82歳までの年齢層を実際に投票する世代と考えて良いと思う。

2025年7月の有権者数や世代毎の人口等は以下の通りである。

ア 18歳～82歳までの有権者数	9,827万人
イ 18歳～47歳までの有権者数 (デジタルネイティブ世代)	3,997万人
ウ 48歳～52歳までの有権者数 (若いデジタル移民世代、バイリンガル世代)	954万人
エ 53歳～67歳までの有権者数 (デジタル移民世代)	2,478万人
オ 68歳～82歳までの有権者数 (アナログ世代)	2,398万人

(2) 18歳から47歳までをデジタルネイティブ世代と考えると有権者の比率は40.7%となる

$$3,977\text{万人} \div 9,827\text{万人} = 40.7\%$$

(3) 48歳から52歳までの世代をデジタルも活用する世代(バイリンガル)と判断すると、デジタル世代の比率は全有権者の50.4%となる。

$$3,997\text{万人} \div 9,54\text{万人} = 4,951\text{万人}$$

$$4,951\text{万人} \div 9,827\text{万人} = 50.4\%$$

3 結論

2025年7月の参議院選挙は、40%から50%の有権者がデジタル選挙の対象者であり、効果的なデジタル選挙を実行できない候補者は40%から50%の有権者の票を切り捨てる片肺飛行を余儀なくされる。当選は不可能である。

第4 デジタル選挙を闘う組織体制の確立

1 本部体制

(1) 大半の陣営で、選挙責任者はいわゆるデジタル移民（時にアナログ）が務めていると思う。

しかし、なまりが強いデジタル移民がトップでは、デジタルネイティブに効果的なデジタル広報やデジタル選挙運動を行うことはできないと断言する。

アナログ部長とデジタル部長が、対等の立場でアナログ選挙とデジタル選挙を分担する体制が必須である。アナログ部長・デジタル副部長体制ではアナログ部長の権限が強いのでデジタルネイティブ世代への浸透は難しい。五百蔵個人は無理と考えている。

第一に若者と中高年が求める政策自体が異なる。変化を求める若者と従来の延長線上で物事を考える中高年では求めるものが違う。年金を例にとると、高齢者は年金額が目減りに反対し、若者は年金を削って子育て対策の充実を求めるのではないか。

第二に、中高年は、候補者が各支部を訪問して組合員と直接接触することが極めて大事と考えるが、若者はそのための動員を嫌うことはないだろうか。候補者訪問を録画して zoom、linechat や Google chat など流す工夫が必要である。

第三に、中高年リーダーは、集会、紙や電話が選挙の神器と考えるが、若者は、SNS で情報を集める。先に述べた 20 歳前後の 50% から 60% が読書時間ゼロという文科省や大学生協の発表を思い出していただきたい。

パンフレット、リーフレット、ビラは中高年向けであり、若者は読まない。若者に対しては SNS が必須である。

れいわ新選組、参政党、旧 NHK 党の得票数は大半がデジタル教宣で集めた票であろう。

(2) 私の小さな経験をお伝えする。2023 年 11 月はじめ、ある会社の社員研修旅行に同行してパリに行きました。エッフェル塔にも登りました。

10 人のチームで google chat アプリを使用しました。アプリを入れる能力が無い私は若い参加者にアプリを入れてもらいました。

そして、1 週間の旅行中、全ての連絡や指示が google chat で行われ、電話やメールといったアナログ的情報通信手段は一切使いませんでした。Google chat は写真もアップできます。これが、現代社会の標準です。

(3) 執行委員の中にデジタルネイティブ世代がないからデジタル部長は無理だという声を聞くことがある。デジタルネイティブ世代を特別執行委員・デジタル部長に選任すれば足りる。要はトップの覚悟である。

2 地方支部体制は不安がある。

私は地方連合や各産別の地方支部で講演を行ってきている。地方支部役員の意識や取り組みは一部で進んでいるが、多くの場合、アナログ重視というかアナログ以外の手段

を知らないあるいは嫌悪する方々をしばしば見受ける。マイナカードの欠点をあげつらって健康保険証に固執する心理と同じである。いくら本部体制が固まっても、地方支部が面従腹背であれば、デジタル選挙は絵にかいたモチになる。おじさん文化の下ではデジタル選挙は頂化が上がらない。どうすべきか、各陣営が考えていただきたい。なお、おばさん文化と言わないのはおばさんが組合活動の中心メンバーになっていないからである。

第5 SNSの天才安倍晋三首相と凡才岸田文雄首相の若者支持率

今や伝説となっている安倍晋三氏公式サイトの写真がある。

美しい国日本というロゴの下、安倍氏と農家のおばちゃんが挨拶している。写真をよく見てください。背が高い安倍氏が農家のおばちゃんより低い姿勢である。上から目線でないというPRである。

一方岸田文雄首相の支持率が下がっており、特に若者の支持率が急速に下がっている。

代表的な分析として、読売新聞2023年11月15日の「3年目の岸田内閣、若者がどんどん離れていく理由」のポイントを抜粋する。

◆属性別の内閣支持率の変化 (%)

	2021年 10月発足	22年 7月	23月 10月
全体	56	65	34
18歳～39歳	62	54	26
40歳～59歳	54	63	29
60歳以上	53	74	43
自民支持層	78	91	70
無党派層	41	43	17

※ 太文字は全体より高い項目

まずは発足時。内閣支持率（全体 56%）を年代別にみると、18～39歳の若年層で 62%、40～59歳の中年層で 54%、60歳以上の高齢層で 53%となり、若年層の支持が最も高かった。

しかし、絶頂期の 22年7月調査（全体 65%）にはすでに、年代別の支持に変化が見られる。中年層が9ポイント増の 63%、高齢層に至っては 21ポイント増の 74%へと支持率が高まったのは裏腹に、62%だった若者の支持率は 8ポイント減の 54%に低下した。中高齢層の支持が全体の支持率を押し上げる一方、年代別の支持の構造は「若高老低」から「若低老高」に切り替わっていたことが分かる。

早稲田大学の遠藤晶久教授（投票行動論）は、「伝統的な自民党政権は、高齢層の支持が強いのが特徴だった。若年層の支持率が高かった時期の岸田内閣は、第2次以降の安倍内閣とその後継の菅内閣と同様の支持構造だったが、現在は安倍内閣以前の支持構造に回帰している」と指摘。その要因については、「安倍政権は『改革的』というイメージが若者の中にあっただが、岸田政権にはそのようなイメージがもたれておらず、『自民は支持しないけど安倍さんは支持』といったパターンが減ったのではないか」と分析している。

第6 プロを雇うことが絶対条件

これまでの記述を読んで頂いた方はお分かりだと思う。有権者の 40%から 50%がデジタルネイティブの時代であり、同じ自民党でも安倍首相と岸田首相で若者の支持率に大きな違いがあることを考えて頂きたい。

デジタル選挙の効果的な闘い方を熟知する有能なプロを雇うべきである。

有能なプロと一緒にデジタル選挙（ネット選挙）を闘うことが必須である。組合だけでデジタル選挙を闘えば岸田首相と同じ運命であろう。参議院選挙まで、後1年半、もはや躊躇する時間は無い。

アナログとデジタル両方を活用できない候補者は落選する（２）

－ 2025年参議院比例選挙を考える－

2024年9月3日

東京都港区西新橋1-12-8

西新橋中ビル2階

五百蔵洋一法律事務所

弁護士 ^{いおろい} 五百蔵 洋一

電話 03-5501-2151

FAX 03-5501-2150

E-mail ioroi@nekonet.ne.jp

第1 都知事選挙の結果

- 1 私は、2023年12月15日の連合擁立構成組織政治担当者会議において、

アナログとデジタルデジタル両方を活用できない候補者は落選する

－ 2025年参議院比例選挙を考える－

（連合擁立構成組織担当者会議）

との題名で講演をしました。私は2025年7月の参議院選挙を念頭に講演しましたが、2024年7月7日投票の東京都知事選挙において結果が出てしまいました。1年前倒しです。

小池百合子 2,918,015 票

石丸伸二 1,658,363 票

蓮舫 1,283,262 票

小池候補については専門家においても十分な分析結果は出ていませんが、石丸候補と蓮舫候補の大差の分析は十分出ています。

大きな理由の一つが、無名の石丸候補が徹底したデジタル選挙を行い若手を中心に大きな得票を得たのに対し、デジタル選挙が不発だった蓮舫候補は若手から支持を得られず、アナログ世代の高齢者のみからしか得票を得ることが出来なかったからです（NHKの年代別得票表をみてください。）

- 2 蓮舫候補はデジタル選挙を行わなかったわけではありません。利用したけれど活用できなかったというのが正解です。

デジタル選挙を活用できない候補者がなぜ落選するかは、先の2023年12月15日のレジメ「アナログとデジタル両方を活用できない候補者は落選する」を読んでください。手前味噌になりますが、12月15日のレジメは、一字一句変更する必要がありません。

第2 デジタル選挙活用に必須の要素

- 1 候補者がデジタル選挙に対応する柔軟性を発揮すること

デジタルネイティブ世代でない候補者を擁立する選対委責任者は、「保坂のぶとの活動レポート139号」を熟読して頂きたい。

2023年4月24日投票の世田谷区長選挙において、現職の保坂展人候補（67歳）が自民党と維新が推薦する前財務官僚・内藤勇耶候補（29歳）にすべての世代で競り勝って4選を果たした。保坂区長は日常的にツイッター（X）を使って投稿しフォロワーも多い。

世田谷区は人口94万人、有権者79万人の巨大な選挙区であり、保坂候補は、次のように総括している。

- ア ネット選挙が話題となって久しいですが、今回は本格的に「ネットで票が動く」選挙になったと感じます。街頭演説と同等か、それ以上に重視する必要があると感じています。従来の選挙のやり方は大きく変更を迫られています。
- イ 期間中にインターネット・SNS対策が必要との声があがり、街頭演説から集会や演説会の動画を収録し、2分30秒のツイッター動画に埋め込む作業をスピーディーに行って政策内容を伝える重要なツールとなりました。

- 2 選対責任者を、リアル選挙（アナログ選挙）責任者とデジタル選挙責任者に分離すること。

デジタル選挙責任者は20歳代から30歳代までのデジタルネイティブ世代がふさわしい。50歳以上は失格であると断定する。

- 3 大型のデジタル選挙はもはや素人の手には負えない。プロの業者を依頼して、デジタルネイティブ世代やデジタル移民世代に刺さる選挙技術を駆使しなければ失敗する。

*今もYouTubeで蓮舫街頭演説会を見ることができます。私が見たすべての演説会は、前座（大物政治家や友人政治家）が長々と演説し、30分も40分も経ってようやく蓮舫が演説するという昔のままの演説スタイルです。一方、石丸は10分から20分演説し後は動画を見てくださいというスタイルです。こ

のスタイルで多くの聴衆を集めました。この手法は2019年の参議院選挙で、れいわ新選組の山本太郎候補が行った手法をバージョンアップした手法です。

超人気者以外の前座はいらないと思います。あるいは1分か2分話して応援していることを態度で示すだけで十分です。30分も40分も待たされた聴衆は反感を持つだけです。

4 インフルエンサーの活用

ア 石丸候補は【演説切り取り自由】を宣言し、多くのYouTuber が石丸演説を切り取り各種動画で拡散しました。極めて効果があったと報じられています。

イ 2024年8月の米民主党大会は、「200人以上のコンテンツクリエイター（インフルエンサー）に専用の大会参加資格を与えた。従来のメディアをあまり見ない有権者層の獲得をねらう。党大会の責任者は、クリエイターは地域社会で信頼される声だ。従来のメディアと条件を平準化し、より多くのアメリカ人が民主的なプロセスに参加できるようにする」（朝日新聞2024年8月23日 米民主党大会にインフルエンサーら200人超、Z世代へアピール狙う）。

第3 リアル選挙（アナログ選挙）とデジタル選挙は車の両輪である。

1 資料「アナログとデジタル両方を活用できない候補者は落選するの第3 デジタルネイティブ世代が有権者の4割から5割を占める時代」は、総務省統計局が毎月発表する「人口推計」を基に、2025年7月はデジタルネイティブ世代が有権者の4割から5割を占める時代と位置付けている。翻って言えば、5割から6割はデジタル移民やアナログ世代であり、従来の選挙手法は来年の参議院選挙でも必須である。

2 デジタル選挙対策が出来ていない陣営は、デジタルネイティブ世代の組合員の票をはじめから捨てているに等しい。しかし、デジタル選挙だけでは勝てないことは、小池百合子候補と石丸伸二候補の得票数の差や世代別投票数表を見れば明白である。

3 リアル選挙（アナログ選挙）とデジタル選挙（SNS選挙）は車の両輪であることは言うまでもない。

第4 衆議院選挙について

2024年9月の自民党総裁選挙が終わると直ちに衆議院解散に踏み切る可能性が高い。

衆議院総選挙は、参議院選挙に比べてアナログ選挙の価値が高いように考えます。理由は、選挙区が狭いこと、議員が、個々の有権者や地域や各種団体と密接な関係を持っていること等である。しかし、近い将来デジタルネイティブ世代が主流になったときは大きく変わる可能性がある。

立候補者数 **56** 有権者数 **11,349,278**

投票率 **60.62%** **開票終了**

▶ 東京都

告示日：2024年6月20日 投票日：2024年7月7日
7月8日 05:03 更新



こいけ ゆりこ
小池 百合子

無 | 現 | 71歳 | 当選：3回目
元衆議院議員



2,918,015
(42.8%)



いしまる しんじ
石丸 伸二

無 | 新 | 41歳
元広島県安芸高田市市長



1,658,363
(24.3%)

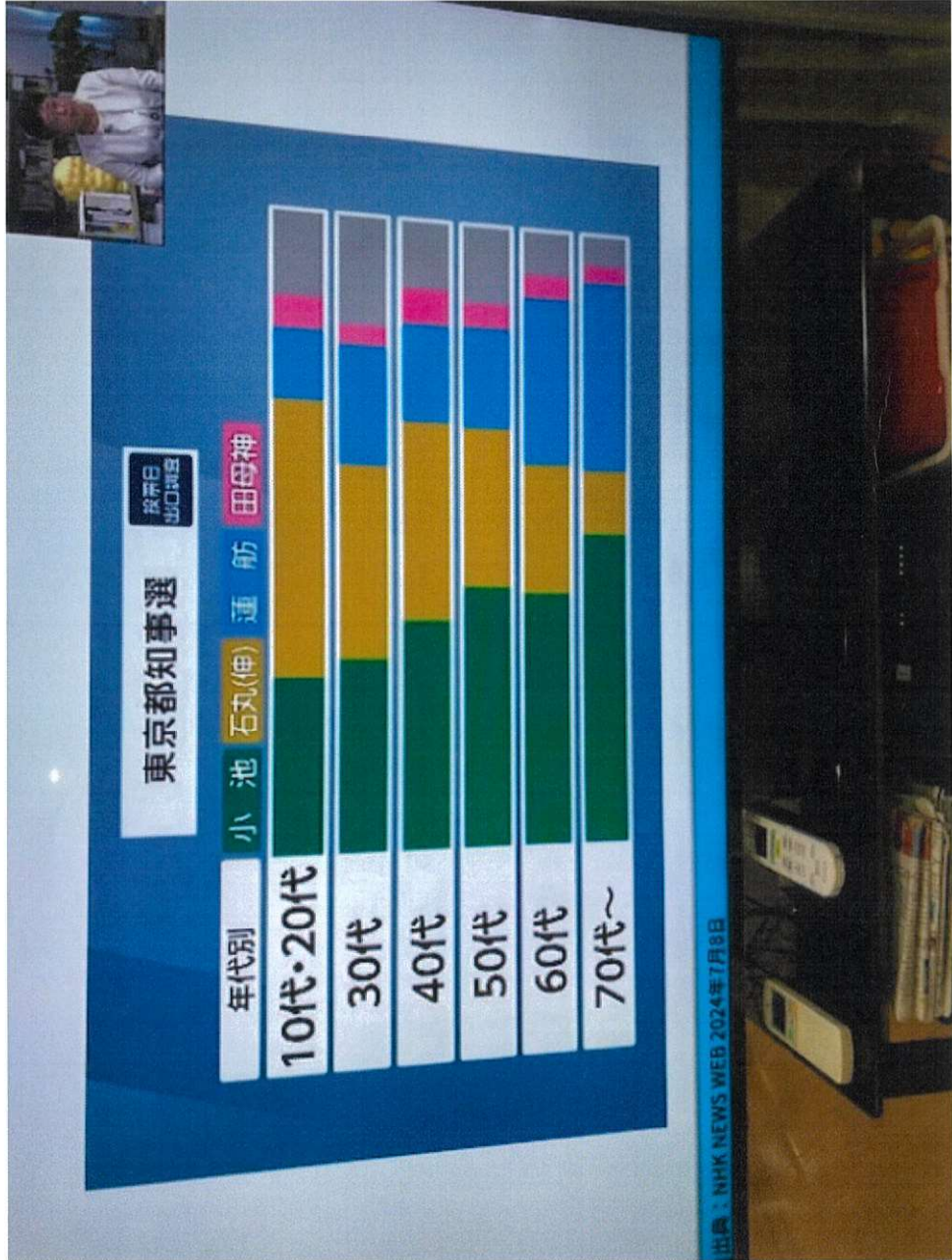


れんほう
蓮舫

無 | 新 | 56歳
元参議院議員



1,283,262
(18.8%)





Qponテトリス (スマホ版) x +
https://qpon-toyota.com/phone/tetris/#google_vignette

無料ダウンロード

ファイルを圧縮し解凍します。今すぐ無料で試してみてください

石丸伸二がバナー広告になっている
2024年7月都知事選公示後

東京新時代の会 東京動かそう

今日の成績ランキングは下にあります

0分19秒
タイム

リセット 開始
← →
↓
休憩 更新

ゲーム実行中
モードを切替えてください
練習 実戦

消音
クリアイン数
0/50
ボタン移動

東京新時代の会

早めのご予約で国内航空券がおトク!

JALで快適な空の旅へ

ご予約受付中

JAPAN AIRLINES

から亀戸島西橋... 15:29 2024/07/04

東京新時代の会

東京新時代の会

開く



キャンペーン 中

開く



今日の成績ランキングは下にあります

0分3秒

タイム



デモ実行中

モードを切替てください

練習

実戦

企業受付 for Sota

受付効率化とおもてなし を両立

開く ▶



✓ 消音

クリアライン数

0/50

ボタン移動

東京新時代の

#東京動かそう

詳しくはこちら

ああ

🔒 qpon-toyota.com





トップ

スポーツ

エンタメ

競馬・レース

女子アナ

旧ジャニーズ

お笑い

占



ウンサーが「私たちはずっと生まれたときから福沢諭吉の世代ですよね？」と呼び掛けると、佐藤真莉子記者は「ギリギリで」と苦笑していた。



東京新時代の会



東京新時代の会 東京動かそう



東京新時代の会

紙幣のデザイン刷新は2004年以降で



天
力
性

すみふの仲介
ステップ

住友不動産販売

最新の傾向と対策
お教えします。

開く

天
力
性

平成8年版 通信白書


[トップページへ戻る](#)
[操作方法](#)

[すべて開く](#) [すべて閉じる](#)

 [巻頭言 平成8年版通信白書の発表に当たって](#)


 [第1章 平成7年情報通信の現況](#)

 [第2章 情報通信政策の動向](#)

 [第3章 情報通信が牽引する社会の変革—「世界情報通信革命」の幕開け—](#)


 [第1節 世界の情報通信のダイナミックな展開](#)


 [第2節 情報通信がリードする我が国経済の構造変革](#)

 [第3節 情報通信の高度化による国民生活の変化と新しい国土概念の展開](#)

 [第4節 情報通信政策の課題と取組](#)

 [注記](#)

 [コラム](#)

 [参考資料](#)

 [切手](#)

第3章 情報通信が牽引する社会の変革—「世界情報通信革命」の幕開け—

インターネットの普及をはじめとする情報通信の高度化によって、ネットワークを通じて、双方向、高速、マルチメディアの情報流通が実現されることにより、情報の自由な創造・発展・共有化がグローバルなレベルで行われ始めている。

これにより企業活動や就業形態、国民生活、地域社会、国際社会等のあらゆる分野で、大きな変革が起きつつある。特に、従来の工業化社会では不利な立場に置かれていた個人・小規模組織、過疎地域、開発途上国等に、これまでの立場を逆転させる可能性も与えつつある。21世紀を目前に「世界情報通信革命」とも呼ぶべき大きな変革が始まりつつあるといえる。

本章では、このような「世界情報通信革命」が既に幕を開けつつある現状を、紹介・分析していくこととする。

世界の情報通信においては、グローバルネットワークとしてのインターネットの急速な普及や、米国の1996年電気通信法の成立、EUの1998年を期限とする音声電話サービス・電気通信インフラの完全自由化、アジア・太平洋地域各国における移動通信の本格的な導入やアジアサットによる国境を越えた衛星放送等、ダイナミックな進展・変革が起こっている。海外においては、このような国内市場における企業間の活発な競争、業種を越えた提携を通じたダイナミズムが、ボーダレス経済の中の激しい国際競争に対応する競争力強化を促し、企業のグローバルな戦略的展開の動きに結びついている。

このような世界の情報通信のダイナミックな展開の中で、我が国においても、産業・経済活動に関して、情報通信を活用した新しいビジネス・スタイルが登場し、小規模組織でもグローバルなビジネス展開を可能とし、規模の格差を越える活力がもたらされている例がある。また、情報通信産業自身の成長・変化も著しく、新規産業創出をもたらすなど、我が国経済の成長に大きな貢献をしている。

一方、情報通信の高度化は、産業・経済活動のみならず、社会生活に対しても、大きな変革をもたらししている。テレワークの登場によるライフスタイルの変化などである。また、これらの情

報通信手段により、過疎地域、地方都市等においても活力が出てきている。物理的な国土空間を越えた情報空間が出現し、新しい国土概念が展開しつつあると言える。

以上のように、情報通信の高度化がもたらす社会の変革の大きさを考えると、その変革をより望ましい方向へ導き、促進するために、社会の各分野で積極的に国際的視野の下に、情報通信の高度化を推進していくことが重要である。

特に米国とは情報化の状況に格差があり、情報通信市場のダイナミズムの創出等を通じて、情報通信の高度化を一層推進していく必要があり、そのために、郵政省としても情報通信の高度化に向けた「中期計画」の策定、「第2次情報通信改革」の推進等に取り組んでいる。

[\(6\) アジア・太平洋地域における標準化の推進](#) [に戻る](#)

[第3章第1節 世界の情報通信のダイナミックな展開](#) [に進む](#)

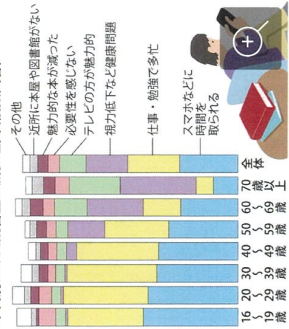
「衝撃の数字」 6割が読書せず 若い世代が本から遠ざかる理由は

著者 斎藤文太郎 社会 カルチャー 速報 本・書評

毎日新聞 2024/9/17 17:02 (最終更新 9/17 19:14) 有料記事 1300文字

毎A 24.9.17

年代別にみた読書量の減少理由(複数回答)



6割の人が1カ月に1冊も本を読まない。そんなデータが、文化庁が実施した2023年度の国語世論調査で明らかになった。「本が売れない」と言われて久しいが、過去の調査で半数を超えることはなかった。ここまで読書離れが加速した要因は何なのか。

「かなり衝撃の数字だった」

文化庁の担当者は、調査結果の感想を深刻な表情で明かした。出版業界から「本を読まない人は2人に1人程度だ」という情報は漏れ伝わってきていたというが、それを上回る割合の人が月に1冊も本を読んでいないという読書離れの実態が浮かんだからだ。

なぜ本を読む人は減っているのか。調査結果を詳しく見ると、その要因を推測することができる。

まず、「読書量が以前と比べ減っている」と回答した人は69・1%に上り、前回（18年度）の調査から1・8ポイント増加。同じ質問項目が採り入れられた08年度以降では最も多かった。これに対し、読書量が増えた人は5・5%にとどまり、08年度以降では最少だった。

読書量が減少した人に理由を複数回答で尋ねると、「スマートフォンやタブレットなどに時間が取られる」との回答が43・6%で最も多く、「仕事・勉強で多忙」が38・9%と続いた。これまでの調査では「仕事・勉強で多忙」がトップだったが、23年度調査では「スマホ・タブレットなど」が減少要因として初めてトップに浮上した。

その傾向は若い世代で顕著だ。理由を年代別に見ると、10～20代は読書量減少の要因として「スマホ・タブレットなど」を挙げた人が最も多いが、30～40代では「仕事・勉強」が最多。50代以上になると視力低下など健康問題を挙げる人が増え、70歳以上ではトップになっている。

つまり、どの世代でもまんべんなく読書離れが進む中、若い世代ではスマホ・タブレットが本に取って代わり、中高年は仕事や視力低下によって本から遠ざかっている、という構図が調査から見てとれる。

さらに踏み込んで要因を分析するのは、「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」（集英社新書）の著者で文芸評論家の三宅香帆さん（30）だ。「読書離れの原因は、日本人の『長文離れ』というべき現象が起きていることだと考えられる」と指摘する。

三宅さんは「長文を読めなくなっている人が増えているのではないかと推測。背景として情報環境の二つの変化を挙げる。

一つ目は、「TikTok（ティックトック）」に代表される「ショート動画」を投稿するSNS（ネット交流サービス）の普及だ。ここ5年ほどで15秒ほどの動画を投稿するSNSが爆発的に広がり、「以前であればスマホで長文を読んでいた人も、スマホで動画や画像に時間を費やす人が増えた」とみる。

二つ目として挙げるのはSNS特有の文章への慣れだ。「SNSの文章は短文で、文脈のない細かいな語彙（ごい）が中心」との見方を示し、こう指摘した。「長い文章を読むことは、自分から遠い場所への読解力や想像力を必要とし、自分にとってはノイズ（関心のない情報）となる知識も提供される。自分から遠く、ノイズとなる文脈を忌避している人が多いのではないかと」（斎藤文太郎、浜田和子）

毎日新聞の二ニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。
画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuaigraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。
Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.

新たな政治対応方針 ～「自由・公正・連帯」の日本社会をめざして～

はじめに

— 情勢の認識と議論の経過を踏まえた今後の政治への対応 —

- ① 2012年12月の総選挙で、3年3ヵ月に及んだ民主党中心の政権は幕を下ろし、第2次安倍政権が誕生しました。安倍政権は当初、経済政策を重視しましたが、金融緩和と、公共事業を中心とする旧来型の景気対策を偏重し、勤労者の生活は改善したとは言えない状況が続いています。その一方、国家公務員の給与削減を地方公務員にも波及させるために、2013年度の地方交付税を削減するなど、地方自治をないがしろにし、公務員労働者を敵視する政策を、政府自らが進める経済対策とは逆行する形で進めてきました。
- ② 2013年7月の参議院選挙で与党が勝利し、「ねじれ」を解消するや、安倍政権は、新保守主義的な政策を前面に打ち出し始めました。第185回臨時国会では、特定秘密保護法案を強行採決し、2013年12月には靖国神社参拝を強行することで周辺諸国との緊張をさらに高める結果となっています。また、2014年7月1日には集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を行ったほか、原発の再稼働を進めるなど、国民の多数が望んでいない政策を推し進めようとしています。
- ③ しかし、国会は、一部の野党が安倍政権の補完勢力となる一方、民主党や社民党の支持率は低迷を続け、安倍政権に対抗する野党共闘を実現できない状況が続いています。
- ④ このような政治的閉塞感が深まるなか、自治労は、2013参議院選挙の結果をも総括しつつ、2013年8月の第86回定期大会（大阪）で、「保守勢力・新自由主義的政治勢力への対抗軸となる政治勢力の総結集が必要であり、『共生と連帯に基づく持続可能な社会』をめざす政治勢力を、民主党を中心に再構築すること」をめざし、取り組みを進めることを確認しました。
- ⑤ そのうえで、大阪大会での議論を踏まえ、自治労の中長期的な政治への対応のあり方について検討を進めるために、本部内に2013年10月、「政治委員会」を発足させ、本部四役と地連・女性代表を委員として、検討を進めました。

- ⑥ 政治委員会では、政治学者などの有識者や現役の政治家からの講演を受ける一方で、組合員の意識調査などから若年層を中心に、政治闘争の意義・重要性が伝わっていない組織の実態について分析を行いました。そのうえで、1990年代以降の自治労の政治方針の検証からスタートし、国政の状況と自治労を取り巻く情勢について認識の共有化をはかったうえで、今後の自治労の中長期的な政治への対応について議論を重ねてきました。
- ⑦ 本議案では、現在の政治状況について、国会が全体的に右傾化した一方で、国民多数派の政治意識に対応した政治勢力が形成されていない点を、最も重大な問題点として指摘しています。現状の国会は、与党が衆参で過半数を占め、さらに、野党においても右寄りの政党が存在するなど、国会の議席状況をみると、全体として「新自由主義」「新保守主義」を主張する右派政党が多数を占める状況となっています。しかし、各種世論調査では、安倍政権が進める「原発の再稼働」や「解釈改憲による集団的自衛権の行使容認」などには、国民の過半数は「反対」「支持しない」との意思を表明しており、安倍政権をめざす「戦後レジームからの脱却」について、国民多数が支持しているとは言えない状況にあります。このため、従来のリベラル勢力を再建・強化することに加えて、これら国民の多数派に対応した「中道」「リベラル」な政治勢力の結集が求められていると言えます。
- ⑧ 自治労は2003年に、新しい綱領として、「自由・公正・連帯」の社会をめざす「21世紀宣言」を決定し、2013年の大会では、第2次安倍政権に象徴される成長至上主義的かつ新保守主義的な政治潮流に対抗して、「共生と連帯に基づく持続可能な社会の創造」をめざすことを確認しています。一方で、上記の通り右派政党が多数を占める現状のままでは、自治労がめざす社会像と政策の実現は困難であると言わざるを得ません。自治労と基本的理念を共有できる、民主党や社民党などの「リベラル勢力」の強化をはかりつつ、再度、政権交代の実現をめざすためにも、多数派形成が必要となります。それにむけて、自治労は、組合員の要求に基づいた制度・政策の実現のため、労働組合という立場から、最大限の力を尽くしていかなければなりません。
- ⑨ 自治労組合員の労働条件や職務内容は政治からの影響が多であることを認識し、政治闘争の重要性を組織内で意思一致する必要があります。そのうえで、自治労組合員全体の取り組みとして、2015年の統一自治体選挙をはじめとする自治体選挙を重要な政治闘争と位置づけ、続く国政選挙とともに、単組の組織強化と連動した取り組みを進めていかなければなりません。
- ⑩ 本議案は、今後想定される複数回の国政選挙を念頭に置きつつ、中長期的な政治への対応について意思一致をはかるものであり、具体的な対応については、2年ごとの運動

方針と各機関会議における「当面の闘争方針」で決定していきます。

- ⑩ 自治労のめざす「自由・公正・連帯」の社会像を全組合員とともに共有し、新たな政治対応方針を掲げ、国民の多数派である、平和および他国との協調、社会的公正や格差の縮小を重視する、穏健な政治意識に対応した「中道」「リベラル」な政治勢力の結集を進め、再度の政権交代を実現するために、本議案を提出するものです。

I この間の自治労の政治方針の検証

1. 自治労の政治方針議論の背景～国際情勢の変化と労働戦線の統一

(1) 東西冷戦構造の崩壊と日本社会の構造転換

- ① 1989年のベルリンの壁の崩壊に象徴される東西冷戦構造の崩壊にともない、日本も政治・経済・社会の全般にわたって改革が求められていた。政治の面では、東西冷戦構造の反映としてあった55年体制が崩壊し、旧来のイデオロギー対立を軸とした政治構造から、具体的な政策プランと実効ある改革への道筋を示す政党政治への転換が課題となっていた。
- ② 一方、自民党の長期単独政権が生み出した政官財の癒着構造を解消するため、政策の対抗軸を明確にした複数の政党による政権交代を可能とする新たな体制が模索された。1993年8月には、非自民8党派（日本新党、日本社会党、新生党、公明党、民社党、新党さきがけ、社会民主連合、民主改革連合）による細川政権が誕生、1994年1月には、小選挙区制や政治資金規制等を導入する「政治改革法」が成立し、これらを契機として、政界は再編過程に入った。

(2) 労働戦線の統一と連合の政治路線の統一にむけた取り組み

- ① こうしたなかで、日本労働運動については、東西冷戦構造を背景とした、「総評・社会党グループ」と「同盟・民社党グループ」のイデオロギー的対立を乗り越えていくこと、また、右肩上がりの経済成長を前提とした「キャッチアップ型」の運動から、「政策実現型」の運動への転換をはかっていくことが、課題とされた。
- 1989年11月には、官公労働組合と民間連合との統一により、新たなナショナルセンターとして「連合」が結成されたが、まさに、こうした課題への対応をはかっていこうとする努力の現れでもあった。
- ② 一方、政党支持については、連合結成当初は、各産別の判断に委ねられていたが、政策実現型の運動を実現していくには、労働組合の政治路線についても統一していくことが必要不可欠な状況であった。
- 連合は、統一大会（1989年11月）で制定した綱領的文書「連合の進路」において、

「政権を担いうる新しい政治勢力の形成」を掲げるとともに、政治委員会を設けて組織内での議論を開始し、政治委員会は1991年に「連合の政治方針について」を答申した。こうした議論は、「自民党に代わる政権を担いうる新しい政治勢力の結集を基本とし、究極的には二大政党的体制をめざす」連合の政治方針（1993年10月・連合第3回定期大会決定）に結実することになった。

2. 自治労の政治方針議論と「民主・リベラル勢力」総結集にむけた取り組み

(1) 自治労の政治方針議論

- ① 「1.」で述べた、国際情勢の変化と労働戦線の統一を踏まえ、自治労でも政治方針議論が行われた。1991年の秋田大会では、「保守二党論」による政権交代ではない、「自民党にかわる政権を担当しうる新しい政治勢力の形成」をめざしていくことが決定された。
- ② 1992年福岡大会では「明日を拓く自治労の政治方針～自民党にかわる政権を担当しうる新しい政治勢力の形成に向けて」が提起された。これは秋田大会方針を豊富化したもので「保守2党論や与野党の大連合ではなく、自民党に対抗できる新しい政治勢力を形成し、政権交代の窓を開くことが、日本の政治的民主主義実現のための最優先課題」とした。大会での議論の結果、「民主リベラル勢力」の総結集にむけた取り組みを進めることが全体で確認された。

(2) 日本社会党の新党運動の挫折と民主党の結成～労働組合の政治対応の統一

- ① 1992年福岡大会での決定を踏まえ、自治労は社会党の政権政党への自己改革と脱皮を呼びかけ、民主リベラル勢力の総結集にむけた取り組みを進めた。一方では、1994年6月に村山政権が誕生、同年12月の新進党の結成などの情勢変化により、連合内労働組合の支持政党が与野党に分かれる状態となった。
- ② 社会党は細川政権を含めた2度の政権参加を通して、自らの政策の政権への反映に取り組み、自治労からの働きかけもあり、地方分権推進法や介護保険法の制定などの成果をあげた。一方で、政権参加にともなう自衛隊合憲・安保堅持などの基本政策の転換など、社会党の基本政策が不鮮明となったことが、大きな課題とされた。
- ③ こうしたなかで、自民党・新進党という2大保守勢力の挟間に埋没しかねない状況が生じ、社会党は自らの発展的解消をかけた新しい政治勢力結集で打開することが迫られた。自治労は、1992年10月に結成された「社会党と連帯する労働組合会議（連帯する会）」に結集する旧総評ブロック各産別とともに、あらためて社会党に改革を強く促した。
- ④ 社会党は「95宣言」において、新党づくりの方針を明確にし、「政権を担いうる政治勢力」の具体化として「民主・リベラル勢力の総結集」を打ち出した。しかし、1995年7月に、社会党は第17回参議院議員選挙において大敗。自民党・新進党の二

大政党に収斂される傾向がより顕著になった。

- ⑤ こうした状況下で、自治労は、1995年8月、「民主・リベラル新党結成推進労組会議（推進労組会議）」を結成、社会党の「新しい政治勢力結集の呼びかけ人会議」等と連携しつつ、より強力に社会党の新党づくり運動＝党内外の幅広い勢力の結集を後押ししていった。
- ⑥ 1996年1月、社会党は「新党づくりに大きく一步をふみだす」として社会民主党に党名変更し、「次期総選挙は新しい党で戦う」との活動計画を決定、さきがけと社会民主党所属議員等との間で連携が模索された。こうした動きのなか、村山内閣時の方針に批判的な議員等の一部は社民党を離脱し、新社会党を結成した。
- ⑦ 保守政権・政党への対抗軸、代わる選択肢として、労働者や生活者に軸足をおく民主・リベラルな政治勢力の確立を追求するという世界的な潮流のなかで、1996年9月の衆議院選挙を目前にして、民主党が結成された。推進労組会議と連帯する会は、「民主党の理念・政策は私たちが求めてきたものと概ね一致する」と評価するとともに、社民党も「次期総選挙では、民主党立候補者を推薦してたたかう」との見解を出した。このように民主党の結党は、新しい政治勢力の基盤形成に努力してきた一定の到達点であると言える。
- ⑧ 一方で社民党は、民主党設立委員会呼びかけ人の一部から、特定政治家を「排除」する発言があったとして、1996年9月の衆議院選挙直前に一転して「次の総選挙は社会民主党としてたたかう」などとする見解を出し、一部が残留した。結果として、総選挙を新党でたたかうとした党大会決定が事実上放棄され、重大な混乱がもたらされたことに対し、連帯する会と推進労組会議や各産別は「深い失望感を抱かざるをえない」と表明した。

(3) 連合の政治方針の統一と民主党の躍進、民主党中心の政権の実現

- ① 1998年1月に、新進党から分裂した国民の声、新党友愛の各党が、結成と同時に、民主党、太陽党、フロム・ファイブ、民主改革連合の野党共闘をめざす勢力と院内会派として民友連（民主友愛太陽国民連合）を結成した。これにともない、連合は民主党への合流を強く促し、1998年4月に民友連の各党は民主党へ合流。労働組合の政治対応の統一をめざしてきた連合にとって画期的な出来事であるとともに、「保守二党論」でない形で新しい政治勢力の結集がなされたことは大きな成果であった。
- ② 自治労では1996年9月の臨時大会以降、民主・社民分立状態の克服が課題となった。これ以降、1999年8月の宮崎大会まで、数度の機関会議での議論を経て、民主基軸、社民支援の方針が決定された。
- ③ 1998年7月の第18回参議院議員選挙は、民主・リベラル中央労組会議（推進労組会議を改称）と友愛会議で初めて合同選対を組んでたたかわれた選挙となった。結

果として10人の連合組織内候補のうち、9人の当選が果たされた。連合が一体となって勤労者・市民を基盤とした政治勢力と協力関係をつくり「ゆとり、豊かさ」の実現をめざす、という連合の政治方針統一の意義が結実する結果となったのである。

- ④ 1999年には連合政治センターが設立された。これ以降、政権交代を視野においた民主党を基軸とした政治活動が一層強化された。2003年9月には民主党は自由党を吸収合併、2度の総選挙（2003年11月、2005年9月）、参院選挙（2007年7月）を経て、2009年8月の総選挙で民主党が第一党となり、民主党を中心に、社民党、国民新党による政権が発足、日本憲政史上初の民意による政権交代が実現された。

（4） 政策実現・政治勢力総結集にむけた自治労の政治方針議論

90年代初頭からの政治への対応や民主党政権の実現に至る過程のなかで、自治労は、機関会議や各種集会において、政治方針に関する、以下のような基本的なスタンスを積み上げ、確立してきた。

- ① 政権を担いようとする政治勢力の形成を志向すること
- ア) 政策実現を志向する労働組合運動の形成のためには、実際に政権を担いようとする政党・政治勢力との「協力関係」を構築しなければならないこと。
- ② 労働組合と政党の役割の違いを踏まえた関係を構築すること
- ア) 政権を担いようとする政治勢力たりうるためには、社会民主主義勢力だけではなく、民主的でリベラルな政治勢力、消費者運動などの自立した市民団体など、広範な勢力の連合体であることが必須。
- イ) 小選挙区制のもとで勝利をめざすには、広範な支持層が必要であること。
- ウ) 政権をめざす政党の政策と大衆組織である労働組合の固有の要求・政策とがすべて一致するとは限らない。
- エ) 旧来の労働組合と支持政党との「運命共同体的」な関係は成り立たない。政党とはあくまでも「協力関係」。このため労働組合運動の主体性がより一層重要に。
- ③ 連合の政治対応の統一が必要であること
- ア) 個別の労働組合の運動では限界がある。
- イ) 「協力関係」になった政党に政策の実現を求めるためには、労働組合の政治対応が統一されていることが重要。

3. 民主党政権および政治に対する自治労の対応について

（1） 民主党政権の発足と成果

- ① 民主党政権は、「コンクリートから人へ」「チルドレン・ファースト」を訴え、高校授業料無償化、保育所定数の大幅増加、公共事業の削減、教育・医療・福祉分野の雇用の拡大、有効求人倍率・失業率の改善など、一定の成果をあげた。
- ② 自治労のめざす政策に関しては、自公政権の「三位一体改革」で削減された地方

交付税総額を大きく復元させ、「一括交付金」の創設と「ひもつき補助金」の段階的廃止、さらに義務付け・枠付けの見直し、国・地方の協議の場の法制化など、地方分権の政策が推進された。公務員制度改革に関しては、国家公務員制度改革関連4法案に加え、消防職員を含む一般職非現業公務員に協約締結権を付与し、労働基本権の回復をはかる地方公務員制度改革関連2法案が国会提出されるに至った。解散により廃案となったことは残念であるが、戦後、60年以上にもわたって制約され続けてきた公務員の労働基本権について、政府が検討を重ね、政府の責任において法律案を取りまとめた歴史的な意義は非常に大きいと言える。

- ③ これらの諸政策は、労働組合が一致して支持する政党が政権を担ったからこそ実現したものであり、「政権を担いうる政治勢力」の形成をめざして努力してきた取り組みの一定の成果として評価できる。

(2) 野党に転落した民主党と克服すべき課題

- ① 政策の実現に一定の成果をあげた民主党政権であったが、マニフェストに掲げる政策を実現するための財源確保という大きな課題に道筋をつけられなかったことに加え、マニフェストに掲げられていなかった普天間基地移設問題をめぐる鳩山首相（当時）の対応ぶりの迷走（社民党の連立離脱）と、菅首相（当時）の突然の消費税引き上げ発言等により、民主党は2010年参議院選挙において敗北し、政権発足から1年も経たずして、衆参「ねじれ」国会を再来させることとなった。
- ② さらに、民主党は、党内ガバナンスの欠如により、所属議員が党内紛争に明け暮れ、社会保障と税の一体改革の消費税引き上げをめぐるっては、政権政党として説明責任を果たせないばかりか、党の分裂まで招き、結果として、2012年12月の総選挙において、大敗し、3年3ヵ月で政権に幕を下ろすことになった。
- ③ 民主党の反省点は、ガバナンスの欠如と、どのような社会を実現するのかというビジョン・理念が欠如していたことにある。そのため、マニフェスト偏重主義に陥り、結果として、政策の変更などについて、党内で真摯な議論を重ね、信念を持って国民に対して説明責任を果たす、ということができなかった。逆に、そのマニフェストや各種政策について、地域や国民各層から意見を吸い上げて豊富化する、という作風がそもそも欠けていた。このことによって、国民からの信頼を失い、政権担当能力がないと見なされてしまった。今後、民主党にはこれらの課題の克服について、強く求めていく必要がある。

(3) 労働組合の政策実現に関する総括

- ① 連合は、民主党政権発足以降、「政府・連合定期協議」を設け、それまでの審議会等への参画を通じての閣法策定に対する意見反映や、世論喚起、大衆行動を背景とする国会での修正をめざす取り組みから、政権との直接的な政策協議を通じての

政策実現に、取り組みの重点をシフトさせた。こうした対応の変化は、連合に結集する労働組合が一致して支持してきた民主党が、与党となったことにより、初めて実現できたことであり、「政権を担いうる政治勢力」の形成に努力してきた運動の一定の成果と言える。

- ② 「生活者」「働く者」に軸足をおいた政策実現と、そのための政治勢力の総結集をはかっていくため、上記2.(4)の通り、自治労は、連合の統一対応を軸に政治対応を進めてきた。連合の政治対応の統一は、日本憲政史上初の選挙による政権交代＝民主党を中心とする政権の発足を強く後押しした。現在の小選挙区制のもと、個別の労働組合の運動では限界があり、現実的に政治勢力の拡大を展望していくには、引き続き、連合の統一対応のもと取り組みを進めていくことが極めて重要である。
- ③ 一方、政権との直接的な政策協議など、政策実現にむけた活動に関しては、組合員から「見えづらかった」との指摘もなされている。協議を通じた諸政策の実現や成果について、あるいは、事柄によっては、政策の不一致に関して、いかに組合員と情報を共有していくかという点において、課題を残した。また、労働組合が、社会的な正当性のある団体として、大衆行動を含めた世論喚起に「力」を発揮する必要があった。同時に、連合が勤労者の代表として、政治的な影響力を拡大するためには、非正規労働者の処遇改善などを重要な運動課題と位置づけ、各構成組織と一体となって組織強化と拡大を進める必要がある。
- ④ 地方自治・財政の確立、公務員制度改革をはじめ、政策の実現に関しては、政策決定プロセスでの意見反映が重要であり、自治労はそのことに重点を置いて、政府・政党への働きかけを進めてきた。このことは引き続き重要であるが、一方で、例えば、エネルギー政策など、連合の構成産別の考え方・意見に大きな隔たりがあるような場合に、自治労の政策を反映しつつ、どのようにナショナルセンター＝連合の政策として一本にまとめていくかが課題となっている。

また、政策決定プロセスでの意見反映を効果的に行っていくには、労働組合と政党・議員との間に、日常的な「協力関係」を構築しておくことが重要であり、普段から意見・情報交換等を重ねるなど、中央段階だけでなく、地域段階からも取り組みを進める必要がある。

- ⑤ 自治労の政策課題に関しては、ひっ迫する財政とポピュリズム化する政治状況のもと、多くの政党が行政改革と公務員人件費削減を公約に掲げることとなった。公務員制度改革に名を借りた、行政改革や人件費削減を訴えれば、マスコミ・世論の支持は取りつけられるとの雰囲気は民主党の一部にあったことも否定できない。民主党に期待されていたのは、保守政権・政党への対抗軸を示すこと、すなわち安心社会の実現であったにもかかわらず、財源問題に道筋がつけられないなかで、結果として公務員人件費ばかりがクローズアップされることとなった。

加えて(1)の通り、民主党政権のもとで労働基本権の回復をはかる法案が提出されたものの、国家公務員制度改革関連4法案および地方公務員制度改革関連2法案が成立に至らなかったこと、また、結果として、国家公務員給与の引き下げのみが先行実施されたことは痛恨の極みであり、今後課題を残した。

- ⑥ 一方で、財務省など、地方公務員の人件費をはじめ地方財源にメスを入れたいとする動きもあったが、自治労としては、地方自治・分権の流れに逆行するものであると主張し、事実、民主党政権は、臨時特例法に基づく国公給与削減については「地公遮断」を貫いた。また、普天間基地移設をめぐるっては、鳩山首相（当時）が表明した県外移設が迷走し、断念に至ったことに関しては、自治労として断固抗議し、協力国会議員等と連携し対応をはかってきた。
- ⑦ こうしたことは、「労働組合と政党との『運命共同体的』な関係は成り立たず、また、『協力関係』に基づく、労働組合運動の主体性が一層重要である」という、この間積み上げてきた政治方針議論を踏まえたものであった。引き続き、協力政党であっても政治・政党との緊張関係のもと、自治労として主張すべきは主張していく必要がある。

II 国政の状況および自治労を取り巻く情勢の分析

1. 新自由主義のもとでの国内情勢と公共サービス労働者

(1) 新自由主義の台頭と現れた負の側面

- ① 1960年代末から失業とインフレのもとで、政府が積極的に主導する西欧諸国の福祉国家政策（高率の税制を基礎とした手厚い社会保障）は、かえって経済活動の非効率をもたらすものとされ、企業の競争力を阻害する規制や制度を撤廃し、経済活動の活性化をめざす新自由主義に基づく経済政策が世界的に台頭するようになった。
- ② さらに、1980年代以降のグローバル経済化の進展とともに、新自由主義に基づく規制緩和の推進、社会保障の総額抑制と財政規模の縮小、労働者の保護規制の撤廃、公共サービスの民営化が、世界経済の政策パッケージの主流となっていった。
- ③ しかし、1980年代以降、世界全体の経済成長をみても、期待した経済成長は実現していないばかりか、富裕層と貧困層との格差の拡大、公共事業（水道、電気通信、交通運輸等）、社会保障給付（教育、医療、年金等）などの民営化、国際競争のもとで賃金切り下げによる勤労者の労働条件悪化など、新自由主義の負の側面が現れるようになった。

(2) 日本における新自由主義と公共サービスへの影響

- ① 日本においては1990年代以降、バブル経済崩壊後の経済の長期低迷が深刻化する

なかで、公共事業や特定業界に配慮した減税や補助金といった、自民党の従来の利益分配システムは限界を露呈するようになった。そこで、経済界を中心に、経済活動を阻害する非効率な政府の規制や関与を撤廃するなどの新自由主義に基づく経済社会システムを求める圧力が強まった。

- ② 2001年に誕生した小泉政権は、自民党の利益分配システムの象徴である公共事業を大幅に圧縮する一方で、新自由主義・小さな政府論に基づく郵政民営化、道路公団などの特殊法人民営化、労働者派遣法の規制緩和、「骨太方針」に基づく社会保障費の毎年2,200億円の削減など、公共サービスの縮小を強行した。
- ③ 地方自治体では、小泉政権下で進められた2001年以降の「骨太方針」、「三位一体改革」で地方財政が圧縮された。同時に、市町村合併の進行により3,229（1999年）あった自治体数は1,719（2013年）へと大きく減少した。あわせて、「集中改革プラン」により、地方公務員数はピーク時の328万人（1994年）から276万人（2012年）へと減少し、地方自治体のセーフティネット機能は弱体化した。
- ④ このような新自由主義・小さな政府論を背景にした公共サービスの圧縮、所得再分配機能、社会保障機能の削減は、国民に格差と貧困の拡大をもたらした。非正規労働者は、1990年に全雇用者の20%であったが2013年には36.2%までに増加し、地方自治体では、臨時・非常勤等職員が70万人にも達している。

（3） 進行する社会不安と混迷する政治状況

- ① 新自由主義に基づく経済社会システムへの転換は、非正規労働者の増加、勤労者所得の減少、地域社会の疲弊や地域間格差の拡大を生み出し、社会的な不安・不満が蔓延する状況をもたらした。しかし、小泉政権以降の自民党政権は、公務労使関係における問題も含めて、一律的に公務・公共サービスをバッシングすることで、社会からの批判を、官僚・公務員に転嫁する政治手法をとった。
- ② これに加え、地域においては、自治体職員や自治体議員を敵視する自治体首長、日本維新の会等の政党が台頭し、住民受けする目先の減税や人件費カットを前面に押し出す「小泉流」のポピュリズム的な政治状況が目立つようになってきた。
- ③ 一方で、リーマンショックの余波による「派遣切り」の社会問題化などの格差と貧困の拡大を背景とし、新自由主義的な政策は国民から批判・疑問の声にさらされることとなり、民主党への政権交代が実現した。新自由主義的政策の全面的な見直しが求められていたものの、自民党の政権復帰でその期待は道半ばとなり、高齢化と人口減少の長期的な進行に対応する行財政制度と社会保障制度の構築は依然として見通しがついていない状況にある。

（4） 公共サービス労働者が直面する課題と自治労組合員の状況

- ① 上記の通り、政府・自民党が進めた新自由主義政策・小さな政府論による公共

サービスの圧縮は現場に打撃を与え、公共サービス労働者に疲弊をもたらした。慢性的な人員不足を背景とし、自治体職員をはじめとする公共サービス労働者の仕事に対する責任と労働密度は高まっている。東日本大震災の発生によって公共サービスの提供体制が脆弱になっていることが明らかとなった。

② このような状況のなかで、自治労の各単組においては、「組合活動を担う人材が不足している」「組合役員が頻繁に交代せざるを得ない」「大規模単組の本庁職場を中心に組合活動が落ち込んできている」等の課題が起きている。さらに、自治労が実施した組合員アンケート調査などでは、若年層を中心に、社会的な格差を是認する価値観に親和性を持つ層が増加し、組合活動そのものに対する否定的意識も垣間見える等の、見過ごせない結果も表れてきている。

③ 一方で、労働組合が、職場の労使関係にとどまらない雇用・労働政策、社会保障など「生活者」「働く者」の立場に立った政策課題の実現にむけ、政治活動に取り組むことの重要性は増している。とりわけ、地方公務員をはじめとする地域公共サービス労働者については、政府・自治体の政策決定が、業務内容やそのあり方、賃金・労働条件・雇用といったことに直結することから、自治労として、国会や自治体議会といった政治の議論に、深い関心を払っていくのは当然のことである。

そのため、組合員の意識や取り巻く環境の変化も把握しながら、不断の運動の見直し・点検・改革を進めていくことも重要である。その一方で、日々の組合活動・当局交渉などをより強化・活性化するとともに、あらためて、労働組合の必要性や政治活動の重要性、めざすべき社会像の共有化にむけた組織内での対話を積み上げていく必要がある。

2. 安倍政権の動向（「国政の重要課題」に関する見解含む）

（1）格差拡大を助長する「アベノミクス」

① アベノミクスは、新自由主義的な経済政策を進めるとともに、公共事業を中心とする旧来型の景気対策を併存したものとなっている。家計への直接支援を戦略の柱としてきた民主党の政策を180度転換して、国民に対して消費税率の引き上げを求める一方で、復興特別法人税の廃止や法人実効税率の引き下げを方針決定するなど、企業の収益改善を優先した経済・財政政策を進めている。国民の生活や家計に対する支援は乏しく、生活不安は解消されるどころか、格差拡大を一層もたらすものとなっている。

② 日銀が推し進める「異次元の金融緩和」は、円安・株高をもたらし、一部の輸出関連企業に収益改善の兆しがみられるものの、円安にともなう原材料価格の物価上昇により国民生活の厳しさは増しており、实体经济を持続的に浮揚させる効果を発揮していない。また、日銀による国債の大量借入は、財政規律を緩め、国債に対する市場の信認を揺るがせるとともに、長期金利の上昇によって国民生活への重大な

影響が懸念される。「株価連動内閣」と言われるように目先の株価の維持・上昇を優先する一方、セーフティネットを破壊する安倍政権の正体がより鮮明になってきている。

- ③ 過去最大規模となった2014年の一般会計予算だが、消費増税の増収分の大半は、それまで借金で賄っていた分の財源に付け替えるだけであり、社会保障の充実は限定的である。さらに、社会保障の充実・強化のために引き上げたはずの消費税は、国土強靱化政策のもとで、公共事業の拡大に充当されるおそれがあるほか、消費税引き上げに対する逆進性対策、所得税や相続税などの累進性強化など、所得再分配機能の強化への取り組みは極めて不十分である。

(2) 国民の権利を制約し、近隣諸国との摩擦をいとわない外交・安全保障政策

- ① 安倍首相は、靖国神社参拝をはじめとして中国・韓国など近隣諸国との摩擦をいとわない高圧的な外交を続けている。防衛費は2002年以降、ほぼ減少基調で推移してきたが、安倍政権誕生後の2013年度以降増加に転じており、近隣諸国の脅威を口実に「積極的平和主義」と称し、装備を増強するなど北東アジアの緊張を高めている。
- ② また、安倍政権は、「知る権利」を侵害する特定秘密保護法の強行に加え、国民投票法改正法案において公務員の意見表明を抑制することを画策しようとするなど、国民の権利を不当に制限する動きを強めており、このような法律を許さず、具体的な法の発動の阻止や廃止を求めていかねばならない。
- ③ 自民党の憲法改正草案（2012年4月27日決定）では、家族の助け合いなど新保守主義的な考え方を鮮明にしたうえで、国民の自由や権利を「公益及び公の秩序」を理由に制約しようとする意図が打ち出されている。さらに、政府は、武器輸出三原則を緩和する防衛装備移転三原則の閣議決定（2014年4月1日）に続き、2014年7月1日には、憲法9条の解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を行うという、歴史的な暴挙に踏み切った。さらには改憲の動きが現実化しており、これを具体的に阻止するための現実的かつ広範な世論形成が求められる。
- ④ 政府として「世界一危険」とされる普天間基地の早期撤去に取り組むことが当然である一方、安倍政権は地元住民の意思を無視し、辺野古への基地移設を押し進めているが、住民の意思を尊重し、移設阻止を求めていくことが必要である。この他にも、米軍とともにオスプレイを全国展開するなど、集団的自衛権行使にむけた実態づくりとも言える動きをみせている。このように自民党・安倍政権は、憲法に定める平和主義の理念を揺るがす方向に進んでおり、これを許さない取り組みが必要である。

(3) 国民の生活や雇用不安を増長し、地方を軽視する安倍政権

- ① 「エネルギー基本計画」（2014年4月11日閣議決定）において原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発事故の収束、核廃棄物の最終処分場がないことなど具体的な解決策を示すことなく、川内原発をはじめ原発再稼働、原発推進の動きが加速しつつある。これを許さず、再生可能エネルギーへの早期転換を求めていく必要がある。
- ② 「日本再興戦略」改訂2014において、「時間ではなく成果で評価される制度への改革」などが示され、長時間労働・過労死などの問題を棚上げにしたまま、労働時間規制の緩和が進められようとしている。さらには、解雇規制の緩和や労働者派遣法の改悪案の国会提出が引き続きもくろまれるなど、労働者保護の後退や非正規労働の拡大につながりかねない状況にある。連合や協力政党をはじめ広範な連帯によって、引き続き、労働者保護ルール改悪を阻止していかなければならない。
- ③ TPPについては、そもそも国民に対する情報が不足しており、食の安全や福祉・医療・介護の質の低下、共済制度の狙い撃ちなどの懸念が払しょくできない。とくに、農業分野については、関税撤廃されれば、国内農業への打撃が懸念される。国内議論が不十分なまま、交渉結果のみの一方的な押し付けとならないよう厳しく監視しなければならない。
- ④ 安倍政権は、国家公務員給与削減の「地公波及」の問題、地域への視点を欠いた成長戦略など、地方自治・地方分権に対して冷淡であり、地方を軽視した対応が目立っている。名護市長選において、住民の明確なNoの意思が示されたにもかかわらず、辺野古移設を強行しつつある普天間基地問題もその一つである。

3. 「1強他弱」下における危機的な政治状況～国民意識の多数派に対応した「新たな政治勢力」の必要性

- ① 2012年の総選挙により自公政権が復活して以来、政党政治は史上稀にみるバランスを欠いた状態にあり、自民党の衛星政党として日本維新の会、みんなの党などが存在するなど、全体的に右傾化が進行している。一方で、国民の実際の意識は、これとは相当異なったところにあることを認識しなければならない。

例えば、安倍政権は、エネルギー基本計画に基づき原発の再稼働を推し進めようとしているが、2014年7月段階においても、いずれの世論調査でも「再稼働反対」が多数を占め、多くの調査ではそれが国民の過半数を超えている。同じく「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使」を可能とする閣議決定を行ったことについても、世論調査で「反対」「支持しない」が多数を占め、多くの調査ではそれが国民の過半数を超えている。与党優位と言われていた、滋賀県知事選において、卒原発を訴え、集団的自衛権行使に関する安倍政権の閣議決定を批判する候補が勝利したことも、こうした民意を示すものと言える。つまり、安倍政権は、国会での数の力

をたのみに、右傾化・保守化の度を深めているが、これらは、大多数の国民意識を反映しているとは言えないと指摘できる。

- ② にもかかわらず、自民党および日本維新の会、みんなの党など右派政党が大勢を占める現状の国政においては、現実には、集団的自衛権の行使に道を開くとともに、原発再稼働の推進、さらには国民の権利を制限する憲法改正などが進められる可能性が高いと見なければならない。これに対抗するためには、貧困や格差拡大をもたらす新自由主義政策を変革しようとする国民各層、周辺諸国との協調や弱者との共生を重視する国民各層、あるいは脱原発・再生可能エネルギーの推進や安心・安全の社会保障制度による持続可能な社会を志向する国民各層が支持できる「リベラル」政治勢力の強化が第一に必要である。これらの人々こそ1996年の結成から政権獲得に至るまで、民主党支持者の中心となった層である。
- ③ 一方、これら従来の「リベラル」勢力だけでは、安倍首相が強行に進める新自由主義および新保守主義的政策を阻止することができないという、客観的な事実を認識する必要がある。このため、「リベラル勢力」を軸としながら、こういった政治の現状に違和感や慎重な見方を持っている、大多数の国民からも支持されるような新しい政治勢力が形成される必要がある。ここでは、近隣諸国に対する強硬的な対応を続け、対話の糸口すら切り開けない安倍首相に対し懸念を抱く人々、「弱肉強食」の社会をもたらす新自由主義政策よりも所得再分配政策を重視する人々など、いわゆる「穏健な保守」「中道」を自認する人々が、与党およびその支持者にも確実に存在していることを踏まえるべきである。それらの人々との連携をも模索するなかから形成される大きなうねり・勢力こそ、国民意識の多数派に対応した「中道」「リベラル」を代表する政治勢力と表現することができる。

Ⅲ 中長期的な自治労の政治対応のあり方

1. 自治労がめざす社会像と「中道」「リベラル」勢力結集の推進

- ① 自治労は2003年に、新しい綱領として「21世紀宣言」を決定し、「自由・公正・連帯」の社会を創造することを組織としての基本目標とした。市場万能主義による経済的・社会的格差の拡大に対抗して、協力原理に基づく社会的セーフティネットの構築や地球環境と共生する持続可能な社会、市民的な権利を平等に確保する男女平等参画社会の実現を具体的課題として設定、分権自治の推進と公共サービスの拡充を通じて、めざすべき社会像の実現をはかる道筋を定めた。
- ② 2013年8月の第86回定期大会では、第2次安倍政権に象徴される成長至上主義かつ新保守主義的な政治潮流に対抗して、「共生と連帯に基づく持続可能な社会の創造」をめざすことを確認した。対外的には周辺諸国との連帯・協調を、国内においては弱

者との共生を基本に、だれもが安心して働き生活できる社会を実現すること、人口減少社会を支える税制改革とセットでの社会保障改革と、脱原発と再生可能エネルギー事業の推進により持続可能な社会をつくることを基本目標とした。また、福祉や環境、教育などの公共サービスを担うための自治体の基盤強化、そのための地方分権の推進と地方財政確立のための財政制度改革を求めていくことを確認した。そのうえで、このような社会を実現する政治勢力を、民主党を中心に再構築することをめざし、自治労として取り組むことを確認した。

- ③ そのうえで、自治労は「21世紀宣言」や大阪大会で確認しためざすべき社会像と政策を軸として、現在の危機的政治状況を逆転させ、多数派を形成することが必要と考える。そのため、下記の政策で一致する政治勢力の結集を進め、政策の具体化を求める。
- (ア) 憲法理念の柱である平和主義・国民主権・基本的人権の尊重と過去の侵略戦争への反省を踏まえた協調外交の推進
 - (イ) 新自由主義・成長至上主義による社会的格差の拡大に歯止めをかけ、福祉・環境・教育・雇用を重視した社会的セーフティネットの再構築とリンクした持続可能な経済の確立
 - (ウ) 脱原発と再生可能エネルギー事業による雇用拡大と地域経済の活性化を推進する地域分散型エネルギー社会への転換
 - (エ) 少子・高齢・人口減少社会に対応するため、全世代対応型の普遍的な社会保障制度の枠組みづくりと、介護・医療、子ども・子育て政策の強化。同時に、税源確保と財政健全化のための総合的な税制改革の推進
 - (オ) 男女平等参画社会の実現と、女性の就労支援や均等待遇の実現のための具体的政策の推進
 - (カ) 福祉や環境、教育などの生活に密着した公共サービスを担うための自治体の基盤強化と、地方分権と地方財政確立のための財政制度改革の推進
- ④ 勤労者・組合員の権利を擁護し、その政策的な要求を実現するためには、引き続き政治に対して十分に意見反映できる基盤が必要である。しかし、安倍政権に代表される、地方公務員の生活と権利を抑圧し、新自由主義・新保守主義的な政策を推進する政治潮流が国会の多数派を占めている限り、勤労者・組合員のための政策実現は極めて厳しいと言わざるを得ない。民主党中心の政権の総括も踏まえ、自治労がめざす社会像と政策について、基本的理念を共有できる政党・政治家が、政権を担いうる政治勢力へと結集・発展し、再度政権交代を実現させる必要がある。

2. 新しい政治勢力の形成にむけた取り組み

(1) 「中道」「リベラル」結集にむけた政党への期待

- ① 新自由主義や新保守主義を基調とする政治勢力と一線を画し、周辺諸国との協調

を基礎に、成長至上主義から、「共生と連帯に基づく持続可能な社会」への転換をめざす「中道」「リベラル」勢力の結集を進めることは、日本の政治に、国民意識の多数派に対応した現実的な選択肢を示すことであり、将来の政権交代を展望するうえで、必要不可欠かつ急務と言える。

- ② しかし、政治の現実は明るいとは言えず、現状の国会運営は厳しいと認識しなければならない。前回の衆院・参院選挙では、民主・社民・未来・生活・新党大地・緑の党・みどりの風などが各自にたたかい、安倍自民に惨敗した。一方、野党であるにもかかわらず、日本維新の会、みんなの党などは、外交・安全保障政策や社会経済政策などに関して、自民党と近いあるいは自民党より強硬な考え方に立っており、安倍政権を側面支援する形となっている。
- ③ このようななかでは、とくに、民主党が担うべき役割は重要となる。民主党は2013年の新綱領で、普遍主義的な社会政策をベースとして地方分権や社会保障制度の整備を進める方向性を示した。また、「生活者」「働く者」などの立場に立つことを明示し、すべての人に居場所と出番がある共生社会をめざすとした。この綱領は、穏健な保守層からリベラル、ヨーロッパ型の福祉社会をめざす幅広い勢力が結集できる内容と評価できる。
- ④ であるならば、「1強他弱」下における危機的な政治状況のなかで、民主党は、野党第一党として担うべき役割が何であるかを強く意識し、対外的には国際協調を基本に、内政的にはエネルギーや社会保障など持続可能な社会をめざすことを政策に掲げ、今後、自民党・安倍政権との対抗軸を明確にすべきである。そのため、民主党には、ヨーロッパの中道左派政党の理念や政策などを基本に、めざすべき社会像と政策の基本理念をさらに具体化すると同時に、社民党をはじめとする政党との連携を積極的に進め、「リベラル」勢力の強化をはかることを求めていく。
- ⑤ 一方、小選挙区制度や参院での1人区制度を踏まえれば、自民党1強の状況を打破していくには野党が幅広く選挙協力を行い、より強固な体制でもって対抗していくことが重要になる。しかし、政策的相違や現実の姿を顧みることなく、野党結集のみを目的化することは、「数合わせの野合である」として、国民の支持が得られない可能性が高い。今後、民主党を中心とした「中道」「リベラル」政党や政治勢力には、基本理念をしっかりと確立し、それを踏まえて選挙協力の協議を進めていくことを求めていく。
- ⑥ 一方、民主党や社民党のなかには、全体的に右傾化した国会状況を踏まえ、立憲主義の確立などを新たな結集軸として模索する動きもある。現段階では問題意識を持つ議員グループの活動にとどまっているが、国内外における現在の政権の振る舞いに危機感を覚える、与党内のリベラル層との連携・協議も重要である。この動きと他の政治的な諸潮流の連携をはかり、大きな政治勢力の結集につながる一助となるよう、自治労も支援していく。

- ⑦ 自民党の旧来型の「家族主義」に基づく社会保障制度が破たんしており、個人を単位とした新たな制度設計が急がれている現実や、新自由主義による非正規労働者の拡大による不安定雇用・劣悪な労働環境の蔓延によって、とりわけ女性が大きな影響を受けていることを踏まえる必要がある。そういった視点からも、女性の力が必要であり、クォータ制の導入などで女性議員の拡大を進めてきたヨーロッパの中道左派政党なども参考に、積極的な女性の登用を求めていく。
- ⑧ 小選挙区を主体とした衆院選挙は、政権選択選挙であることを踏まえ、「中道」「リベラル」の政党には、ヨーロッパでの「政党」ブロックの取り組みを参考に、共通の政権政策と首相候補でたたかう体制をつくることを求める。
- ⑨ 2015年の統一自治体選挙は、安倍政権の新自由主義・新保守主義的政策に対抗して、自治体を中心となって福祉・環境・雇用などの政策を担うことをめざす政治潮流の拡大をはかる好機である。また、民主党などは自民・公明と比較すると、地方議員が少なく地域での足腰の弱さが課題となっている。地方から「中道」「リベラル」勢力の結集を実現する重要な選挙戦でもあることから、社民党やその他政党との連携も含め、積極的な候補の擁立を求める。

(2) 政治活動に関する自治労の基本的立場と方向性

- ① 自治労は、「共生と連帯に基づく持続可能な社会」にむけ、協力政党を中心に、「中道」「リベラル」勢力の結集を進め、政権を担いうる政治勢力を形成することを当面の戦略目標とする。このような政治勢力の結集は自治労のみの課題ではないことから、連合・他の連合構成組織とともに、その実現をめざし、最大限の力を尽くす。
- ② 「中道」「リベラル」の政党・政治家の結集を進めるためには、結集の必要性や枠組みについて、政党以外の団体・個人が積極的に発信することが必要となる。自治労は、連合や、理念や政策において一致できる市民団体・NPOなどとともに、新たな政治勢力の結集にむけて、中央・地方で積極的に対応する。
- ③ 連合・他の連合構成組織との統一対応を基本とし、政策の実現をめざす。この間の総括も含めて、連合の構成組織間で政策・見解に大きな隔たりがある場合には、ナショナルセンター・連合の政策として一致した内容をまとめることを基本として対応し、そのために自治労も中央・地方で最大限の努力を傾注する。
- ④ 労働組合と政党の役割の違いを踏まえ、協力政党であっても是々非々の立場で臨み、政策面での矛盾や問題があれば積極的な対話と真摯な意見交換により問題の克服をめざす。
- ⑤ 福祉や環境・人権・平和課題など、地域や自治体現場からの運動を積み上げ、市民団体やNPOとの連携のもと、地域からの新しい政策づくりをめざす。
- ⑥ 自治労組合員の意識の変化も踏まえながら、若年層等の意見に積極的に耳を傾け

るとともに、各種学習会やセミナー、国会・地方議員との意見交換などを実施するなど、本部・県本部が一体となって労働組合の必要性や組合員間の社会観の共有化にむけた組織内対話を積み上げていく。

⑦ 自治労の政策を実現するためには、国政・地方を問わず、政治に積極的に関与することが必要であることをあらゆる機会を通じて、単組・組合員に積極的に訴える。とりわけ、自治労組合員の仕事や労働条件は、首長・自治体議会による政策決定の影響を大きく受けることを踏まえ、各単組が自治研活動を起点とした地域における政策活動を主体的に取り組むことを重視し、選挙闘争を通じた組織強化と労働条件の改善・地域政策の実現をめざす。

⑧ 「中道」「リベラル」勢力の着実な結集と拡大にむけ、下記の通り、各種の自治体選挙および国政選挙をたたかう。この際、この間の国政選挙における協力政党に対する投票結果、現在の協力政党に対する支持率、参院選等で示されたこの間の自治労全体の組織力、これらを本部および全県本部が認識したうえで対応することを基本とする。

ア) 地方において、地方連合会や連合地協、各種友好団体などと連携して、民主党などの国会議員・前議員と地方議員・予定候補者とのローカルネットワークをつくり、共通の地域政策づくりや候補者の擁立・支援などを推進する。

イ) 自治労固有の課題として、「1自治体1協力議員」の実現をめざす。自治体職員の見地や自治労の自治体政策を理解し連携できる自治体議員を拡大するため、各単組は組織内候補または政策協力候補の擁立をめざす。

ウ) 自治体選挙で、組織内候補や政策協力候補の擁立が困難な場合でも、自治労と連携できる特定の候補者を推薦し、各単組が組織内候補に準じた取り組みを進める。

エ) 全日本分権自治フォーラム・政策研究会の取り組みなどを通じて、民主党・社民党議員などとの対話を進め、自治労と、理念および政策を共有できる議員の拡大をめざす。

オ) 各県本部・単組は、地元選出の国会議員や国政選挙の予定候補との対話の機会を設け、政策の共有化をはかり、連携を強化する。

カ) 衆院選挙については、自治労の組織内候補を積極的に擁立する。また、自治労の政策の実現に協力する政策協力議員を増やし、積極的に支援していく。

キ) 最高裁による衆参選挙の違憲判決を踏まえた選挙制度改革の動向に注視し、今後の制度改革に対応した必要な措置をはかる。

ク) それらの動向をも踏まえながら、現下の政治状況を厳しく認識し、参院選挙については、自治労としても「中道」「リベラル」勢力結集の取り組みとして全国的な統一対応をめざす。

第7章 政 治

自治労協力国会議員団規則

第1条 この団体は、自治労協力国会議員団（以下国会議員団という。）と称し、その運営その他はこの規則による。

第2条 この国会議員団は、自治労と相互に協力し、自治労の政策課題の実現にむけ努力することを目的とする。

そのために、次の活動に取り組む

- (1) 協力国会議員間の情報交換・政策協議
- (2) 自治労本部との情報交換・政策協議を基礎にした国会対策
- (3) 自治労自治体議員連合との連携
- (4) その他目的達成のための活動

第3条 この国会議員団は、自治労協力候補の推薦基準により国会議員となった者をもって構成する。

第4条 この国会議員団の役員を選出および運営方針などの決定は国会議員団会議で行う。

第5条 この国会議員団の会務を処理するために、団長1名、副団長1名、幹事長1名をおく。

2 役員任期は2年とし、欠員が生じたときは、国会議員団会議で補充できる。

3 国会議員団会議の招集は団長が行う。

4 自治労本部または国会議員団の要請に基づき、合同会議を開催できる。

第6条 この国会議員団の経費は、会費および雑収入をもって充てる。

2 会費については別に定める。

第7条 事務局は自治労総合政治政策局におく。

附 則

第8条 この規則は、1997年9月29日から施行する。

第9条 第80回定期大会における改正は2008年9月1日から適用する。

2 前項にかかわらず、第7条の改正は、2009年度に行われる定期大会まではなお従前の例による。

自治労自治体議員連合規則

第1条 この団体は、自治労自治体議員連合（以下「自治体議員連合」という。）と称し、その運営その他については、この規則による。

第2条 この自治体議員連合は、単組・県本部と相互に協力し、自治労の自治体政策の実現に努力するとともに構成員の政策立案能力をたかめることをめざす。

そのために、次の活動に取り組む。

- (1) 単組・県本部との情報交換・政策協議
- (2) 自治研活動への参画
- (3) 政策研修・学習会の開催
- (4) 自治体間の情報交換
- (5) 自治労協力国会議員団との連携
- (6) その他目的達成に必要な活動

第3条 この自治体議員連合は、自治労協力候補の推薦基

準で自治体議員になった者をもって構成する。

2 協力候補の基準で推薦された前議員または候補者で、引き続き立候補の意思のある者は、準会員として議員連合に加入できる。

3 組織内協力首長は特別会員とする。

第4条 隔年1回総会を開き、会務報告、活動方針などの決定および役員の選出を行う。

2 役員の任期は2年とする。

3 必要に応じて臨時総会または県本部代表者会議を開くことができる。

4 総会または県本部代表者会議の招集は会長が行う。

第5条 この自治体議員連合の会務を処理するために、会長1名、副会長若干名、幹事長1名、幹事若干名をおく。

2 幹事会は、会長、副会長、幹事長および幹事をもって

構成し、会長が招集する。

第6条 この自治体議員連合に顧問をおくことができる。

第7条 事務局は自治労総合政治政策局におく。

附 則

第8条 この規則は、1997年12月13日から施行する。

第9条 この規則は、2001年8月28日から施行する。

第10条 第80回定期大会における改正は2008年9月1日から適用する。

2 前項にかかわらず、第7条の改正は、2009年度に行われる定期大会まではなお従前の例による。

第11条 この規則の2008年9月4日の改正は、2008年9月5日から施行する。

各種選挙における自治労の推薦基準について

1 各種選挙における自治労の推薦基準について

(中央執行委員会 97.8.5決定)

1 自治労協力候補の推薦基準

(1) 協力候補の資格

協力候補とは、組織内協力候補、協力候補の総称で、自治労の運動方針および政策課題の実現のために相互に協力可能な者をいい、その資格を以下の通りとする。

① 協力政党の公認または推薦を得た者

② 政党推薦のない無所属候補については、連合などの推薦を得た者

なお、上記①②いずれの者も当選後、自治労協力国会議員団または自治労自治体議員連合（首長はオブザーバー参加）に加入することとする。

(2) 協力候補の要件

上記資格を有する者で、各種選挙における協力候補の要件を以下の通りとする。

① 国会議員

ア 自治労の組合員、組合員であった者を組織内協力候補とすることができる。

なお、経過措置として、準組織内議員であった者も組織内協力候補とすることができる。

イ 自治労と組織的に密接な関係のある者（顧問弁護士、顧問医師など）および自治労の政策課題に精通した者（自治研助言者、首長経験者など）を協力候補とすることができる。

② 自治体議員

ア 自治労の組合員、組合員であった者および自治

労と組織的に密接な関係のある者（組合員の家族、自治研センター研究者など）を組織内協力候補とすることができる。

イ 自治労の政策実現に相互に協力可能な者（住民運動・労働運動の経験者など）を協力候補とすることができる。

③ 自治体首長

ア 自治労の組合員、組合員であった者および自治労と組織的に密接な関係のある者（自治研助言者、自治研センター研究者など）を組織内協力候補とすることができる。

(3) 協力候補の推薦決定

上記資格および要件を有する者について、各種選挙における推薦決定の手続きを以下の通りとする。

① 国会議員

本部と県本部の協議により、大会または中央委員会で推薦決定する。

ただし、解散などの緊急の場合は、中央執行委員会で推薦決定し、直近の大会または中央委員会に報告し承認を得ることとする。

② 自治体議員

当該単組の申請により、県本部で推薦決定し、本部に報告することとする。

③ 自治体首長

ア 知事候補は、本部と県本部の協議により、中央執行委員会で推薦決定する。

イ 知事以外の首長候補は、当該単組の申請により、県本部で推薦決定し、本部に報告することとする。

2 一般推薦候補の推薦

(1) 推薦候補の要件

上記協力候補以外で、自治労の運動方針および政策課題を理解し、本部および単組・県本部が運動上必要とする者を一般推薦候補とすることができる。

(2) 推薦決定

一般推薦候補の推薦決定手続きは、国会議員については中央執行委員会で、自治体首長・議員については、上記協力候補の扱いに準じる。

<附則>

この推薦基準は1997年8月30日より適用する。

2 第43回衆議院選挙における自治労の推薦決定基準

(第74回定期大会 2003. 8. 29決定)

県本部と協議の上、下記の基準により推薦候補者を決定します。但し、これに該当しない場合は、地域事情・組織事情を勘案し個別に判断します。

(1) 小選挙区

① 自治労組織内協力候補

ア 連合推薦および民主党の公認・推薦を受ける自治労組織内協力候補者

イ 連合推薦および社会民主党の公認・推薦を受ける自治労組織内協力候補者

② 自治労協力候補

ア 連合推薦および民主党の公認・推薦を受ける自治労協力候補者

イ 連合推薦および社会民主党の公認・推薦を受ける自治労協力候補者

③ 推薦候補

ア 連合推薦候補者

以上の基準に基づいて、具体的には

① 自治労組織内協力候補、自治労協力候補を重視してたたかいます。

② 民主党分権自治政策議員懇談会、民主党消防政策議員懇談会、民主党公営競技政策議員懇談会所属の候補者を重視してたたかいます。

③ 推薦に当たっては、自治労の掲げる基本目標の実現にむけた「政策協定」を行います。

<附則>

この推薦基準は2003年8月29日より適用する。

3 各種選挙における自治労の推薦基準

(第76回定期大会 2005. 8. 26決定)

【2006－2007運動方針より抜粋】

具体的な自治労協力候補の推薦については、次の「各種選挙における自治労の推薦基準」に基づき進めます。

① (資格) 協力候補とは、組織内協力候補、協力候補の総称で、自治労の運動方針および政策実現のために相互に協力可能なものをいう。

ア 協力政党の公認または推薦を得た者。

イ 政党推薦のない無所属候補については、連合の推薦を得た者。

ウ なお、上記ア、イのいずれの者も当選後、自治労協力国会議員団に加入する。

エ 協力候補は自治労が推進する民主・リベラル勢力の総結集を中央・地方で進める。

② (要件) 国会議員

ア 自治労の組合員、組合員であった者を組織内協力候補とすることができる。

イ 自治労と組織的に密接な関係のある者(顧問弁護士、顧問医師など)および自治労の政策に精通した者(自治研助言者、首長経験者など)を協力候補とすることができる。

③ (協力候補の推薦の多選・年齢の制限)

協力議員の推薦資格については、6年任期の参議院議員は2期まで、4年任期の衆議院議員は3期12年まで、または立候補時点で満65歳未満とする。ただし、この資格については経過措置を設ける。

④ (推薦手続き) 本部と県本部との協議により、大会または中央委員会で推薦決定する。ただし、解散などの緊急の場合は、中央執行委員会で推薦決定し、直近の大会または中央委員会に報告して承認を得ることとする。

⑤ (一般推薦候補の推薦手続き)

ア (要件) 上記協力候補以外で、自治労の運動方針および政策課題を理解し、本部および単組・県本部が運動上必要とする者を一般推薦とすることができる。

イ (推薦決定) 一般推薦候補の推薦決定手続きは、国会議員については中央執行委員会でやる。

4 各種選挙における自治労の推薦基準について

第86回定期大会 (2013. 8. 28決定)

【第1号議案2014－2015年度運動方針附属資料より抜粋】

各種選挙における、自治労の推薦基準および推薦の手続きについて、次のように定める。

1 協力候補の資格

協力候補とは、組織内候補と政策協力候補の総称で、自治労の運動および政策を理解し、自治労の政策実現のために相互に協力可能なものをいう。

(1) 国会議員

- ① 衆議院と参院選挙区については、協力政党の公認または推薦を得た者で地方連合会の推薦等を得た者。また、政党推薦のない無所属候補については地方連合会の推薦等を得た者。
- ② 参院比例区については、連合の推薦等を得た者。
- ③ 協力候補は当選後、「分権自治フォーラム」に加入する。

(2) 自治体議員

- ① 協力政党の公認または推薦を得た者で地方連合会の推薦等を得た者。
- ② 政党推薦のない無所属候補で、地方連合会の推薦等を得た者。
- ③ 協力候補は当選後、各県の「自治体議員連合」に加入する。

(3) 自治体首長

- ① 協力政党の公認または推薦を得た者で地方連合会の推薦等を得た者。
- ② 政党推薦のない無所属候補で、地方連合会の推薦等を得た者。

2 協力候補の要件

(1) 国会議員

① 組織内候補

次のいずれかの事項に該当する者を組織内候補とすることができる。

- ア 自治労組合員、組合員であった者。
- イ 現職の国会議員で、従前の協力候補であった者。

② 政策協力候補

次のいずれかの事項に該当する者を政策協力候補とすることができる。

- ア 自治労と組織的に密接な関係にある者（組合員の家族、顧問弁護士、顧問医師など）および自治労の政策に精通した者（自治研助言者、首長経験者など）。
- イ 自治労の運動および課題を理解し、実績等を踏まえ、政策実現のために相互に連携・協力できる者。

(2) 自治体議員

① 組織内候補

次のいずれかの事項に該当する者を組織内候補とすることができる。

- ア 自治労組合員、組合員であった者。
- イ 現職の自治体議員で、従前の組織内協力候補で

あった者。

② 政策協力候補

次のいずれかの事項に該当する者を政策協力候補とすることができる。

- ア 自治労と組織的に密接な関係にある者（組合員の家族、顧問弁護士、顧問医師）および自治労の政策に精通した者（自治研助言者など）。
- イ 自治労の運動および課題を理解し、実績等を踏まえ、政策実現のために相互に連携・協力できる者。

(3) 自治体首長

① 組織内候補

次のいずれかの事項に該当する者を組織内候補とすることができる。

- ア 自治労組合員、組合員であった者。
- イ 現職の自治体首長で、従前の組織内協力首長に該当する者。

② 政策協力候補

次のいずれかの事項に該当する者を政策協力候補とすることができる。

- ア 自治労と組織的に密接な関係にある者（組合員の家族、顧問弁護士、顧問医師）および自治労の政策に精通した者（自治研助言者など）。
- イ 自治労の運動および課題を理解し、実績等を踏まえ、政策実現のために相互に連携・協力できる者。

3 多選・年齢の制限について

(1) 多選制限について

- ① 国会議員については、組織内および政策協力候補のいずれについても、推薦任期は特に定めない。
- ② 自治体議員および首長については県本部が定める。

(2) 年齢制限について

- ① 国会議員については組織内および政策協力候補のいずれについても、原則として、立候補時点で満70歳未満とする。ただし、諸状況を勘案して、個別に判断することができる。
- ② 自治体議員および首長については、県本部が定める。

4 協力候補の推薦手続き

上記資格および要件を有する者について、各種選挙における推薦決定の手続きを以下の通りとする。

(1) 国会議員

- ① 本部と県本部の協議により、中央執行委員会での推薦決定を経て、大会または中央委員会に報告し承認を得ることとする。
- ② 衆議院の解散など、緊急な場合は、中央執行委員会での推薦決定し、直近の県本部代表者会議等に報告

し承認を得ることとする。

(2) 自治体議員

- ① 当該単組の申請により、県本部で推薦決定し、本部に報告することとする。

(3) 自治体首長

- ① 知事候補は、本部と県本部の協議により、中央執行委員会で推薦決定する。
- ② 知事以外の首長候補は、当該単組の申請により、県本部で推薦決定し、本部に報告することとする。

5 一般推薦候補の推薦

(1) 一般推薦候補の要件

- ① 上記協力候補以外で、自治労の運動および政策課題を理解し、本部および単組・県本部が運動上必要であると判断する者を一般推薦候補とすることができる。
- ② 一般推薦候補の資格については、協力候補の資格基準に準じる。

(2) 推薦決定

- ① 一般推薦候補の推薦手続きは、国会議員については中央執行委員会で、自治体首長・議員については、上記協力候補の扱いに準じる。

< 報 告 >

自治労協力候補者の推薦報告書

(自治体議員用)

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 様

報告年月日 年 月 日

報告県本部名 印

選挙の種類				
選挙の期日	告示	年 月 日	投票	年 月 日
ふりがな		性別	生年月日	年 月 日 (歳)
候補者名				
候補者経歴				
組織内候補・ 政策協力候補の別		左記の事由		
候補者の住所	TEL ()			
定数と立候補者数	定数	人	立候補者数	人
所属政党			公認・推薦別	
推薦決定年月日及 び組織・機関名	(推薦年月日)		組織名及び推薦決定機関	
	推薦単組	年 月 日		
	推薦県本部	年 月 日		
	連合組織	年 月 日		
	その他組織	年 月 日		
特記事項				

< 報 告 >

一般推薦候補者の推薦報告書

(自治体議員用)

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 様

報告年月日 年 月 日

報告県本部名 印

選挙の種類								
選挙の期日	告示	年	月	日	投票	年	月	日
ふりがな			性別			生年月日	年 月 日	
候補者名							(歳)	
候補者経歴								
候補者の住所	TEL ()							
定数と立候補者数	定数	人		立候補者数	人			
所属政党				公認・推薦別				
推薦決定年月日及び組織・機関名	(推薦年月日)				組織名及び推薦決定機関			
	推薦単組	年	月	日				
	推薦県本部	年	月	日				
	連合組織	年	月	日				
その他組織	年	月	日					
特記事項								

< 報 告 >

自治労協力候補者の推薦報告書
(首長用)

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 様

報告年月日 年 月 日

報告県本部名 印

選挙の種類					
選挙の期日	告示	年	月	日	投票 年 月 日
ふりがな			性別	生年月日	年 月 日 (歳)
候補者名					
候補者経歴					
組織内候補・ 政策協力候補の別			左記の事由		
候補者の住所	TEL ()				
立候補者数	立候補者数	人			
所属政党				公認・推薦別	
推薦決定年月日及 び組織・機関名	(推薦年月日)			組織名及び推薦決定機関	
	推薦単組	年	月	日	
	推薦県本部	年	月	日	
	連合組織	年	月	日	
	その他組織	年	月	日	
特記事項					

< 報 告 >

一般推薦候補者の推薦報告書

(首長用)

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 様

報告年月日 年 月 日

報告県本部名 印

選挙の種類					
選挙の期日	告示	年	月	日	投票 年 月 日
ふりがな			性別	生年月日	年 月 日 (歳)
候補者名					
候補者経歴					
候補者の住所	TEL ()				
立候補者数	立候補者数	人			
所属政党				公認・推薦別	
推薦決定年月日及び組織・機関名	(推薦年月日)			組織名及び推薦決定機関	
	推薦単組	年	月	日	
	推薦県本部	年	月	日	
	連合組織	年	月	日	
特記事項	その他組織	年	月	日	

**【推進分野－２】第 50 回衆議院選挙の対応方針ならびに
第 27 回参議院選挙の当面の取り組み<追補版>**

I. 主旨

連合は、「第 50 回衆議院選挙の基本方針」について、2023 年 6 月 15 日の第 21 回中央執行委員会で「素案」を確認し、それを補強・修正する形で 11 月 9 日の第 2 回中央執行委員会で確立した。さらに昨年末に発覚した「政治とカネ」の問題も受けて、一部補強・修正を含む「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」を 2024 年 5 月 16 日の第 8 回中央執行委員会で確認した。一方、第 27 回参議院選挙については、2024 年 2 月 22 日の第 5 回中央執行委員会で「当面の取り組み」を確認し、「連合出身議員政治懇談会」の改選を迎える現職議員等の推薦手続きを先行して進めてきた。

そのような中、2024 年 9 月 27 日には自民党総裁選挙が行われる予定であり、その後の解散総選挙も取り沙汰されていることから、今回、それに備えた「対応方針」とともに、1 年以内に迫った第 27 回参議院選挙の「当面の取り組み<追補版>」を提起する。

II. 背景

立憲民主党の代表選挙には、泉健太現代表、枝野幸男前代表、野田佳彦最高顧問、吉田はるみ衆議院議員の 4 名が立候補しており、2024 年 9 月 23 日の臨時党大会で投開票が行われる予定である。

一方、自民党は 2024 年 9 月 27 日に総裁選挙を行う予定であるが、2024 年 8 月 14 日に岸田文雄首相が不出馬を表明したことから、総裁選挙後に「ポスト岸田」での解散があるかどうか注目が集まっている。なお、想定される総選挙の日程について、報道ベースでは 2024 年 11 月 10 日（日）もしくは 11 月 17 日（日）が取り沙汰されているが、元自民党議員の辞職に伴う参議院岩手県選挙区補欠選挙が行われる 10 月 27 日（日）説も浮上している。

(参考) 別紙の構成

- I. 主旨
- II. 背景
- III. 第 50 回衆議院選挙の対応方針
 - 1. すべての働く者・生活者の立場に立つ政治・政策の実現
 - 2. 候補者擁立および候補者調整
 - 3. 具体的な取り組み
- IV. 第 27 回参議院選挙の当面の取り組み<追補版>

以 上

【推進分野－2】第 50 回衆議院選挙の対応方針ならびに 第 27 回参議院選挙の当面の取り組み<追補版>

I. 主旨

連合は、「第 50 回衆議院選挙の基本方針」について、2023 年 6 月 15 日の第 21 回中央執行委員会で「素案」を確認し、それを補強・修正する形で 11 月 9 日の第 2 回中央執行委員会で確立した。さらに昨年末に発覚した「政治とカネ」の問題も受けて、一部補強・修正を含む「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」を 2024 年 5 月 16 日の第 8 回中央執行委員会で確認した。一方、第 27 回参議院選挙については、2024 年 2 月 22 日の第 5 回中央執行委員会で「当面の取り組み」を確認し、「連合出身議員政治懇談会」の改選を迎える現職議員等の推薦手続きを先行して進めてきた。

そのような中、2024 年 9 月 27 日には自民党総裁選挙が行われる予定であり、その後の解散総選挙も取り沙汰されていることから、今回、それに備えた「対応方針」とともに、1 年以内に迫った第 27 回参議院選挙の「当面の取り組み<追補版>」を提起する。

II. 背景

1. この間の連合および「連合出身議員政治懇談会」の動き

連合は、「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」において、「立憲民主党と国民民主党には、現与党に代わって政権を担い得る、もう一つの政治勢力の結集の核となることを期待。そのためには、両党が納得する形で国の根幹に関わる政策で合意することが必要。『連合出身議員政治懇談会』の協力を得ながら、連合として働きかけ」とした。これにもとづき、連合は「連合出身議員政治懇談会」の世話人メンバーと意見交換を行い、2024 年 7 月 16 日付で「連合出身議員政治懇談会」に対して正式に「協力要請」（別紙 1）を行った。

それを受けて、「連合出身議員政治懇談会」は必要な検討と調整を経て、2024 年 7 月 25 日の第 10 回総会で合意形成をはかったうえで、8 月 2 日に立憲民主党の泉健太代表と国民民主党の玉木雄一郎代表に「要望書」（別紙 2）を申し入れた。

2. 政党の動き

「連合出身議員政治懇談会」からの「要望書」の申し入れを受けて、同日に泉代表と玉木代表による電話会談が持たれたものの、以降、立憲民主党が代表選挙モードになったこともあり具体的な協議は開始されていない。今後、協議と並行して党内手続きが進められ、最終的に「一定の合意」に至るよう、連合として引き続き「連合出身議員政治懇談会」の協力を得ながら働きかけを行っていく。なお、立憲民主党の代表選挙には、泉健太現代表、枝野幸男前代表、野田佳彦最高顧問、吉田はるみ衆議院議員の 4 名が立候補しており、2024 年 9 月 23 日の臨時党大会で投開票が行われる予定である。

一方、自民党は 2024 年 9 月 27 日に総裁選挙を行う予定であるが、2024 年 8 月

14日に岸田文雄首相が不出馬を表明したことから、総裁選挙後に「ポスト岸田」での解散があるかどうかに関心が集まっている。なお、想定される総選挙の日程について、報道ベースでは2024年11月10日（日）もしくは11月17日（日）が取り沙汰されているが、元自民党議員の辞職に伴う参議院岩手県選挙区補欠選挙が行われる10月27日（日）説も浮上している。

Ⅲ. 第50回衆議院選挙の対応方針

1. すべての働く者・生活者の立場に立つ政治・政策の実現

連合は、様々な産業・企業、また、様々な雇用形態で働く労働者により構成される組織であり、後者に関して言えば、約700万組合員のうち約140万人が非正規雇用で働く仲間である。全国各地域で、すべての働く者・生活者の暮らしに根ざした運動を展開しており、組合員との民主的な討議の末、漸進的ではあっても、現実的かつ建設的に職場や地域の課題解決に取り組んでいる。社会の分断が進んでいると指摘される中、急進的になることなく、包摂性・多様性のある組織として連合が存在していることの意義を、今一度、認識し、発信し、理解を広げていく必要がある。

同時に、そのような連合だからこそ、すべての働く者・生活者の立場に立つ政治・政策を実現できるとの自負を持ち、「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」に掲げた「与党を過半数割れに追い込み、今の政治をリセット」するために、立憲民主党・国民民主党・連合が一体となって総力を挙げた取り組みを展開する。すべての地方連合会はもちろん、構成組織は自らの支援政党にかかわらず、小選挙区においては連合推薦候補者の当選に全力を尽くす。

2. 候補者擁立および候補者調整

(1) 立憲民主党・国民民主党との関係

289小選挙区のうち公認内定（現職を含む）は、立憲民主党は193名、国民民主党は39名で、12の小選挙区で競合している（2024.9.18現在 連合調べ）。連合の立場からは、引き続き両党で定数465の過半数を超える候補者の擁立と可能な限りの候補者調整を求める。そのうえで、やむを得ず調整が困難な場合であっても「与党の過半数割れ」という共通目標のもと、尊重し合い、切磋琢磨して闘う姿を期待する。

(2) 立憲民主党と国民民主党が他党・会派と行う候補者調整

連合は従来、「候補者調整は、あくまで選挙戦術上の事柄として政党間で協議・決定されるものであり、連合が関知するものではない」ことを基本としつつ、立憲民主党と国民民主党による調整を求めてきた。そしてさらに「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」では、「立憲民主党と国民民主党が他党・会派と行う“候補者調整”は尊重。ただし、めざす社会が異なる政党等からの“支援”※は別」とした。繰り返しになるが、連合として容認できるのは、あくまでも選挙戦術上の候補者調整までである。

「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」より（再掲）

※ ただし、究極的にめざす社会が異なる政党等からの“支援”は組合員に疑念を抱かせるものであり、たとえ候補者個人の活動といえども当該選挙区のみならず比例区での取り組みにも多大な影響を及ぼしかねず、連合の立場としては到底看過できない。それ以前に、議会制民主主義や健全な資本主義の枠内で活動している政党が当該政党等から“支援”を受けることは矛盾であると言わざるを得ず、改めて政党側での整理を強く求めていくこととする。

なお、“支援”の態様は、「第 50 回衆議院選挙の基本方針」で明示しているとおり（政策協定の締結、当該政党等が自らの目的の達成のために開催する集会等への参加など）だが、前述した東京都第 15 区における補欠選挙の状況に鑑み、組合員が疑念を抱かざるを得ない態様が明らかとなった場合には、当該地方連合会と連携し、「基本方針」における「IV. 第 50 回衆議院選挙に臨む考え方」の「2. 候補者推薦にあたっての視点」（推薦の可否および取り消し）にもとづく厳正な対処を行う。

（3）共産党との関係

歴史を振り返ると、連合や構成組織は、その前身組織を含め、労働組合を政治的に利用して革命を実現しようとする共産党の不当な介入・干渉に悩まされてきた。かつては階級闘争的・暴力的な運動を経験したが、それは組合員や職場を傷つけるだけであり、連合はそのような労働運動に組合員を巻き込ませてはならないとの強い信念を持っている。連合が 1989 年 11 月 21 日の統一大会で確認した「連合の進路」の中に、「自由にして民主的な労働運動の伝統を継承し」と掲げ、さらには「労働組合の主体性の堅持につとめ、外部からのあらゆる支配介入を排除し」と表明したのは、それゆえである。一方の共産党は、そのような方針を持って誕生した連合を「右翼的再編」や「現代版『産業報国会』」と誹謗したが、連合と共産党とはめざす社会が異なるだけでなく、「自由にして民主的な労働運動」の実践という点で重大な方針上の相違がある。

また、共産党の綱領では、社会主義・共産主義社会への前進をはかる社会主義的変革の前段階としての民主主義的な変革に関して、「労働者、勤労市民、農漁民、中小企業家、知識人、女性、青年、学生など、独立、民主主義、平和、生活向上を求めるすべての人びとを結集した統一戦線によって、実現される」とし、「統一戦線の発展の過程では、民主的改革の内容の主要点のすべてではないが、いくつかの目標では一致し、その一致点にもとづく統一戦線の条件が生まれるという場合も起こりうる。党は、その場合でも、その共同が国民の利益にこたえ、現在の反動支配を打破してゆくのに役立つかぎり、さしあたって一致できる目標の範囲で統一戦線を形成し、統一戦線の政府をつくるために力をつくす」としている。

「野党連携」あるいは「野党共闘」という言葉が国政選挙で使われたのは 2016 年 7 月の第 24 回参議院選挙が最初であり、安全保障法制の廃止等に限定した形で協力関係が築かれた。同年 8 月に志位和夫委員長（当時）が日本共産党創立 94 周年記念講演会の中で「日本共産党綱領の統一戦線の方針が、国政を動かす、戦後かつてない新しい時代が始まっている——ここに確信をもって、開始された野党と市民の共闘をさらに前進させるために、あらゆる知恵と力をそ

そごうではありませんか」と述べているように、共産党にとって「野党共闘」「野党と市民の共闘」は、社会主義・共産主義社会への前進をはかるための「統一戦線」にほかならない。その事実にも十分留意する必要がある。

3. 具体的な取り組み

別図のとおり、連合総合選挙対策委員会（選対委員会）とその下に連合総合選挙対策本部（選対本部）を設置する。具体的な戦略・戦術は選対本部で立案し、選対委員会で決定する。

(1) 連合本部の取り組み

2022年7月の第26回参議院選挙から掲げる「わたしプラスもう1票^{*}」をキャッチフレーズに、構成組織・地方連合会と一体となって700万組合員に投票行動を呼びかける。

※ 改めて構成組織・地方連合会に@RENGOで「ロゴ」を提供予定。



1) 連合推薦候補予定者の周知

連合ホームページ内に「第50回衆議院選挙 連合推薦候補予定者一覧」サイトを開設し、SNSも活用して周知をはかる（「第27回参議院選挙 連合推薦候補予定者一覧」サイトも同時開設予定）。

2) 投票行動の促進等

① 期日前投票を含めた投票行動の促進（棄権防止の徹底）

- ・RENGO ONLINE やSNSを活用して、投票行動の促進、選挙の仕組みの解説、期日前投票の周知等を行う。
- ・クレジットカードサイズのリーフレットを作成し、構成組織・地方連合会を通じて組合員に配付する。また、SNS用にデータ化も検討する。

② 法令遵守の徹底

- ・以下の学習器材および講師派遣により、法令遵守の徹底をはかる。

◇ 政治活動マニュアル

@RENGO の資料データベースに掲載済の第5版の再周知・活用を促す（第6版は第27回参議院選挙に向けて整備中）。

◇ 「2024年度連合政治研修会」（2024.9.3開催）の講演動画

@RENGO で講演動画を配信する。

◇ PPT 資料

@RENGO で「労働組合のための政治活動と選挙運動～公職選挙法と政治資金規正法に学ぶ～」の再周知をはかる。

3) 政治分野における男女共同参画の推進

政治分野における男女共同参画の重要性をまとめた器材を政治センターで作成し、構成組織・地方連合会にデータ提供する。

4) 決起集会等への連合本部役員の派遣
構成組織・地方連合会からの要請にもとづき、決起集会や街宣行動等に連合本部役員を派遣する。

5) 地方連合会への連合本部職員の派遣
選挙区情勢や、連合推薦候補者と連合との関係性等を勘案し、地方連合会に連合本部職員を派遣する。特に「連合出身議員政治懇談会」の会員議員については、当該地方連合会と調整のうえ、重点的に対応する。

(2) 構成組織・地方連合会の取り組み

構成組織・地方連合会は、上記「(1) 連合本部の取り組み」と連動した対応をはかる。また、すべての構成組織は、加盟組合に対して、投票行動の促進および棄権防止が社会的責任の一環であることを労使で確認したうえで取り組むよう呼びかけに努める。なお、小選挙区について、地方連合会に未加盟の構成組織も、連合本部と調整のうえ、可能な限り同様の取り組みをはかる。

なお、本部常任役員の構成組織・地方連合会担当割は別表1および別表2のとおりとする。

IV. 第27回参議院選挙の当面の取り組み<追補版>

「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」では、『第27回参議院選挙の基本方針』については、年内にあるかもしれない次期衆議院選挙によって与野党の勢力図が変わる可能性があることから、政治動向を踏まえながら検討する必要がある。よって、遅くとも年内の適時のタイミングで提起する」としている。

しかし、次期参議院選挙が1年以内に迫る中で、地方連合会から「比例代表と選挙区をセットで取り組みたい」との強い要望が寄せられていること、また、2024年2月22日の第5回中央執行委員会で確認した「第27回参議院選挙の当面の取り組み」にもとづき先行して手続きを進めてきた「連合出身議員政治懇談会」の改選を迎える現職議員と元職および構成組織が擁立する新人の推薦作業に一定目途がついたことなどから、全面的に推薦受付を開始する。

なお、基本的な考え方は、「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」および上記「Ⅲ. 第50回衆議院選挙の対応方針」と同様とするが、「基本方針」および「対応方針」は改めて提起する。

<討議スケジュール>

2024年8月20日(火)	第12回連合政治センター代表幹事会	素案の議論
8月22日(木)	第12回連合政治センター幹事会	//
9月4日(水)	第5回地方連合会事務局長会議	//
9月18日(水)	第13回連合政治センター代表幹事会	案の議論
	第15回三役会	//
9月20日(金)	第13回連合政治センター幹事会	//
	第12回中央執行委員会	案の議論、確認

以上

<別紙1>

2024年7月16日

連合出身議員政治懇談会
代表世話人 磯崎 哲史 様
代表世話人 岡本 あき子 様

日本労働組合総連合会
会 長 芳野 友子

連合「当面する国政選挙に臨むスタンス」へのご理解とご協力をお願い

日頃からの連合運動との連帯と政策実現に向けたご尽力に深く感謝申し上げます。

さて、今後1年数ヵ月の間に第27回参議院選挙と第50回衆議院選挙の2つの国政選挙が確実に行われることになる中、連合は第8回中央執行委員会（2024.5.16）において、別紙「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」を確認しました。

その中では、自民党派閥の裏金事件により政治不信が高まっている状況下において、働く者・生活者の立場を共有する立憲民主党と国民民主党に「現与党に代わって政権を担い得る、もう一つの政治勢力の結集の核となることを期待」し、そのために「政権をめざすにあたって有権者から必ず問われる国の根幹に関わる政策について、両党が納得する形で合意することが必要である」としており、さらには「両党に多く（の会員議員）が所属する『連合出身議員政治懇談会』の協力を得ながら、連合として働きかけを行う」としています。

つきましては、「連合出身議員政治懇談会」の皆様は連合の考え方をご理解いただくとともに、格段のお力添えを頂戴したく、お願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

連合政治センター事務局長 内藤 靖博

Tel : 03-5295-0524

E-mail : jtuc-seiji@sv.rengo-net.or.jp

2024年8月2日

立憲民主党 代表
泉 健太 殿

連合出身議員政治懇談会
代表世話人 岡本 あき子
代表世話人 磯崎 哲史

要 望 書

日頃より働く者・生活者に寄り添う政策の実現に向けたご協力に感謝申し上げます。昨年来、自民党派閥の裏金問題が明るみに出たことにより、自民党のみならず政治全体に対する国民の不信感が高まっています。国内経済の長期停滞や物価高により国民は厳しい生活を余儀なくされ、また国際情勢も不安定化している中であって、我が国の政治が停滞していることは到底容認できるものではありません。このことは、我々野党が自民党一強の構図を許してきた帰結とも言え、このような政治は終わらせなければなりません。

したがって、連合出身議員政治懇談会は、連合第8回中央執行委員会（2024/5/16開催）にて確認された「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」の内容を支持するとともに、ともに働く者・生活者の立場に立つ立憲民主党および国民民主党が、政権を担い得る政治勢力結集の核となるべく下記の通り要望いたします。

貴殿におかれましては、与野党伯仲の政治体制を取り戻すための第一歩として、連合が期待する「一定の合意※」の形成にむけて、格段のご高配をお願い申し上げます。連合出身議員政治懇談会は、下記協議への早期着手と合意をめざし、所属する政党の他の議員に対し理解拡大と協力を働きかけていきます。

※一定の合意…2024年5月16日第8回連合中央執行委員会で確認された方針にある「一定の合意」の意

記

1. 立憲民主党および国民民主党の代表および幹事長等に対して、連合が期待する「一定の合意※」を形成するための協議に早急に着手していただくよう求めます。
2. その上で、立憲民主党および国民民主党は、政権を担い得る勢力結集の核となり、働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の最大化を図るため、互いの一致点を見出し、政策の実現にむけて協働するよう求めます。

以上

<本件に対するお問合せ>

連合出身議員政治懇談会 事務局長 浅野さとし
TEL 03-3508-7231, Mail h17398@shugiin.go.jp

連合総合選挙対策委員会・連合総合選挙対策本部の構成

連合総合選挙対策委員会（選対委員会）	
委員長	芳野友子 会長
委員長代行	松浦昭彦 会長代行
委員長代行	石上千博 会長代行
副委員長	各副会長
事務局長	清水秀行 事務局長
副事務局長	各副事務局長
委員	各中央執行委員

連合総合選挙対策本部（選対本部）	
代表幹事	各政治センター代表幹事
幹事	各政治センター幹事
事務局長	内藤靖博 政治センター事務局長
事務局	政治センター事務局

※下表のとおり、選対本部内に5つの班を設置し、それぞれ責任者を配置する。責任者の指示にもとづいて該当局員は具体的な任務にあたる（原則、各副事務局長は班には所属せず、選対委員会の事務局長を補佐し、各種対策にあたる）。

班	主な任務	責任者	担当局
組織班	・構成組織対応 ・地方連合会対応（選挙区情勢の収集を含む） ※ 各担当の常任役員と要連携（別表参照）	河野総合組織局長 仁平総合政策推進局長	—
政策班	・政策面での対応全般 ・政治分野における男女共同参画の推進	富田総合政策推進局長 佐保総合政策推進局長 富高総合政策推進局長 小原総合政策推進局長	政策関連局
広報班	・SNS等による情報発信	北野副事務局長	運動企画局
遊説班	・会長・事務局長をはじめ連合本部役員の派遣 ※ 各担当の常任役員と要連携（別表参照）	山本総合企画局長 齋藤総合国際政策局長	企画局 役員室
総務班	・連合本部職員の地方連合会への派遣 ※ 各担当の常任役員と要連携（別表参照）	山本総合企画局長 湯本総合総務財政局長	総務・人財局 財政局

（記載のない部署は基本的に通常業務）

<別表1>

本部常任役員の担当割（構成組織）

NO.	構成組織名	常任役員名	NO.	構成組織名	常任役員名
1	U Aゼンセン	北野副事務局長	31	全国農団労	河野総合局長
2	自動車総連	内藤副事務局長	32	全自交労連	湯本総合局長
3	自治労	小熊副事務局長	33	メディア労連	村上副事務局長
4	電機連合	村上副事務局長	34	全労金	内藤副事務局長
5	J A M	山本総合局長	35	ヘルスケア労協	佐保総合局長
6	基幹労連	村上副事務局長	36	森林労連	佐保総合局長
7	生保労連	河野総合局長	37	労済労連	小熊副事務局長
8	J P 労組	則松副事務局長	38	労供労連	仁平総合局長
9	日教組	井上副事務局長	39	全印刷	則松副事務局長
10	電力総連	小熊副事務局長	40	自治労連	仁平総合局長
11	情報労連	則松副事務局長	41	全国ユニオン	村上副事務局長
12	運輸労連	湯本総合局長	42	全国競馬連合	齋藤総合局長
13	J E C 連合	山本総合局長	43	J A 連合	内藤副事務局長
14	私鉄総連	北野副事務局長	44	港運同盟	北野副事務局長
15	フード連合	山本総合局長	45	全造幣	井上副事務局長
16	損保労連	井上副事務局長	46	日高教	山本総合局長
17	J R 連合	湯本総合局長			
18	国公連合	則松副事務局長			
19	航空連合	富田総合局長			
20	海員組合	北野副事務局長			
21	ゴム連合	内藤副事務局長			
22	交通労連	齋藤総合局長			
23	サービス連合	富田総合局長			
24	紙パ連合	富高総合局長			
25	全電線	井上副事務局長			
26	全国ガス	富高総合局長			
27	印刷労連	小原総合局長			
28	セラミックス連合	小原総合局長			
29	全水道	小熊副事務局長			
30	J R 総連	河野総合局長			

<別表2>

本部常任役員の担当割（地方連合会）

NO.	地方連合会名	常任役員名	NO.	地方連合会名	常任役員名
1	北海道	山本総合局長	31	鳥取	仁平総合局長
2	青森	小熊副事務局長	32	島根	仁平総合局長
3	岩手	小熊副事務局長	33	岡山	仁平総合局長
4	秋田	内藤副事務局長	34	広島	湯本総合局長
5	山形	則松副事務局長	35	山口	湯本総合局長
6	宮城	小熊副事務局長	36	香川	湯本総合局長
7	福島	小熊副事務局長	37	徳島	小原総合局長
8	群馬	井上副事務局長	38	高知	小原総合局長
9	栃木	井上副事務局長	39	愛媛	小原総合局長
10	茨城	井上副事務局長	40	福岡	齋藤総合局長
11	埼玉	富田総合局長	41	佐賀	北野副事務局長
12	千葉	村上副事務局長	42	長崎	北野副事務局長
13	東京	村上副事務局長	43	熊本	佐保総合局長
14	神奈川	富田総合局長	44	大分	佐保総合局長
15	山梨	富高総合局長	45	宮崎	齋藤総合局長
16	長野	富高総合局長	46	鹿児島	佐保総合局長
17	静岡	富高総合局長	47	沖縄	北野副事務局長
18	愛知	山本総合局長			
19	岐阜	山本総合局長			
20	三重	山本総合局長			
21	新潟	富田総合局長			
22	富山	内藤副事務局長			
23	石川	内藤副事務局長			
24	福井	村上副事務局長			
25	滋賀	河野総合局長			
26	京都	河野総合局長			
27	奈良	則松副事務局長			
28	和歌山	則松副事務局長			
29	大阪	河野総合局長			
30	兵庫	河野総合局長			

第50回衆議院選挙 連合推薦候補者一覧（小選挙区）

更新日 2024/9/20

	小選挙区	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	地方連合会決定日	連合推薦決定日
1	北海道 第1区	道下 大樹	ミチノ ダイキ	立憲民主党	1975/12/24	48	現②	連合北海道 第10回執行委員会 (2023.7.27)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
2	北海道 第2区	松木 謙公	マツキ シヅヒロ	立憲民主党	1959/2/22	65	現⑥	連合北海道 第10回執行委員会 (2023.7.27)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
3	北海道 第3区	荒井 優	アライ ユウカ	立憲民主党	1975/2/28	49	現①	連合北海道 第10回執行委員会 (2023.7.27)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
4	北海道 第4区	大築 紅葉	オオツキ クレハ	立憲民主党	1983/10/16	40	現①	連合北海道 第9回執行委員会 (2023.6.20)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
5	北海道 第5区	池田 真紀	イケダ マキ	立憲民主党	1972/5/24	52	元①	連合北海道 第10回執行委員会 (2023.7.27)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
6	北海道 第6区	西川 将人	ニシカワ マサヒト	立憲民主党	1968/11/7	55	新	連合北海道 第9回執行委員会 (2023.6.20)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
7	北海道 第7区	篠田 奈保子	シノダ ナホコ	立憲民主党	1972/2/5	52	新	連合北海道 第10回執行委員会 (2023.7.27)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
8	北海道 第8区	逢坂 誠二	オウサカ セイジ	立憲民主党	1959/4/24	65	現⑤	連合北海道 第9回執行委員会 (2023.6.20)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
9	北海道 第9区	山岡 達丸	ヤマオカ タツマル	立憲民主党	1979/7/22	45	現③	連合北海道 第10回執行委員会 (2023.7.27)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
10	北海道 第10区	神谷 裕	カミヤ ヒロユキ	立憲民主党	1968/8/10	56	現②	連合北海道 第9回執行委員会 (2023.6.20)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
11	北海道 第11区	石川 香織	イシカワ カオリ	立憲民主党	1984/5/10	40	現②	連合北海道 第9回執行委員会 (2023.6.20)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
12	北海道 第12区	川原田 英世	カハラダ エイセイ	立憲民主党	1983/1/12	41	新	連合北海道 第10回執行委員会 (2023.7.27)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
13	青森県 第1区	升田 世喜男	マシタ セキオ	立憲民主党	1957/6/5	67	元①	連合青森 第3回執行委員会 (2024.3.6)	第7回中央執行委員会 (2024.4.18)
14	青森県 第3区	岡田 華子	オカダ ハナコ	立憲民主党	1980/8/2	44	新	連合青森 第3回執行委員会 (2024.3.6)	第7回中央執行委員会 (2024.4.18)
15	宮城県 第1区	岡本 あき子	オカモト アキコ	立憲民主党	1964/8/16	60	現②	連合宮城 第2回執行委員会 (2023.12.26)	第4回中央執行委員会 (2024.1.25)
16	宮城県 第2区	鎌田 さゆり	カマタ サユリ	立憲民主党	1965/1/8	59	現③	連合宮城 第2回執行委員会 (2023.12.26)	第4回中央執行委員会 (2024.1.25)
17	宮城県 第3区	柳沢 剛	ヤナギサワ ヲソウ	立憲民主党	1963/8/18	61	新	連合宮城 第4回執行委員会 (2024.2.20)	第6回中央執行委員会 (2024.3.7)
18	宮城県 第4区	安住 淳	アズミ ジュン	立憲民主党	1962/1/17	62	現⑨	連合宮城 第2回執行委員会 (2023.12.26)	第4回中央執行委員会 (2024.1.25)
19	秋田県 第1区	寺田 学	テラタ マナブ	立憲民主党	1976/9/20	48	現⑥	連合秋田 第1回執行委員会 (2023.11.29)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)

	小選挙区	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	地方連合会決定日	連合推薦決定日
20	秋田県 第2区	緑川 貴士	ミドリカワ タカシ	立憲民主党	1985/1/10	39	現②	連合秋田 第1回執行委員会 (2023.11.29)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
21	山形県 第1区	原田 和広	ハラダ マサヒロ	立憲民主党	1973/4/5	51	新	連合山形 第9回執行委員会 (2024.8.2)	第11回中央執行委員会 (2024.8.22)
22	福島県 第1区	金子 恵美	カネコ エミ	立憲民主党	1965/7/7	59	現③	連合福島 第6回執行委員会 (2024.1.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
23	福島県 第2区	玄葉 光一郎	ケンバ ヲウイチロウ	立憲民主党	1964/5/20	60	現⑩	連合福島 第6回執行委員会 (2024.1.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
24	福島県 第3区	小熊 慎司	クマ マシジ	立憲民主党	1968/6/16	56	現④	連合福島 第6回執行委員会 (2024.1.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
25	茨城県 第3区	梶岡 博樹	カヅカ ヒロキ	立憲民主党	1977/8/19	47	新	連合茨城 第20回執行委員会 (2023.8.24)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
26	茨城県 第5区	浅野 哲	アサノ サトシ	国民民主党	1982/9/25	41	現②	連合茨城 第20回執行委員会 (2023.8.24)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
27	茨城県 第6区	青山 大人	アヤマ ヤマト	立憲民主党	1979/1/24	45	現②	連合茨城 第20回執行委員会 (2023.8.24)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
28	茨城県 第7区	中村 喜四郎	ナカムラ キシロウ	立憲民主党	1949/4/10	75	現⑮	連合茨城 第20回執行委員会 (2023.8.24)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
29	栃木県 第1区	板津 由華	イタツ ユカ	立憲民主党	1988/5/11	36	新	連合栃木 第10回執行委員会 (2023.8.22)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
30	栃木県 第2区	福田 昭夫	フクダ アキオ	立憲民主党	1948/4/17	76	現⑥	連合栃木 第10回執行委員会 (2023.8.22)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
31	栃木県 第3区	伊賀 央	イガ ヒロシ	立憲民主党	1964/6/26	60	新	連合栃木 第10回執行委員会 (2023.8.22)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
32	栃木県 第4区	藤岡 隆雄	フジオカ リウユウ	立憲民主党	1977/3/28	47	現①	連合栃木 第10回執行委員会 (2023.8.22)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
33	群馬県 第1区	白井 桂子	シライ ケイコ	立憲民主党	1961/12/3	62	新	連合群馬 第10回執行委員会 (2024.8.20)	
34	埼玉県 第1区	武正 公一	タケマサ コウイチ	立憲民主党	1961/3/23	63	元⑥	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
35	埼玉県 第2区	松浦 玄嗣	マツウラ モトツグ	立憲民主党	1972/4/29	52	新	連合埼玉 第6回執行委員会 (2024.5.8)	第8回中央執行委員会 (2024.5.16)
36	埼玉県 第3区	竹内 千春	タケウチ チハル	立憲民主党	1968/7/4	56	新	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
37	埼玉県 第4区	岸田 光広	キシダ ミツヒロ	国民民主党	1967/2/26	57	新	連合埼玉 第5回執行委員会 (2024.4.9)	第7回中央執行委員会 (2024.4.18)
38	埼玉県 第5区	枝野 幸男	エダノ ユキオ	立憲民主党	1964/5/31	60	現⑩	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
39	埼玉県 第6区	大島 敦	オオシマ アツシ	立憲民主党	1956/12/21	67	現⑧	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)

	小選挙区	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	地方連合会決定日	連合推薦決定日
40	埼玉県 第7区	小宮山 泰子	コミヤマ ヤシコ	立憲民主党	1965/4/25	59	現⑦	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
41	埼玉県 第8区	市来 伴子	イチキ トモコ	立憲民主党	1977/8/2	47	新	連合埼玉 第1回執行委員会 (2023.12.6)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
42	埼玉県 第9区	杉村 慎治	スギムラ シンジ	立憲民主党	1976/6/15	48	新	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
43	埼玉県 第10区	坂本 祐之輔	サカモト ユノスケ	立憲民主党	1955/1/30	69	現③	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
44	埼玉県 第12区	森田 俊和	モリタ トシカズ	立憲民主党	1974/9/19	50	現②	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
45	埼玉県 第13区	橋本 幹彦	ハシモト ミキヒコ	国民民主党	1995/12/27	28	新	連合埼玉 第1回執行委員会 (2023.12.6)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
46	埼玉県 第14区	鈴木 義弘	スズキ ヨシヒロ	国民民主党	1962/11/10	61	現③	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
47	埼玉県 第15区	高木 鍊太郎	タカギ レンタロウ	立憲民主党	1972/7/21	52	元①	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
48	埼玉県 第16区	三角 創太	ミシミ ソウタ	立憲民主党	1987/12/16	36	新	連合埼玉 第12回執行委員会 (2023.11.1)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
49	千葉県 第1区	田嶋 要	タジマ カネ	立憲民主党	1961/9/22	62	現⑦	連合千葉 第22回執行委員会 (2023.10.2)	第2回中央執行委員会 (2023.11.9)
50	千葉県 第3区	岡島 一正	オカジマ カズマサ	立憲民主党	1957/11/3	66	元③	連合千葉 第4回執行委員会 (2024.2.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
51	千葉県 第4区	水沼 秀幸	ミズヌマ ヒデユキ	立憲民主党	1990/6/28	34	新	連合千葉 第4回執行委員会 (2024.2.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
52	千葉県 第7区	平戸 航太	ヒラト コウタ	国民民主党	1987/7/1	37	新	連合千葉 第4回執行委員会 (2024.2.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
53	千葉県 第8区	本庄 知史	ホンジ ヨウシ	立憲民主党	1974/10/22	49	現①	連合千葉 第4回執行委員会 (2024.2.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
54	千葉県 第9区	奥野 総一郎	オキノ ソウイチロウ	立憲民主党	1964/7/15	60	現⑤	連合千葉 第21回執行委員会 (2023.9.4)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
55	千葉県 第10区	谷田川 元	ヤタガワ ハジメ	立憲民主党	1963/1/17	61	現③	連合千葉 第4回執行委員会 (2024.2.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
56	千葉県 第12区	樋高 剛	ヒダカ タツ	立憲民主党	1965/11/24	58	元③	連合千葉 第4回執行委員会 (2024.2.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
57	千葉県 第13区	宮川 伸	ミヤカワ シン	立憲民主党	1970/6/29	54	元①	連合千葉 第4回執行委員会 (2024.2.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
58	千葉県 第14区	野田 佳彦	ノダ ヨシヒコ	立憲民主党	1957/5/20	67	現⑨	連合千葉 第4回執行委員会 (2024.2.5)	第5回中央執行委員会 (2024.2.22)
59	東京都 第2区	鳩山 紀一郎	ハトヤマ キイチロウ	国民民主党	1976/7/26	48	新	連合東京 第7回執行委員会 (2024.5.15)	第9回中央執行委員会 (2024.6.20)

	小選挙区	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	地方連合会決定日	連合推薦決定日
60	東京都 第17区	円 より子	マドカ ヨコ	国民民主党	1947/2/10	77	新	連合東京 第7回執行委員会 (2024. 5. 15)	第9回中央執行委員会 (2024. 6. 20)
61	東京都 第22区	山花 郁夫	ヤマナ イクオ	立憲民主党	1967/1/18	57	元④	連合東京 第1回執行委員会 (2023. 11. 15)	第3回中央執行委員会 (2023. 12. 21)
62	神奈川県 第1区	篠原 豪	シハラゴウ	立憲民主党	1975/2/12	49	現③	連合神奈川 第388回執行委員会 (2023. 8. 24)	第24回中央執行委員会 (2023. 9. 14)
63	神奈川県 第3区	中村 武人	ナカムラ タクト	立憲民主党	1974/12/23	49	新	連合神奈川 第400回執行委員会 (2024. 8. 27)	
64	神奈川県 第5区	山崎 誠	ヤマザキ マコト	立憲民主党	1962/11/22	61	現③	連合神奈川 第388回執行委員会 (2023. 8. 24)	第24回中央執行委員会 (2023. 9. 14)
65	神奈川県 第6区	青柳 陽一郎	アオヤキ ヨウイチロウ	立憲民主党	1969/8/29	55	現④	連合神奈川 第388回執行委員会 (2023. 8. 24)	第24回中央執行委員会 (2023. 9. 14)
66	神奈川県 第7区	中谷 一馬	ナカニ カズマ	立憲民主党	1983/8/30	41	現②	連合神奈川 第388回執行委員会 (2023. 8. 24)	第24回中央執行委員会 (2023. 9. 14)
67	神奈川県 第9区	笠 浩史	リュウ ヒロシ	立憲民主党	1965/1/3	59	現⑦	連合神奈川 第387回執行委員会 (2023. 7. 25)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
68	神奈川県 第10区	鈴木 光貴	スズキ ミツタカ	立憲民主党	1982/5/7	42	新	連合神奈川 第396回執行委員会 (2024/4/23)	第9回中央執行委員会 (2024. 6. 20)
69	神奈川県 第12区	阿部 知子	アベ トモコ	立憲民主党	1948/4/24	76	現⑧	連合神奈川 第387回執行委員会 (2023. 7. 25)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
70	神奈川県 第13区	太 栄志	タリ ヒデシ	立憲民主党	1977/4/27	47	現①	連合神奈川 第388回執行委員会 (2023. 8. 24)	第24回中央執行委員会 (2023. 9. 14)
71	神奈川県 第14区	長友 克洋	ナガトモ ヨシヒロ	立憲民主党	1970/12/29	53	新	連合神奈川 第388回執行委員会 (2023. 8. 24)	第24回中央執行委員会 (2023. 9. 14)
72	神奈川県 第16区	後藤 祐一	ゴトウ ユウイチ	立憲民主党	1969/3/25	55	現⑤	連合神奈川 第387回執行委員会 (2023. 7. 25)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
73	神奈川県 第19区	深作 ヘスス	フサカ ヘスス	国民民主党	1985/1/4	39	新	連合神奈川 第388回執行委員会 (2023. 8. 24)	第24回中央執行委員会 (2023. 9. 14)
74	新潟県 第1区	西村 智奈美	ニシムラ チナミ	立憲民主党	1967/1/13	57	現⑥	連合新潟 第2回執行委員会 (2023. 12. 19)	第4回中央執行委員会 (2024. 1. 25)
75	新潟県 第2区	菊田 真紀子	キクダ マキコ	立憲民主党	1969/10/24	54	現⑦	連合新潟 第2回執行委員会 (2023. 12. 19)	第4回中央執行委員会 (2024. 1. 25)
76	新潟県 第3区	黒岩 宇洋	クロイワ ユヒロ	立憲民主党	1966/10/13	57	元③	連合新潟 第2回執行委員会 (2023. 12. 19)	第4回中央執行委員会 (2024. 1. 25)
77	新潟県 第4区	米山 隆一	ヨネヤマ リュウイチ	立憲民主党	1967/9/8	57	現①	連合新潟 第2回執行委員会 (2023. 12. 19)	第4回中央執行委員会 (2024. 1. 25)
78	新潟県 第5区	梅谷 守	ウメタニ マモル	立憲民主党	1973/12/9	50	現①	連合新潟 第2回執行委員会 (2023. 12. 19)	第4回中央執行委員会 (2024. 1. 25)
79	富山県 第1区	山 登志浩	ヤマ トシヒロ	立憲民主党	1979/12/30	44	新	連合富山 第4回執行委員会 (2024. 2. 21)	第6回中央執行委員会 (2024. 3. 7)

	小選挙区	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	地方連合会決定日	連合推薦決定日
80	富山県 第2区	越川 康晴	コシカワ ヤスハル	立憲民主党	1964/3/30	60	新	連合富山 第4回執行委員会 (2024. 2. 21)	第6回中央執行委員会 (2024. 3. 7)
81	富山県 第3区	大久保 光太	オキubo ヒコタ	国民民主党	1977/12/1	46	新	連合富山 第6回執行委員会 (2024. 4. 17)	第8回中央執行委員会 (2024. 5. 16)
82	石川県 第2区	小山田 経子	オヤマダ ツネコ	立憲民主党	1978/5/29	46	新	連合石川 第1回執行委員会 (2023. 11. 17)	第3回中央執行委員会 (2023. 12. 21)
83	石川県 第3区	近藤 和也	コトウ カズヤ	立憲民主党	1973/12/12	50	現③	連合石川 第1回執行委員会 (2023. 11. 17)	第3回中央執行委員会 (2023. 12. 21)
84	山梨県 第1区	中島 克仁	ナカジマ カキト	立憲民主党	1967/9/27	56	現④	連合山梨 第2回執行委員会 (2023. 12. 13)	第4回中央執行委員会 (2024. 1. 25)
85	岐阜県 第3区	仙田 晃宏	センダ アキヒロ	国民民主党	1982/10/11	41	新	連合岐阜 第3回執行委員会 (2024. 1. 23)	第5回中央執行委員会 (2024. 2. 22)
86	岐阜県 第4区	今井 雅人	イマイ マサト	立憲民主党	1962/2/21	62	元④	連合岐阜 第21回執行委員会 (2023. 7. 18)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
87	岐阜県 第5区	眞野 哲	マノ サトシ	立憲民主党	1961/6/14	63	新	連合岐阜 第22回執行委員会 (2023. 8. 22)	第24回中央執行委員会 (2023. 9. 14)
88	静岡県 第2区	鈴木 岳幸	スズキ タケユキ	立憲民主党	1973/5/7	51	新	連合静岡 第374回執行委員会 (2023. 11. 15)	第3回中央執行委員会 (2023. 12. 21)
89	静岡県 第3区	小山 展弘	コヤマ ノブヒロ	立憲民主党	1975/12/26	48	現③	連合静岡 第370回執行委員会 (2023. 7. 12)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
90	静岡県 第4区	田中 健	タナカ ケン	国民民主党	1977/7/18	47	現①	連合静岡 第370回執行委員会 (2023. 7. 12)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
91	静岡県 第6区	渡辺 周	ワタナベ シュウ	立憲民主党	1961/12/11	62	現⑨	連合静岡 第382回執行委員会 (2024. 8. 23)	
92	静岡県 第8区	源馬 謙太郎	ゲンマ ケンタロウ	立憲民主党	1972/12/21	51	現②	連合静岡 第370回執行委員会 (2023. 7. 12)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
93	愛知県 第1区	吉田 統彦	ヨシダ ツネヒコ	立憲民主党	1974/11/14	49	現③	連合愛知 第13回 拡大執行委員会 (2023. 10. 25)	第2回中央執行委員会 (2023. 11. 9)
94	愛知県 第2区	古川 元久	フルカワ モトヒサ	国民民主党	1965/12/6	58	現⑨	連合愛知 第13回 拡大執行委員会 (2023. 10. 25)	第2回中央執行委員会 (2023. 11. 9)
95	愛知県 第3区	近藤 昭一	コトウ ショウイチ	立憲民主党	1958/5/26	66	現⑨	連合愛知 第13回 拡大執行委員会 (2023. 10. 25)	第2回中央執行委員会 (2023. 11. 9)
96	愛知県 第4区	牧 義夫	マキ ヨシオ	立憲民主党	1958/1/14	66	現⑦	連合愛知 第13回 拡大執行委員会 (2023. 10. 25)	第2回中央執行委員会 (2023. 11. 9)
97	愛知県 第5区	西川 厚志	ニシカワ アツシ	立憲民主党	1969/5/20	55	新	連合愛知 第13回 拡大執行委員会 (2023. 10. 25)	第2回中央執行委員会 (2023. 11. 9)
98	愛知県 第7区	日野 紗里亜	ヒノ サリア	国民民主党	1987/11/26	36	新	連合愛知 第13回 拡大執行委員会 (2023. 10. 25)	第2回中央執行委員会 (2023. 11. 9)
99	愛知県 第8区	伴野 豊	ハンノ ユカ	立憲民主党	1961/1/1	63	現⑥	連合愛知 第3回執行委員会 (2023. 12. 26)	第4回中央執行委員会 (2024. 1. 25)

	小選挙区	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	地方連合会決定日	連合推薦決定日
100	愛知県 第9区	岡本 充功	オカモト ミツノ	立憲民主党	1971/6/18	53	元⑤	連合愛知 第13回 拡大執行委員会 (2023.10.25)	第2回中央執行委員会 (2023.11.9)
101	愛知県 第11区	丹野 みどり	タノ ミドリ	国民民主党	1973/7/3	51	新	連合愛知 第13回 拡大執行委員会 (2023.10.25)	第2回中央執行委員会 (2023.11.9)
102	愛知県 第12区	重徳 和彦	シゲトク カズヒコ	立憲民主党	1970/12/21	53	現④	連合愛知 第13回 拡大執行委員会 (2023.10.25)	第2回中央執行委員会 (2023.11.9)
103	愛知県 第13区	大西 健介	オホニシ ケンスケ	立憲民主党	1971/4/13	53	現⑤	連合愛知 第13回 拡大執行委員会 (2023.10.25)	第2回中央執行委員会 (2023.11.9)
104	愛知県 第15区	小山 千帆	コヤマ チホ	立憲民主党	1975/4/14	49	新	連合愛知 第11回 拡大執行委員会 (2024.8.27)	
105	三重県 第1区	福森 和歌子	フクモリ ワカコ	立憲民主党	1970/1/6	54	新	連合三重 第26回執行委員会 (2023.9.25)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
106	三重県 第2区	下野 幸助	シモノ コウスケ	立憲民主党	1976/11/7	47	新	連合三重 第25回執行委員会 (2023.8.25)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
107	三重県 第3区	岡田 克也	オカダ カツヤ	立憲民主党	1953/7/14	71	現⑩	連合三重 第25回執行委員会 (2023.8.25)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
108	三重県 第4区	青沼 陽一郎	アオヌマ ヨウイチロウ	立憲民主党	1968/7/30	56	新	連合三重 第1回執行委員会 (2023.10.25)	第2回中央執行委員会 (2023.11.9)
109	京都府 第3区	泉 健太	イズミ ケンタ	立憲民主党	1974/7/29	50	現⑧	連合京都 第20回執行委員会 (2023.7.12)	第22回中央執行委員会 (2023.7.21)
110	京都府 第4区	北神 圭朗	キタガミ ケイロウ	無所属	1967/2/1	57	現④	連合京都 第20回執行委員会 (2023.7.12)	第22回中央執行委員会 (2023.7.21)
111	京都府 第5区	山本 和嘉子	ヤマモト ワカコ	立憲民主党	1968/7/18	56	元①	連合京都 第20回執行委員会 (2023.7.12)	第22回中央執行委員会 (2023.7.21)
112	京都府 第6区	山井 和則	ヤマノイ カズノリ	立憲民主党	1962/1/6	62	現⑧	連合京都 第20回執行委員会 (2023.7.12)	第22回中央執行委員会 (2023.7.21)
113	大阪府 第3区	萩原 仁	ハギハラ ヒトシ	立憲民主党	1967/9/12	57	元①	連合大阪 第1回執行委員会 (2023.11.17)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
114	大阪府 第8区	平岩 征樹	ヒライワ マサキ	国民民主党	1979/12/25	44	新	連合大阪 第8回執行委員会 (2024.6.21)	第10回中央執行委員会 (2024.7.19)
115	大阪府 第10区	尾辻 かな子	オツヅ カナコ	立憲民主党	1974/12/16	49	元①	連合大阪 第23回執行委員会 (2023.9.22)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
116	大阪府 第15区	松浦 武志	マツウラ タケシ	立憲民主党	1963/2/24	61	新	連合大阪 第22回執行委員会 (2023.8.25)	第24回中央執行委員会 (2023.9.14)
117	大阪府 第16区	森山 浩行	モリヤマ ヒロユキ	立憲民主党	1971/4/8	53	現③	連合大阪 第22回執行委員会 (2023.8.25)	第24回中央執行委員会 (2023.9.14)
118	兵庫県 第2区	舩川 治郎	フナガワ ジロウ	立憲民主党	1967/7/4	57	新	連合兵庫 第12回執行委員会 (2023.8.4)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
119	兵庫県 第3区	向山 好一	ムカヤマ コウイチ	国民民主党	1957/7/18	67	元①	連合兵庫 第7回執行委員会 (2024.5.10)	第8回中央執行委員会 (2024.5.16)

	小選挙区	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	地方連合会決定日	連合推薦決定日
120	兵庫県 第4区	今泉 真緒	イマイミ マオ	立憲民主党	1978/11/25	45	新	連合兵庫 第12回執行委員会 (2023. 8. 4)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
121	兵庫県 第5区	田村 直也	タムラ ナオヤ	立憲民主党	1979/6/18	45	新	連合兵庫 第8回執行委員会 (2024. 6. 7)	第9回中央執行委員会 (2024. 6. 20)
122	兵庫県 第6区	櫻井 周	サクライ シュウ	立憲民主党	1970/8/16	54	現②	連合兵庫 第12回執行委員会 (2023. 8. 4)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
123	兵庫県 第7区	岡田 悟	オカダ サトル	立憲民主党	1984/1/21	40	新	連合兵庫 第3回執行委員会 (2024. 1. 12)	第4回中央執行委員会 (2024. 1. 25)
124	兵庫県 第10区	隠樹 圭子	カゲキ ケイコ	立憲民主党	1971/4/27	53	新	連合兵庫 第12回執行委員会 (2023. 8. 4)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
125	奈良県 第1区	馬淵 澄夫	マブチ スミオ	立憲民主党	1960/8/23	64	現⑦	連合奈良 第4回執行委員会 (2024. 3. 21)	第7回中央執行委員会 (2024. 4. 18)
126	奈良県 第2区	尾崎 充典	オザキ ミツノリ	立憲民主党	1961/5/5	63	新	連合奈良 第8回執行委員会 (2024. 7. 18)	第11回中央執行委員会 (2024. 8. 22)
127	和歌山県 第1区	村上 賀厚	ムラカミ ケアツ	立憲民主党	1959/7/16	65	新	連合和歌山 第11回執行委員会 (2024. 9. 3)	
128	鳥取県 第2区	湯原 俊二	ユハラ シュンジ	立憲民主党	1962/11/20	61	現②	連合鳥取 臨時執行委員会 (2023. 7. 1)	第22回中央執行委員会 (2023. 7. 21)
129	島根県 第1区	亀井 亜紀子	カメイ アキコ	立憲民主党	1965/5/14	59	元①	連合島根 第67回執行委員会 (2023. 7. 12)	第23回中央執行委員会 (2023. 8. 24)
130	岡山県 第2区	津村 啓介	ツムラ ケイスケ	立憲民主党	1971/10/27	52	元⑥	連合岡山 第6回執行委員会 (2024/3/22)	第7回中央執行委員会 (2024. 4. 18)
131	岡山県 第3区	はた ともこ	ハタ トモコ	立憲民主党	1966/8/26	58	新	連合岡山 第6回執行委員会 (2024/3/22)	第7回中央執行委員会 (2024. 4. 18)
132	岡山県 第4区	柚木 道義	ユキミチヨシ	立憲民主党	1972/5/28	52	現⑥	連合岡山 第6回執行委員会 (2024/3/22)	第7回中央執行委員会 (2024. 4. 18)
133	広島県 第3区	東 克哉	アズマ カツヤ	立憲民主党	1981/9/30	42	新	連合広島 第7回執行委員会 (2024. 4. 22)	第8回中央執行委員会 (2024. 5. 16)
134	広島県 第5区	佐藤 公治	サトウ コウジ	立憲民主党	1959/7/28	65	現④	連合広島 第25回執行委員会 (2023. 10. 16)	第2回中央執行委員会 (2023. 11. 9)
135	徳島県 第1区	高橋 永	タカハシ エイ	立憲民主党	1975/8/30	49	新	連合徳島 第5回執行委員会 (2024. 8. 23)	
136	香川県 第1区	小川 淳也	オガワ ジュンヤ	立憲民主党	1971/4/18	53	現⑥	連合香川 第9回執行委員会 (2023. 7. 10)	第22回中央執行委員会 (2023. 7. 21)
137	香川県 第2区	玉木 雄一郎	タキキ ユウイチロウ	国民民主党	1969/5/1	55	現⑤	連合香川 第9回執行委員会 (2023. 7. 10)	第22回中央執行委員会 (2023. 7. 21)
138	愛媛県 第1区	石井 智恵	イシイ トモエ	国民民主党	1967/11/16	56	新	連合愛媛 第1回執行委員会 (2023. 12. 21)	第4回中央執行委員会 (2024. 1. 25)
139	愛媛県 第2区	白石 洋一	シライシ ヨウイチ	立憲民主党	1963/6/25	61	現③	連合愛媛 第2回執行委員会 (2024. 2. 6)	第5回中央執行委員会 (2024. 2. 22)

	小選挙区	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	地方連合会決定日	連合推薦決定日
140	高知県 第1区	武内 則男	タケウチ ノリオ	立憲民主党	1958/9/8	66	元①	連合高知 第1回執行委員会 (2023.12.18)	第4回中央執行委員会 (2024.1.25)
141	福岡県 第1区	丸尾 圭祐	マルオ ケイスケ	立憲民主党	1982/4/19	42	新	連合福岡 第25回執行委員会 (2023.9.27)	第2回中央執行委員会 (2023.11.9)
142	福岡県 第2区	稲富 修二	イナトミ シュウジ	立憲民主党	1970/8/26	54	現③	連合福岡 第24回執行委員会 (2023.8.29)	第24回中央執行委員会 (2023.9.14)
143	福岡県 第3区	仁戸田 元氣	ニエタダ ゲンキ	立憲民主党	1979/8/17	45	新	連合福岡 第25回執行委員会 (2023.9.27)	第2回中央執行委員会 (2023.11.9)
144	福岡県 第4区	許斐 亮太郎	コトミ リョウタロウ	国民民主党	1974/2/7	50	新	連合福岡 第5回執行委員会 (2024.2.27)	第6回中央執行委員会 (2024.3.7)
145	福岡県 第5区	堤 かなめ	ツツミ カナメ	立憲民主党	1960/10/27	63	現①	連合福岡 第24回執行委員会 (2023.8.29)	第24回中央執行委員会 (2023.9.14)
146	福岡県 第6区	近藤 雅彦	コトノウ マサヒコ	国民民主党	1975/1/3	49	新	連合福岡 第26回執行委員会 (2023.10.25)	第2回中央執行委員会 (2023.11.9)
147	福岡県 第10区	城井 崇	キイ タカシ	立憲民主党	1973/6/23	51	現④	連合福岡 第24回執行委員会 (2023.8.29)	第24回中央執行委員会 (2023.9.14)
148	佐賀県 第1区	原口 一博	ハラグチ カズヒロ	立憲民主党	1959/7/2	65	現⑨	連合佐賀 第22回(拡大) 執行委員会 (2023.8.31)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
149	佐賀県 第2区	大串 博志	オオグシ ヒロシ	立憲民主党	1965/8/31	59	現⑥	連合佐賀 第22回(拡大) 執行委員会 (2023.8.31)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
150	長崎県 第1区	西岡 秀子	ニシオカ ヒデコ	国民民主党	1964/3/15	60	現②	連合長崎 第12回執行委員会 (2023.9.12)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
151	長崎県 第2区	山田 勝彦	ヤマダ カツヒコ	立憲民主党	1979/7/19	45	現①	連合長崎 第12回執行委員会 (2023.9.12)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
152	長崎県 第3区	末次 精一	スエツギ セイイチ	立憲民主党	1962/12/2	61	元①	連合長崎 第12回執行委員会 (2023.9.12)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
153	熊本県 第1区	出口 慎太郎	デグチ シンタロウ	立憲民主党	1982/5/5	42	新	連合熊本 第23回執行委員会 (2023.8.18)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
154	熊本県 第4区	笹本 由紀子	ササモト ユキコ	立憲民主党	1965/4/22	59	新	連合熊本 第2回執行委員会 (2023.12.15)	第3回中央執行委員会 (2023.12.21)
155	大分県 第2区	吉川 元	ヨシカワ ハジメ	立憲民主党	1966/9/28	57	現④	連合大分 第22回執行委員会 (2023.7.26)	第23回中央執行委員会 (2023.8.24)
156	大分県 第3区	小林 華弥子	コバヤシ カチコ	立憲民主党	1968/1/17	56	新	連合大分 第9回執行委員会 (2024.6.28)	第10回中央執行委員会 (2024.7.19)
157	宮崎県 第1区	渡辺 創	ワタベ シウ	立憲民主党	1977/10/3	46	現①	連合宮崎 第167回政治セン ター幹事会 (2023.9.7)	第24回中央執行委員会 (2023.9.14)
158	宮崎県 第2区	長友 慎治	ナガトモ シンジ	国民民主党	1977/6/22	47	現①	連合宮崎 第167回政治セン ター幹事会 (2023.9.7)	第24回中央執行委員会 (2023.9.14)
159	鹿児島県 第1区	川内 博史	カウチ ヒロシ	立憲民主党	1961/11/2	62	元⑥	連合鹿児島 第23回執行委員会 (2023.6.21)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)

	小選挙区	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	地方連合会決定日	連合推薦決定日
160	鹿児島県 第3区	野間 健	ノマ タケシ	立憲民主党	1958/10/8	65	現③	連合鹿児島 第23回執行委員会 (2023.6.21)	第1回中央執行委員会 (2023.10.19)
161	鹿児島県 第4区	山内 光典	ヤマウチ ミツノリ	社会民主党	1951/1/1	73	新	連合鹿児島 第7回執行委員会 (2024.5.22)	第9回中央執行委員会 (2024.6.20)
162	沖縄県 第2区	新垣 邦男	アラカキ クニオ	社会民主党	1956/6/19	68	現①	連合沖縄 第6回執行委員会 (2024.4.16)	第8回中央執行委員会 (2024.5.16)
163	沖縄県 第3区	屋良 朝博	ヤラ トモヒロ	立憲民主党	1962/8/22	62	現②	連合沖縄 第5回執行委員会 (2024.3.19)	第7回中央執行委員会 (2024.4.18)
164	沖縄県 第4区	金城 徹	キンジ ヨウ トオル	立憲民主党	1953/9/19	71	新	連合沖縄 第5回執行委員会 (2024.3.19)	第7回中央執行委員会 (2024.4.18)

8. 政策実現にむけた政治活動の推進

【次期衆議院総選挙への対応】

1. 自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件を受け、通常国会で事件の真相解明や再発防止策に多くの時間が割かれてきましたが、いずれも課題が残り、政治への信頼回復にはほど遠い結果で、内閣支持率も低迷しています。また、政権交代を望む世論の声も出ている一方で、既成政党に対する不信感もあり、立憲民主党をはじめとする野党の政党支持率も伸び悩んでいるのが実情です。8月2日に連合議員政治懇談会が、立憲民主党代表、国民民主党代表それぞれに、「立憲民主党および国民民主党は、政権を担い得る勢力結集の核となり、働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の最大化を図るため、互いの一致点を見出し、政策の実現に向けて協働するよう求める」等の要望を申し入れた結果、両党は次の総選挙での連携強化にむけて政策協議を始めることで合意しました。9月に自民党総裁選や立憲民主党代表選が予定されており、その結果次第で解散・総選挙の時期も左右されることから、情勢を注視しておく必要があります。国政においてさらに改憲議論が増す中、次の総選挙は、日本の平和と憲法を守る正念場であり、また、私たちがめざす公共サービスの充実をはじめとした社会的な連帯による「支え合う社会」を実現するためにも重要なたたかいです。連合との連携を基本にしながら、自治

労自らの主体的な取り組みを進めます。

【政策実現にむけた政治活動の強化】

2. 当面の政策実現にむけて、自治労組織内・政策協力議員をはじめ、自治労の政策を理解する国会議員との連携を強化し、法案対策などを進めます。
3. 国会議員と地方分権や地方財政に関する政策について認識の共有化をはかるため、全日本分権自治フォーラム政策研究会に参画するとともに、幅広い議員の参加拡大に協力します。

【参議院比例代表選挙の取り組み】

4. 本部は、2025年7月の第27回参議院選挙にむけ、組合員への「岸まきこ」参議院議員の周知・浸透をはかるため、本人による県本部・単組への訪問や組合員との意見交換、さらには評議会や退職者会対策など、ウェブを活用しながら取り組みを進めます。また、県本部が実施する政治活動やコンプライアンスについての学習会の支援を行います。
5. 県本部・単組は、「岸まきこ」後援会への組合員加入をはじめとした取り組みをさらに進めます。また、地域の実情に応じた取り組み方法を本部と協議し、具体的な支持者拡大対策などを行います。
6. 県本部・単組は、機関紙・広報物等に「岸まきこ」の活動に関する記事やSNS等を定期的に掲載し、徹底した周知活

動を進めます。

【参議院選挙区選挙の取り組み】

7. 第27回参議院選挙区選挙については、連合の統一对応を基礎に、県本部として地方連合会に結集し、勤労者・市民を中心に幅広い支持基盤の拡大をはかり、勝利をめざして取り組みます。
8. 本部は、参議院選挙区の組織内候補予定者「吉田ただとも」（大分県選挙区）の取り組みを県本部・単組と連携して進めます。

【政治活動に対する認識の共有化と担い手の育成・確保】

9. 本部は、自治労協力国会議員による国会内・外の活動を情報発信するとともに、県本部・単組で活用できる教宣素材を提供し、組合員の政治に対する関心の高まりをめざします。
10. 県本部・単組は、次期国政選挙にむけて国政報告会などを実施し、自治労協力国会議員等と組合員との対話を進めます。
11. 県本部・単組は、政治学習会の開催や、機関紙の活用を通して、政治活動の意義の共有化と、政治活動に関する正確な知識の周知をはかります。とくに、新しい単組役員や女性・若年層組合員、県職・大都市職に対する働きかけを重視します。

【自治体議員連合の取り組みと連携】

12. 本部は、自治体における協力議員の研修および交流のため、「2025年度第1回自治体議員連合全国学習会」を開催します。なお、開催時期については、政治情

勢を見定めて判断します。

13. 「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、6月に採択ができなかった自治体については、引き続き、自治体議員連合、県本部および単組と連携して、9月の採択にむけて取り組みを進めます。
14. 県本部・単組は、自治体議員連合をはじめ、連携できる議員との日常的な対話を行い、政策協議を進めます。

【各種自治体選挙の取り組み】

15. 本部は各県本部と連携し、各種自治体選挙勝利にむけた活動を通じ、自治労の組織強化と政策実現をめざします。
16. 県本部・単組は、組織内のみならず、政策協力議員を確保・拡大し、「1自治体1協力議員」をめざします。

じちろうネット

自治労 HP
フェイスブック
ツイッターも
続々更新中!

じちろうネット
の紹介動画は
コチラ↓



自治労情報にいつでもアクセス可能!

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した
集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。
また教宣用の素材提供なども行っています。

お申し込みは県本部まで!



立憲民主党

参議院議員(自治労組織内議員)



岸まきこ

声を力に、
一歩前へ

自治労の政策要求を
実現しよう!

自治労は、
第27回参議院選挙の
全国比例区に
「岸まきこ」現参議院議員の
擁立を決定しました。

岸まきこ(岸真紀子)プロフィール

1976年北海道岩見沢市(旧栗沢町)生まれ。94年
旧栗沢町役場入職(現岩見沢市)。2013年から自治
労中央執行委員。19年第25回参院選(全国比例区)
で初当選。現職に至る。

岸まきこ 公式サイト
kishimakiko.com/

岸まきこ 検索

